

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2008.10 No.117

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



人間発達の福祉再論

イラク派遣違憲判決／宇宙基本法／食の安全
刑事裁判への被害者参加／チベット報道

基礎研40周年記念大会の案内

基礎経済科学研究所は、働きながら経済科学を学習し、研究能力を身につけることをめざす人々の自主的で民主的な組織として1968年に創立され、今年40周年を迎えました。そこで、基礎研理事会では、40周年記念事業に取り組む一環として、今年の研究大会を40周年記念大会として開催することを決定しました。

40周年記念研究大会は、2008年12月6～7日に、**関西大学千里山キャンパス**において開催します。現在までのところ、共通セッションの要綱は以下のように決まっています。並行セッションのプログラムはまだ確定していません。ほかに記念講演およびレセプションも予定しています。

「人間発達の経済学の革新」をテーマに昨年9月22～23日に京都大学で開催された研究大会は、往時を凌ぐ参加者で盛り上がりました。それを上回る規模で今年40周年記念大会を成功させるために、多数の所員・所友・読者のみなさんのご参加をお待ちしています。

12月6日（土） 共通セッションⅠ 変化の中の労働研究

- 五十嵐仁「新自由主義と労働政策」
- 伍賀一道「非正規雇用と貧困」
- 和田幸子「途上国の労働実態」

12月7日（日） 共通セッションⅡ 現代の労働過程と『資本論』

- 野口 宏「資本主義とテクノロジー」
- 有井行夫「株式会社と『資本論』」
- 十名直喜「人間発達の経済学としての『資本論』」

記念講演：森岡孝二「『資本論』と労働過程研究の40年」

基礎経済科学研究所 理事長 大西 広
40周年記念事業実行委員長 森岡 孝二

経済科学通信

Letters of Economic Science

第117号 (2008年10月)

NEWSを読み解く

イラク訴訟・画期的な違憲判決 —輝きを増す憲法9条—	太田 紘志	2
宇宙基本法の狙いと問題点	藤岡 惇	8
刑事裁判への被害者参加制度	豊崎 七絵	11
輸入冷凍加工食品の中毒事件が私たちに問いかけるもの	佐保 庚生	14
「チベット暴動」報道に関する若干の考察	大木 崇	17



人間発達の福祉再論

人間の自由と福祉 —セーフティネットの福祉を超えて—	上掛 利博	22
福祉の市場化と福祉労働	横山 壽一	32
加速化する市場化と現下の厚生労働行政のもとでの医療・福祉労働とマネジメント —したたかな実践と総合的な対抗構想の前進のために—	大松美樹雄	37
1909年王立救貧法委員会多数派・少数派報告の比較の試み	藤井 透	43
企業形態の進化に関する考察 —アソシエーション、協同組合、株式会社—	的場 信樹	49

投稿論文

バブル崩壊後の長期停滞について —福永清二博士の「戦後日本経済論」(本誌90号)に関連して—	緒方 伝治	57
---	-------	----

研究ノート

資本主義的生産様式は性=生殖的に中立か —『ジェンダー平等の経済学』と『フェミニズムと経済学』の比較—	青柳 和身	65
--	-------	----

書評		74
----	--	----

坂本悠一/木村健二『近代植民地都市 釜山』/二宮厚美『格差社会の克服 —さらば新自由主義—』/碓井敏正/大西広編『格差社会から成熟社会へ』/川瀬光義『幻想の自治体財政改革』

勤労・実践を捉えかえす学び(13) 研究会「職場の人権」について	樋口 明彦	82
----------------------------------	-------	----

学会動向

WAPE第三回フォーラムに参加して	南 有哲	87
基礎経済科学研究所「一日東京研究集会」報告	高田 好章	89

誌面批評

いまなぜ人間発達か —『経済科学通信』116号を読んで—	小野 満	91
------------------------------	------	----

イラク訴訟・画期的な違憲判決 —輝きを増す憲法9条—

OTA Hiroshi
太田 紘志

I はじめに

今年4月17日。名古屋高等裁判所第一法廷で「イラク訴訟の画期的な違憲判決」がくだされた。主文が朗読された。

「原告らの請求をいずれも却下する……！」

「敗訴……？」二文字が脳裏を走る。

これから判決文の内容の朗読に入るのだ、気持ちを前向けに取り直す。

裁判長の朗読が「事実及び理由」に及び、事実の概要・原告らの主張から、丁寧に具体的な内容に入り始めた。その瞬間、法廷内の30人の弁護団と原告代表の席がざわめき始める。勝利判決の期待感が膨らんできたのだ。

朗読は「イラク全土が戦闘状態である」と言及。

法廷内では「違憲判決」への期待感が、じわーと広がってくる。違憲判決の瞬間が近づいてきているのだ！そこここで、すすり泣く音や声。私も熱い涙がこみ上げてきた。弁護団の二人が「勝利の旗出しに」駆け出す。法廷に入りきれない支援団体の「ウワー」と言う歓声と拍手が廷内

に伝わってきた。

「イラク特措法の2条2項、3項に違反。憲法9条に違反。」加えて「平和的生存権の具体的権利性」を正面から認めた画期的な判決理由の内容だった。

その歴史的な出来事の現場にいた私は、これ以上ない幸せな気分深くひたった。

判決報告集会では、晴々とし熱気のコもった報告と発言が続く。拍手がまきおこり、「そうだ！そのとおり」の掛け声が、会場の雰囲気盛り上げる。70歳の内河恵一弁護団長の声が上がらず、詰まる。感激と感動が伝わってくる。夕方の街頭判決報告集会の報告・発言の声は凜と響き、良く通る声に通行者も立ち止り拍手までも沸き起こる。

榮町のバスセンターの近くの中日会館には、号外の「違憲判決」の文字が目飛び込んでくる。何人もが、携帯電話・デジタルカメラのシャッターを切る。

居酒屋での勝利の乾杯。テレビ放送に拍手と掛け声。まさに勝利の美酒に酔いしれた瞬間であった。私たち高知からの原告団は、バスと車で6人が参加した。私は感動・感激を得て名古屋往復一千キロを運転してきた誇りをかみしめた。



各国のイラク国内活動状況（2004年3月1日現在）



資料：朝日新聞朝刊（2004年4月21日）、各国大使館公式ウェブサイトほか

Ⅱ 歴史的・画期的な違憲判決

イラク派遣差し止め訴訟・控訴審判決に対する弁護団は下記の声明や見解を出した。

その第1は「画期的・歴史的な違憲判決」である。

その第2は「平和的生存権の具体的権利を認めた判決」である。

その第3は「判決の効力は政治部門と司法部門に及ぶ」である。

2008年4月17日、名古屋高等裁判所民事第3部（青山邦夫裁判長、坪井宣幸裁判官、上杉英司裁判官）は、自衛隊のイラクへの派兵差止め等を求めた事件の判決において「自衛隊の活動、特に航空自衛隊がイラクで現在行っている米兵等の輸送活動

は、他国の武力行使と一体化したものであり、イラク特措法2条2項、同3項、かつ憲法9条1項に違反する」との判断を下した。

判決はその理由で、自衛隊がイラク戦争の中でどのような役割を果たしているかの証拠を踏まえて詳細な認定を行い、イラク特措法及び憲法9条との適合性を検討した。その結果、正面から自衛隊のイラクでの活動が違憲であるとの司法判断を下した。

この違憲判決は、日本国憲法制定以来、日本国憲法の根本原理である平和主義の意味を正確に捉え、政府の違憲行為に適用し、憲政史上最も優れた画期的な判決であった。判決内容は、結論として控訴人の請求を退けたものの、原告らをはじめ日本国憲法の平和主義及び憲法9条の価値を信じ、司法に違憲の政府の行為の統制を求めた全ての人々にとって、極めて価値の高い実質的な勝訴判決と評価できるものである。

Ⅲ 平和的生存権の「具体的権利性」を認める

加えて、判決では、平和的生存権は全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利であるとし、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまらず、平和的生存権の具体的権利性を正面から認めたものである。

これまでの裁判では平和的生存権は「抽象的権利」とされ、裁判で訴えられるものではないとされ門前払いされてきた。しかし2007年3月23日、イラク派兵第7次訴訟で名古屋地裁民事第7部が、「田辺判決」において平和的生存権の具体的権利性を肯定した。そして今回の名古屋高裁の田辺判決を引き継いで「憲法9条に違反する戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備行為等」へ「加担・協力の強制」の要件を含め、侵害と認める要件を拡大した。この要件からすれば、基地のある地域で

の被害は「戦争への準備行為への強制的加担」にあたり、平和的生存権侵害であると言える。

さらに政府が進めようとしている海外派兵も同様であり、裁判所で門前払いができなくなった。私たちはこれからも法廷で政府の違憲性を争う事ができる道筋が開けてきたのである。

Ⅳ 判決の効力は政治部門と司法部門に及ぶ

判決の政治部門への効力は、イラクから撤退させる強制力はない。しかし、日本は三権分立を柱としており、憲法解釈の最終判断権限は裁判所に与えられている。だからこの裁判所の司法判断は「主文であろうと、理由中の判断であろうと」国政上最大限に尊重されねばならない。これから私たち主権者がすべきことは、違憲判決を政治部門に突きつけ、政策の転換を迫り続けることであろう。

司法部門である裁判所では、判決の結論の主文よりも結論を導く過程の「理由中の判断」が重視される。今回の名古屋高裁判決は、「憲法9条を導いた基準」と、平和的生存権の基準」の二点が重要である。今後同種の判断をする、全国の地裁・高裁がこの基準を用いる可能性が十分にある。

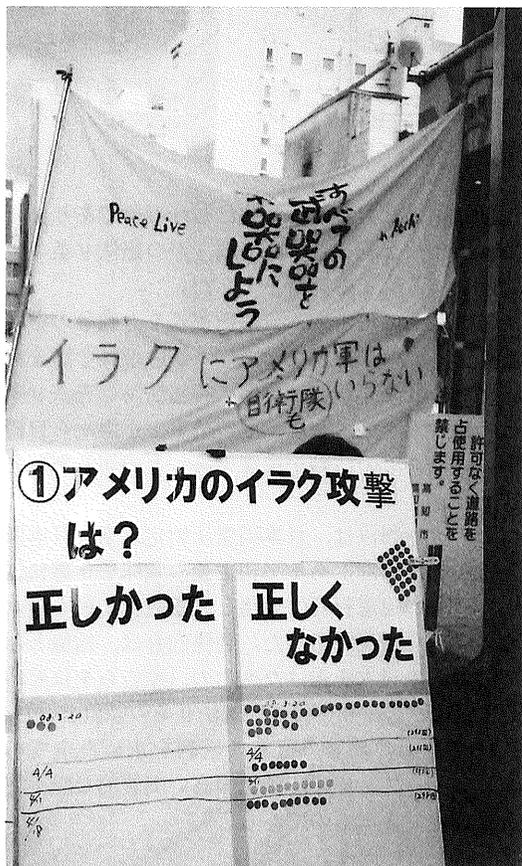
また今回の判決内容によって、平和的生存権・違憲判決の基準が明確になったことにより、「派兵差し止め訴訟」が多く起される可能性が高まってきている。今まで国が憲法9条をなし崩しにしてきた中で、裁判所は沈黙や門前払いを貫いてきたが、今後は市民と裁判所が国の違憲行為の前に大きな壁となって立ちはだかることになるだろう。

V おわりに

今でも続くアメリカのイラクへの侵略戦争。米兵の犠牲者は、4000人に迫ろうとしている。イラクでの犠牲者は最低でも8万人、最高は数十万人とも言われている。戦争・環境破壊による数百万人の難民や経済的損失が今も続いている。

しかし、航空自衛隊のイラクでの空輸活動が「憲法9条に違反する」との17日の判決に対して、憲法を守るべき政府のあきれた反応。

福田首相は17日「傍論でしょう。」



町村官房長官は、18日午前「(イラクの)空自の活動継続に何ら問題はない。」

高村外相は、「一人の人(裁判官)の意見である。暇でもできたら(判決文)読んでみる。崇高なものであるかのごとく錯覚を与えて政治に利用しようとするのは良くない。」

石破防衛相は、「(判決は)極めて遺憾だ。判決を導き出す立論過程で(違憲判決が)理論構成上必要であったわけでない。なぜあえて(違憲判決に)言及したのか理解しかねると批判。」

田母神(たもがみ)俊夫・航空幕僚長は、18日の記者会見で「そんなの関係ねえー」と発言。

これらの発言を許さないためにも、私たちの今後の活動が求められている。高知の我々は、5年前にイラク復興支援特別法が成立し、自衛隊の派遣が現実的になった時に、何とか取り組めないのかとの思いにかられていた。その時に、名古屋訴訟の情報があり「訴訟をやろうよ!との掛け声で」16年2月に第一次の訴訟の原告となった。その後高知の原告は50余人となった。

私たちは毎週、高知市の街頭でイラク侵略戦争反対を呼びかける、シール投票・ビラ配り・署名など「ピースアクション・ピースライブ」などに取り組んでいる。勝利判決の翌日には300回目の行動となり、今までとは違う反響と自信が出来た。

【資料】

日本国憲法

前文(抜粋)

日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解

決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(イラク特措法)

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、イラク特別事態(国際連合安全保障理事会決議第六百七十八号、第六百七十七号及び千四百四十一号ならびにこれらに関連する同理事会に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態を言う。以下同じ。)を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議千四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

第二条

政府は、この法律に基づく人道復興支援活動又は安全確保支援活動(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、前条に規定する国際社会の取組に我が国として主体的かつ積極的に寄与し、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 対応措置については、我が国領域及び現に

戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

- 一 外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。ただし、イラクにあっては、国際連合安全保障理事会決議千四百八十三号その他の政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従ってイラクにおいて施政を行う機関の同意によることができる。）
- 二 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第八条五項及び第十四条第一項において同じ。）

イラク戦争と陸上自衛隊のイラク派遣に関する略年譜

- 1991年 1月 米軍を中心とした国連多国籍軍、イラクに対して空爆開始（湾岸戦争）
- 3月 イラクと米国、暫定停戦協定を締結（湾岸戦争終結）
- 4月 自衛隊法第100条の5（国賓等の輸送）を根拠とした政令（空自による難民輸送）に基づき、ペルシャ湾へ海自の掃海部隊を派兵。ペルシャ湾における機雷除去およびその処理を行う（海外公海上へ初めての自衛隊派兵）
- 1992年 6月 「国際平和維持活動（PKO）協力法」成立
- 9月 PKO法により、陸自をカンボジアへ派兵。国連カンボジア暫定機（UNTAC）の指揮下で道路建設、水・燃料の供給、物資輸送などの業務を実施（海外領土への初めての陸自派兵）
- 1997年 9月 「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」策定
- 1999年 5月 「周辺事態法」成立
- 2001年 9月11日 米国同時多発テロ（9・11事件）
- 10月 7日 米国、アフガニスタンへの攻撃開始（米国の対テロ戦争）
- 11月 2日 「テロ対策特措法」成立
- 11月 9日 テロ特措法により、海上自衛隊をインド洋に派兵

- 2002年 1月 ブッシュ米大統領、イラク、イラン、北朝鮮3国を名指し批判（悪の枢軸発言）
- 11月 イラク、国連決議1441により査察を受け入れ、武器申告書を査察団に提出
- 2003年 3月19日 米空軍、空爆「イラクの自由作戦」を開始（イラク戦争）
- 20日 小泉首相、「米国の武力行使の開始を理解し、支持する」と表明
- 4月 9日 フセイン政権崩壊
- 5月 1日 ブッシュ大統領、大規模戦闘終結宣言。以後、イラク全土が米の占領下に置かれる
- 6月 6日 「有事法制三法」（武力攻撃事態対処関連三法）成立
- 7月26日 イラク特措法（イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法）成立
- 12月 9日 日本政府、イラク特措法により自衛隊派兵期間を2003年12月15日から一年間とする基本計画を決定
- 14日 フセイン大統領、イラク中部テイクリート郊外の民家で拘束
- 26日 イラク特措法により、空自先遣隊48人がイラクへ出発（戦時下のイラクへ初の派兵）
- 2004年 1月16日 陸自先遣隊約30名がイラクへ出発
- 22日 空自本隊の第1期派遣部隊110名がクウェートへ出発
- 23日 デイヴィッド・ケイ初代米調査団（ISG）団長、「（大量破壊兵器は）もともと存在しなかった」「われわれはほとんど間違っていた」と発言。
- 26日 小泉首相、衆院予算委員会で「（イラクの大量破壊兵器問題は）解決」と発言
- 2月 3日 陸自本隊第1陣90名がイラクへ出発（以後、2006年5月出発の第10次復興支援群まで派兵が続いた）
- 5日 小泉首相、参院イラク有事特別委員会で「過去、イラクは保有し、使用していた事実があった。そして、イラクが持っていないという立証責任を果たしていなかった。だから持ってい

- たと断定しても不思議ではない」と発言
- 20日 海自、輸送艦と護衛艦をクウェートへ出発
- 4月 サマワ宿営地に迫撃砲弾のようなものが着弾。イラク日本人3人人質事件発生
- 11日 米軍はファルージャを包囲し、大規模な無差別空爆を開始。600から1,000人以上といわれる住民が殺害される(ファルージャの戦闘)
- 28日 アブグレイブ刑務所にて米兵のイラク人捕虜虐待事件発覚
- 6月2日 イラク暫定政権発足
- 14日 「有事法制7法」(国民保護法、米軍行動円滑法、特定公共施設利用法、改正自衛隊法、捕虜取り扱い法など)
- 7月9日 米上院情報特別委員会(パット・ロバーツ委員長)報告書公表。大量破壊兵器の保有と開発計画を否定。フセイン政権による「核開発計画の再編成」や「生物・化学兵器の保有」「攻撃用生物兵器計画の実施」の情報が誤っていたと指摘。もう一つの開戦理由だった国際テロ組織アルカイダとフセイン政権の結びつきも否定
- 10月6日 イラクの大量破壊兵器に関する調査団(ISG)、「イラク戦争開戦時期にイラクが大量破壊兵器を保有せず、開発計画もなかったと最終報告
- 11月7日 米軍、ファルージャを包囲、封鎖。2,000人を超える死者を出した(ファルージャの大虐殺)
- 26日 イラクで日本人質事件が再度発生。4日後に日本人男性1名が遺体で発見
- 12月9日 日本政府、自衛隊イラク派兵を2005年12月14日まで延長することを閣議決定
- 2005年1月30日 イラク国民議会選挙実施
- 31日 米独立調査委員会、「イラク攻撃前の大量破壊兵器に関する情報のほとんどすべてについて、米情報当局が完全に誤っていたとの結論に達した」と最終報告
- 4月28日 イラク移行政府発足(暫定政権は解消)
- 12月8日 日本政府、自衛隊イラク派兵を2006年12月14日まで再延長すると閣議決定
- 2006年2月2日 小泉首相、参院予算委員会で「大量破壊兵器があると想定するには、あの当時不思議ではない」「(イラク戦争支持は)これは正しい決定だと今でも思っております」と発言
- 5月20日 イラク正式政府発足
- 7月17日 サマワ駐留の陸自撤兵完了。クウェート駐留の空自は活動継続・拡大
- 31日 空自のC130H輸送機がクウェートのアリ・アルサレム空軍基地からバグダッド国際空港へ多国籍軍の兵士等をはじめて輸送
- 12月8日 日本政府、空自のイラク派兵を2007年7月31日まで再々延長することを閣議決定
- 15日 「防衛省法」(改正防衛庁設置法・改正自衛隊法など関連四法)成立
- 30日 フセイン大統領死刑執行
- 2007年1月27日 久間防衛相「イラク戦争の出発点が間違っているようが、イラク復興のために、政局の安定を図らなくてはならない」と述べ、イラク特措法の延長が必要」と述べる
- 3月30日 日本政府、7月末で期限切れとなるイラク特措法を2年間延長する改正法案を閣議決定
- 2008年4月17日 イラク訴訟で名古屋高等裁判所が「憲法違憲判決」
- 5月2日 イラク訴訟で名古屋高等裁判所の「憲法違憲判決」が確定
- 5日 政府が空自輸送活動を継続するために、イラクと地位協定の締結に向けてイラク政府と交渉する方針を決める

※資料出所：自衛隊イラク派兵訴訟全国弁護団連絡会議資料より作成

(おた ひろし 所員 自衛隊イラク派兵差止訴訟(名古屋訴訟団)原告)

宇宙基本法の狙いと問題点

FUJIOKA Atsushi
藤岡 惇

I 4時間という スピード審議で成立

2007年6月20日、自民・公明両党は、議員立法のかたちで「宇宙基本法案」を国会に上程した。安倍内閣の退陣、軍事汚職の表面化といった事態をうけて、この法案はたなごらしされていたが、与党と民主党の国防族議員同士の水面下の談合が実を結び、2008年5月8日に微調整された宇宙基本法案が自民・公明・民主3党によって再提出された。

1969年5月の「宇宙の開発・利用は、平和の目的に限る」という両院での全会一致の決議にもとづき、宇宙開発は、原子力開発と同様に平和＝非軍事の枠内で行うという方針をわが国は堅持してきた。同法案の最大の目的は、この「国是」を捨て、宇宙の軍事利用を解禁することにあった。第14条には「国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。

再提出後同法案の審議は、異常な速さで進んだ。上程翌日の5月9日、衆議院内閣委員会において、わずか2時間の審議の末に同法案は可決された。わが国宇宙政策の大転換を意味する同法案が、まともな審議なしに可決されたことを憂えて、翌日の『朝日新聞』は、「余りに安易で拙速な大転換」と警告する社説を出した。しかしその後も、採決だけを急ぐ議事運営がまかり通り、13日の衆議院本会議では共産党・社会民主党の反対をおしきり、可決された。

野党が多数を占める参議院に移っても事態は変わらなかった。5月20日内閣委員会では、衆議院と同様2時間の質疑を許しただけで審議が打ち切られた。質疑のなかで民主党の谷岡郁子議員は「宇宙開発利用の安全保障分野が軍需産業を育成し、日本が産軍複合国家への道を歩む突破口になるのではないかと質問したのにたいして、提案

側の細野豪志議員（民主党）は「あくまで専守防衛の範囲内で宇宙利用を行う」と答弁した。こうして翌5月21日の本会議で、同法案は賛成221名、反対14名という大差で成立した。反対票を投じたのは、共産党・社民党のほかは糸数慶子・川田龍平議員だけであった。

21日は、宇宙軍拡最大の受益者となる日本航空宇宙工業会の通常総会の日。夕刻から開かれた工業会のパーティには、推進派議員が続々と集まり、同法の成立を祝う盛大な宴会となったという。

私は民主党の有力議員にファクスを送り、慎重審議を要請した。参考人として国会で証言する用意があるとも書いたのであるが、私の願いは適えられなかった。私が証言したいと考えた宇宙基本法案の問題点とは何か。以下、この点を明らかにしておきたい。

II 宇宙の軍事利用が 歯止めなく進む

基本法案を推進した議員たちは、同法第2条に「宇宙開発利用は、……日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする」という文言が入ったことをもって、「宇宙の軍事利用」だけが暴走する心配はないし、軍拡競争を促進する恐れもないと弁明する。衆議院内閣委員会における吉井英勝議員（共産党）の質問にたいして、提案者側は宇宙の軍事利用には「専守防衛の範囲内」という歯止めがあると答弁したが、「どのレベル、どの範囲の軍事利用が可能となるのか」という質問にたいしては「科学技術水準や国際情勢に照らしてその都度判断する」というあいまいな答弁しかできなかった。「他国の衛星を攻撃・破壊するキラー衛星の保有」も否定しなかったという。

前稿でも述べたように（藤岡惇「MDと宇宙軍拡」『世界』2007年4月号）、宇宙の軍事利用には次の5つの段階がある。第1段階は、監視衛星や通信衛星の配備など、情報収集・通信のための宇宙の軍事利用だ。

第2段階とは2003年に始まったイラク戦争のように、戦争の神経系統が宇宙に移され、宇宙ベースで「ネットワーク中心型の戦争」を戦うという段階だ。宇宙に実戦兵器こそ配備されていないが、この段階の宇宙利用に踏みこむと、自衛隊の攻撃能力は飛躍的に強化され、周辺諸国を怯えさせることは間違いない。

第3段階とは、地球上から天空を飛ぶ軍事衛星を攻撃し破壊する段階だ。宇宙の戦場化の悪夢が現実のものとなる。

2007年1月10日に中国軍が行った衛星攻撃実験のミサイルは、内陸部の四川省から垂直に打ち上げられた。この種の衛星攻撃ミサイルを阻止しようとするれば、衛星に「宇宙兵器」を搭載するほかない。こうして宇宙の軍事利用は第4段階——宇宙への実戦兵器配備の段階に到達する。ここまで来ると、最終の第5段階（宇宙を舞台にした核戦争）を残すだけとなる。

宇宙基本法のもとでは「専守防衛」という理由を付けさえすれば、宇宙の軍事利用は青天井となるだろう。いま米軍やイスラエル軍は、宇宙の軍事利用の第2段階技術を使って、自動車で移動中のゲリラリーダーを暗殺しつつけているが、わが国でも宇宙の軍事利用が第2段階に入ると、このようなおぞましい風景が生まれてくるだろう。日米の攻撃型戦力は飛躍的に強化されるだろうが、頭上を回る宇宙衛星を呪い、復讐を誓う人々を増やし、軍拡競争の炎が燃えさかることを恐れる。

Ⅲ ミサイル防衛は 先制攻撃促進装置

「日本の安全保障に関する宇宙利用を考える会」という組織がある。座長は現防衛相の石破茂氏だ。この会は、2006年に『わが国の防衛宇宙ビジョン』という報告書を出したが、そこでは、高速で飛ぶ長距離ミサイルに対処するには、地上レーダーや航空機では間尺にあわない、発射直後に捕捉し追尾するには、早期警戒衛星や宇宙追尾監視衛星の導入が必要だと述べていた。このあたりに宇宙基本法制定の重要な背景があることは想像に難くない。

戦時下では、敵の攻撃から「戦争遂行システム」を守りぬくことが防衛の最重要課題となる。したがってミサイル防衛（MD）の第1の任務とは、

日本国民のいのちと暮らしを守るのではなく、米国の握る「制宇宙権」とこれをバックにした新型戦争システムを守ることになるのは当然だ。新型戦争システムは、地球規模で統合され、攻守一体となっている。攻撃戦力と防衛戦力とを兼ね備えた最強の軍艦をイージス艦と呼ぶが、米国がめざしているのは、戦争のイージス化なのだ。米国の支配層が「集団的自衛権を容認せよ」と、日本政府に圧力をかけてくるのはそのためである。

9月11日事件を契機にして米国の戦略は転換し、必要ならば先制攻撃を行うし、単独行動も辞さないという態勢に変わった。

イランの核施設・軍事基地にたいして、米軍が地球規模の電撃作戦を敢行するという観測がくりかえし流れているが、この作戦を立案し、指揮する役割を担っているのが、全米戦略司令部だ。ネブラスカ州オマハ市の南東ベルビューにあるオフアット空軍基地に設置されており、この司令部のもとに電撃的な「地球規模攻撃」を担う戦闘司令部と敵のミサイル攻撃を阻止するミサイル防衛部門司令部とが並存している。作戦が始まると、米軍はまずイラン軍のミサイル基地を攻撃し、敵のミサイルつぶしに全力をあげるだろう。仮に90%の敵ミサイルを破壊できたとしても。イランは、残る10%のミサイルを応射してくるだろう。MD部門司令部の任務というのは、敵の残存ミサイルの応射をシャットアウトし、米軍の先制攻撃を完勝に導くことに置かれている。MDというのは、先制攻撃を促進する装置であり、対抗軍拡を呼びおこすことは避けられない。

Ⅳ 科学研究が圧迫される

宇宙基本法では、宇宙の商業的開発利用にむけて、宇宙産業の育成が異常に強調されているが、その反面、宇宙の環境保全や科学探査といった分野への言及が乏しい。また「国は、宇宙開発の特性にかんがみ、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のための必要な措置を講ずる」（第23条）と規定されているので、軍事機密のもとで自由な学問研究が窒息する懸念もある。また、宇宙関連の独立行政法人の業務見直し、宇宙の軍事利用や商業利用を重視する方向に誘導するかの規定もあり、要注意だ（付則第3条）。

V 天空の軍需利権法となる

宇宙基本法では、宇宙の軍事利用と並んで、宇宙の商業的開発利用の促進が謳われている。ただし宇宙産業というのは原子力産業と似ている。純粋の民間部門とは体質が大きく異なり、国庫に寄生・依存する体質が強く、利権の巢となりやすい特質をもつ。宇宙基本法のしくみが具体化されていくと、日本でも軍産複合体が暴走する環境が整ってくるであろう。宇宙産業に多額の公的資金が流れると、年金・医療・教育といった分野への財政支出がやせ細っていくであろう。

宇宙の軍事利用が進み、宇宙が戦場となれば、大量のデブリ（衛星破片など）が生まれ、宇宙の商業的利用や科学的利用に支障がでてくるだろう。

なぜ、日本の自動車産業は大発展したのに、航空宇宙産業が長期の沈滞状況から抜け出せないのか。最大の理由は、日本には自立した航空宇宙産業の発展を許さないという米国政府の冷徹な方針があったからだ。商業用衛星には、事実上米国製を購入することを義務付けた「日米衛星合意」を破棄することなしには、日本の衛星産業の発展は語れない。

VI 市民交流と外交力の重視を

平和の構築を考えるばあい、災害救援や市民間の助け合い活動の果たす役割は大きい。中国全土の世論調査によると、四川省の大地震に際して、日本が派遣した災害救援隊の活躍ぶりを見て、「日本に対する好感度」がアップした人が74%に達したといわれる。平和な社会関係をつくるには、宇宙の軍事利用の強化は邪道だ。災害支援のほうが、低コストでありながら、はるかに効果的なのだ。

いま一つ、外交の果たす役割も強調しておきたい。1980年代後半、欧州市民の多くは米国のレーガン政権の進めるミサイル防衛網の建設に賛同せず、欧州から中距離核ミサイル自体を撤去させる道を選び、米ソ両国をして欧州から中距離核戦力(INF)を撤去させる条約を締結させることに成功した。この成果が、この地から冷戦構造を消し去り、平和的な経済発展の新時代を切り開いたのだ。

ベトナム戦争とイラク戦争の惨禍を体験したアセアン諸国の間でも、同様の動きが生まれている。東南アジアを非核地帯にし、域内紛争の非軍事的解決を義務付けるTAC（東南アジア友好協力）条約をユーラシア大陸全域に広げていこうとする動きだ。今われわれがなすべきは、宇宙の軍事利用の解禁でも、MDに深入りすることでもない。欧州とアセアンの動きから深く学ぶこと。北東アジア地域を非核地帯にすること。相手国に到達する射程のミサイルの配備を禁止する地域に変えるための外交交渉を強化することだ。宇宙基本法の制定は、このような世界史の大道に逆行するものであり、憂慮に絶えない。

VII 「地球ネット」の オマハ集会に参加して

「宇宙への兵器と核エネルギーの配備を考える地球ネットワーク」という市民団体があるのをご存知だろうか（詳細は<http://www.space4peace.org/>を参照）。私はこの団体の国際諮問委員を務めている関係で、本年4月11日から13日にネブラスカ州オマハの地で開かれた年次総会・研究集会に参加してきた。イランの核施設への電撃攻撃が敢行されるばあい、作戦の神経中枢となるのが全米戦略司令部。いま「地球上で一番危険な軍事拠点」とされる同司令部のある町だ。オマハ中心部のクレイトン大学で開かれた研究集会には、20ヵ国からこれまでで最高200名が集まった初日に基地調査を行ったが（基地正門前の写真を参照）、厳重な警備ぶり、基地内の重要施設の大半が地下深くに移されていることが印象的であった。



「ブッシュが不法なイラン攻撃をおこなうとすれば、それは戦略司令部から始まる」という横断幕を戦略司令部のゲート前で掲げる反戦団体
—オマハのオフアット空軍基地にて筆者撮影

集会には、MD基地を抱える地域の関係者が多数参加していたが、東アジアからの参加者はごく少数に留まった。日本からの参加者は私だけ。韓国からは「祖国の再統一と平和の連帯運動」(SPARK)の関係者4名が参加していた。来年度の年次総会・研究集会は韓国で開かれる可能性が高い。もし来春に韓国で開かれるならば、アジアの地での最初の開催になる。

人間というのは大地の子、宇宙の子ではないだろうか。宇宙というものは、誰の所有でもない。資源を採取したり、軍事基地として利用したりするのではなく、あらゆる生命の源として宇宙を野生のままに保護していく。ちょうど南極大陸と同

じように、人類が共同利用する共有地として保存していくべきではないか。いつ放射能と殺人兵器が襲いかかってくるかわからない——宇宙をそのような状態にしておいて、情緒の安定した優しい子どもを育てることなどできるのだろうか。子どもたちの夢とファンタジーを育てる空間として宇宙を保全し、守っていききたいと思う。

(本稿は、『世界』2008年7月号所載の拙稿を加筆補充したものである。)

(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

刑事裁判への被害者参加制度

TOYOSAKI Nanae
豊崎 七絵

I はじめに

昨年2007年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成19年法律第95号)」が成立、公布された。同法に盛り込まれた主な諸制度は、①損害賠償請求に関し刑事裁判の成果を利用する損害賠償命令制度の創設、②公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大、③刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度の創設、そして④刑事裁判への被害者参加制度の創設である。このうち②③は昨年12月26日より既に施行されている一方、④は遅くとも本年12月26日までに施行される。

これらの諸制度はそれぞれ刑事裁判のあり方に大きな影響を与えうるが、本稿では、④の刑事裁判への被害者参加制度を取り上げ、その概要と問題点について検討する。

II 刑事裁判への被害者参加制度の概要

被害者参加制度の具体的内容について、その立法趣旨として説明されてきた点等に若干触れつつ、以下、概観する(引用の条文番号は、特に断りの

ない限り、刑事訴訟法のそれである)。

(1) 裁判所は、被害者等、被害者の法定代理人、またはこれらの者から委託を受けた弁護士から、手続参加の申し出があるときは、被告人または弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、被害者等または被害者の法定代理人の手続参加を許す(316条の33第1項)。

ここにいう被害者等とは、被害者または被害者が死亡した場合もしくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族もしくは兄弟姉妹を指す(290条の2第1項)。つまり、被害者本人のほか、その親族・遺族も参加が許されることになる。

また参加を許された者は、被害者参加人と呼ばれる(316条の33第3項)。

(2) 参加が許されるのは、当該事件が、①故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ及び強姦の罪、業務上過失致死傷の罪、逮捕及び監禁の罪、略取、誘拐及び人身売買の罪、③その犯罪行為に②の罪の犯罪行為を含む罪、④右①②③の未遂罪の場合である(316条の33第1項)。

要するに参加が認められるのは、生命・身体・自由に対する一定の重大犯罪及びその未遂罪の被害者等である。

(3) 被害者参加人またはその委託を受けた弁護士(以下、被害者参加人等という)に認められる

権限は、①公判期日への出席、②検察官の権限の行使に関する意見を述べる、③情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く）についての証人尋問、④被告人質問、そして⑤証拠調べ終了後、検察官による事実及び法律の適用とは別に、事実または法律についての意見を陳述すること（ただし訴因として特定された事実の範囲内）である（316条の34～38）。

①について。当該事件の公判が開かれる期日に被害者参加人等の在廷権を認めたものであり、被害者参加人等は法廷の、検察官の隣に座を占めることが想定されている。被害者参加人等は、検察官とコミュニケーションをとりながら刑事裁判の内容や進行を確認し、また上記②～⑤の訴訟行為を行うものとされる。

②について。被害者参加人等と検察官との協力関係・信頼関係を構築するため必要とされる。検察官は、必要に応じ、意見を述べた者に対し理由を説明しなければならない。

③について。ここにいう情状とは、たとえば被告人の年齢、性格、前科・前歴、生活環境、被害回復・被害弁償・示談の成立、被害者側の事情といった犯罪事実に関連しない狭義の情状を指す。被害者参加人等は、この情状を立証するための証人を尋問できるが、犯罪事実については尋問できない。その理由として、犯罪事実に関する尋問を認めると、証人は原則として供述義務があるため負担が大きすぎる、また検察官の主張・立証と整合しない尋問がなされるおそれがあるという。

④について。③の証人尋問と異なり、質問事項について特に制限は設けられていない。その理由として、証人と異なり被告人には黙秘権があるので質問に対し供述を拒むこともできる、また被害者参加人等が被告人に直接聴きたいことを聴き、これに対する被告人の応答も考慮に入れた上で行った方が、⑤の意見陳述もより効果的に行いうるという。

⑤について。被害者参加人等は、証拠調べ終了後に、検察官とは別個に、かつ検察官の意見陳述と同様のそれ、いわゆる論告・求刑ができる。ただし検察官が審判の対象として設定した主張（訴因）の範囲内に限られるため、たとえば検察官が殺人の故意はなかったとして傷害致死を主張しているのに、被害者参加人等が殺人であるとして意見陳述することはできない。もっとも訴因の範囲

内であれば犯罪事実についても量刑についても検察官とは別個に意見を述べうる。ゆえに法定刑の範囲内で、検察官の求刑を上回る求刑も可能である。たとえば、検察官が殺人・無期懲役としているところ、被害者参加人等が殺人・死刑との意見陳述を行うこともできる。

(4) 裁判所は、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、付添人を認めたり、遮へい措置を採ることができる（316条の39）。

Ⅲ 刑事裁判の本質と被害者参加制度

(1) もとより刑事裁判の本質は、⑦仮説的性格、⑧国家対個人の対立構造、そして⑨被告人の権利保障にある。この本質に照らし、被害者参加制度はどのように評価されるか。

⑦の仮説的性格とは、「被告人Xは、2008年6月1日午前10時30分、福岡市東区箱崎〇丁目〇番〇号Y方で、Yに対し、殺意をもって所携のナイフでその左前胸部を1回突き刺して心臓刺創の傷害を負わせ、よって、即時、同所において、同人を上記傷害により失血死させて殺害した」といった検察官の公判での主張は、それが証拠によって裏付けられ、少なくとも有罪判決として確定するまでは、一つの仮説にすぎない。この仮説的性格は、民事裁判の原告の主張にも当てはまる点で、刑法や民法といった実体法と異なる手続法一般の特徴ともいえる。このように裁判においては、結論を先取りすることはできないから、実体としての「犯人」はいないし（検察官によって起訴された者は、被告人である）、実体としての「被害者」もない。

もっとも民事の場合、必ず民事裁判を経なければならない訳ではなく、私人である当事者双方の自主的解決が可能である。これに対し刑事の場合、国家（検察官）v.s.個人（被告人）という対立構造を前提とし（⑩）、刑事裁判を経なければ個人に対する国家刑罰権の行使はおおよそ許されない（「手続なければ刑罰なし」）。つまり刑事手続法は実体法たる刑法を実現させるための単なる助法ではなく、それ自体、独自の価値をもつ。なぜなら刑事の場合、無辜（むこ）の者を誤って処罰することこそ最大の不正義であり、この不正義を回避するため、犯罪の嫌疑をかけられた者であっても無罪と推定

し、その権利を最大限保障しなければならないからである(㉗)。このように無罪推定の法理は、結論を先取りしないという意味では㉗を基礎とするものであるが、民事ならぬ刑事固有の法理という意味で㉗と不可分の関係にある。

(2) 被害者参加制度は、この刑事裁判の本質と矛盾しないか。具体的には、㉓無罪推定法理に反する、㉔国家(検察官) v.s. 個人(被告人)という対立構造と矛盾する、㉕被告人の防御の負担を増大させる、という問題が指摘されている。もっともこれに対しては、「矛盾しない」との法解釈論上の説明も施されてきた。すなわち、(a)「被害者」といっても未確定の(仮の)被害者にすぎない(㉖に対する反論)、(b)被害者参加人等は独立した訴訟当事者として被告人と対抗関係に立つのではなく、検察官との協力関係のもと、検察官の有する訴追権の範囲内で訴訟行為を行う(㉗に対する反論)、(c)確かに被害者が参加することで争点が増大し、被告人の防禦の対象が拡大する可能性はあるとしても、被害者の訴訟行為は、検察官の訴追権の範囲内で行われるのであるから、防禦の負担を不当に広げるものではない(㉘に対する反論)、というものである。

確かに今回創設された被害者参加制度は、犯罪被害者等が独立の当事者として訴追権をもち、検察官とは別個に、起訴権、訴因設定権、証拠調べ請求権、上訴権といった権限を行使しうる制度にはなっていない。ゆえに(a)(b)(c)のように、少なくとも今回創設された制度は刑事裁判の本質と矛盾しないとの論理上の説明も行われる。しかし、これは「このように説明すれば矛盾しない」という消極的な論理可能性を述べたにすぎないのであって、被害者参加制度は刑事裁判の本質とまさしく適合するとか、むしろその本質を強化するといった積極的な裏付けを展開するものではない。むしろ被害者参加制度が刑事裁判の本質と矛盾する危険性が高いからこそ、このような消極的な説明にとどまらざるを得ないといえる。

事の実質をみると、バーの中に入ってきた被害者等が、被告人に有利な情状を証言する証人に対して反対尋問し、被告人質問では被告人と直接対決し、生の被害感情を露にして死刑を求刑するという状況を、果たして無罪推定法理に貫かれた刑事裁判が行われていると評しうるであろうか。裁判員裁判や死刑制度と合わせ実施されることに

より、情緒的な厳罰化が進んでゆく危険性はないと断言できるだろうか。

IV 現代治安政策と被害者参加制度

1990年代以降の治安政策にみられる重要な特徴の一つとして、「市民」の要望・要求を国家(治安当局)が積極的に引き出し、これに応えるというかたちで立法や施策が推進されていることが指摘される。犯罪被害者関連の政策・立法においても、「犯罪被害者・遺族」のニーズをすくい上げることによって、刑事司法に対する「犯罪被害者・遺族」をはじめとする「国民」の信頼を確保することが謳われてきた。

本法律の名称に冠される「犯罪被害者等の権利利益の保護」や「国民の信頼の確保」といった名辞は、「人権」や「民主主義」を彷彿とさせるものであり、それだけを見ると大変よいことのようにみえるかもしれない。しかし問われるべきはその具体的中身であり、真に人権・民主主義に資するそれであるか否かは、文字通り、わけへだてなく全ての人すなわち市民の自由・平等・連帯に資するものか否かにかかっている。

この点、本稿の結論を先に述べれば、被害者参加制度とは、一定の「市民」を選別し、その「市民」のニーズに応えるというかたちをとることによって、国家刑罰権の行使を合理化するという治安政策、すなわち新自由主義に適合的な治安政策であり、従って市民のための立法・施策ではないというものである。その理由は、以下の通りである。

第一に、犯罪被害者・遺族のあり方や感情は多様でデリケートであると同時に、同一人であってもその心境や状況に変化もありうる。ところで、本法律は特定の被害者像、すなわち検察官と協力しつつ被告人の処罰を精力的に求める被害者像をもっぱら前提とする。ともすれば、センセーショナルな犯罪報道等で発露される激しい被害者感情・報復感情を持つ者こそ被害者であり遺族であるというイメージが先行しがちであるが、実際には、声を出せない被害者、裁判に参加する余裕のない恵まれない被害者、声を出して裁判参加・厳罰化に疑問を提起する被害者もいる。今回の立法過程においては、そのような立場から被害者参加制度に

に対する疑問の声が上がっていたにもかかわらず、十分に顧みられることはなかった。ここには、国家の眼からみて、刑罰権の行使・治安政策を合理化する「良い被害者」と、消極的にせよ積極的にせよその合理化に乗らない「悪い被害者」との選別が行われているのではないかとの疑問が生じる。被害者がまさに「損害を受けた人」であるとすれば、何より必要なのは損害によって生じた社会的ハンディを取り除く社会保障や社会的連帯による支援であり、福祉の問題として検討されるべきであろう。これに対し、とりわけ無罪推定法理を要とする刑事裁判は、その本質上、被害者の救済にはそぐわない分野であり、その領分を弁えるべきである。

また第二に、被告人の権利である人身の自由(憲法31条以下)は特定の人や層のためにあるのではなく、文字通りわけへだてなく全ての人のためにある。読者諸賢が、私が、今このようにして国家による介入を受けることなく、思想の自由、表現の自由を享受できるのも、人身の自由があつてこそである。ところが刑事裁判において被害者等に被告人と対峙しうる権限が「国民の信頼の確保」のため用意されるというとき、国家v.s.被告人という対抗とならんで、被害者v.s.被告人、ひいては国民v.s.被告人という対抗が、実質上生じうる。その

とき大いに懸念されるのは、被告人は無罪を推定されているのに、ともすれば勧懲小説さながらの情緒的な対抗図式が描かれることによって、人身の自由の普遍的価値が相対化し、特定の人々(悪者?)の特権であるかのような矮小化が図られることである。そのような状況においては、国家からの自由を享受してきた市民同士の間で、「善良な市民」であり国家による保護を求める「我々(味方)」と、社会から排除されるべき「悪者である彼ら(敵)」という衝突的メンタリティーが生じると同時に、市民の自由・平等・連帯という契機がおしなべて薄まってゆく危険がある。

このようにしてみれば刑事裁判への被害者参加制度は、「市民」の要望・要求の名のもとに弱者や国家の治安政策に異論をもつ者を切り捨てながら、なおそれにとどまらず、市民社会全体を変容させてゆくという、現代治安政策の一角として位置づけ、評価しなければならない。

*IVについて詳細は、豊崎七絵「現代治安政策と『刑事裁判への被害者参加』」法と民主主義419号44頁以下、安達光治=武内謙治=豊崎七絵「刑事司法の変容と法」法律時報増刊『改憲・改革と法』142頁以下を参照。

(とよさき ななえ 九州大学)

輸入冷凍加工食品の中毒事件が 私たちに問いかけるもの

SAHO Tsuguo
佐保 庚生

2008年1月末に発覚した中国製輸入冷凍餃子による農薬中毒事件は、千葉県と兵庫県で有機リン(メタミドホス)中毒被害者10名を出した。中国製冷凍加工食品に対する安全・安心を大きく揺るがす事態となった。いのちと健康に関わる食、その安全・安心をどのように確保するのかと同時に、改めて、61%(カロリーベース)もの食料を輸入に頼らなければならないという、異常に低い日本の食料自給率について考えさせられた。昨年来の原油高、穀物価格の高騰による食料品の相次ぐ値上げも加わって、国内の食料自給率を引き上げが食の安全・安心を確保するためにも国民にとって大事であるとの認識もひろがりつつある。生協を

はじめ経過や原因についての究明、責任の所在や今後の対応について見直しのとりくみがなされているが、この問題が私たちに問いかけているものを探してみたい。

I 安全・安心にかかわって

食料品は、食べることによってそれが人の健康といのちに直接関わるだけに、安全であることが当たり前である。

1月30日、生協・JTフーズは、「中国・天洋食品製造の冷凍餃子による中毒症の被害が起きてい

たこと、天洋食品製造の冷凍食品の自主回収を開始すること」について公表した。以降2～3月にかけて、同工場製造の冷凍餃子から高濃度のメタミドホス（有機リン系殺虫剤）、ジクロホス（同）や微量の残留農薬を含めて次々と検出、公表された。

また、輸入元のJTフーズは、今回の中毒事件でメタミドホスが検出される前に、天洋食品製造の冷凍食品について、昨年4月10日以降「豚肉ごぼう巻き」「中華deごちそうひとくち餃子」などで、「異臭」「食べて体調不良」「味がおかしい」など10件を超えるクレームを受けていたこと、これらに対して一部回収はしたものの安全性に関する検査が行われていなかったことも明らかになった。日生協では、1月末発覚事案より前、10月26日に「手作り冷凍餃子」に対する「異臭、異味」をはじめその後寄せられた苦情に対し、有効な対策を取っていなかったことも分かった。

同時に、冷凍食品をはじめ輸入食料品が急増する中であって、国・行政は加工食品については安全チェック・検査を実施してこなかったことも明らかとなり、国民の食の安全・安心を揺るがす事態となっている。

この間の一連の経過と結果から問われているのは、第1に、国・行政の責任である。国は、輸入加工食品については冷凍野菜など「加工度の低い」品目だけしか残留農薬監査をしてこなかった。冷凍野菜の検査も、農民連分析センターなどの分析結果を突きつけての要求に応じて始めたものだ。中国製餃子などから有機リン系殺虫剤「メタミドホス」などの検出が相次ぐもとの、厚労省は2008年2月22日から、横浜市と神戸市の輸入食品・検疫検査センターで冷凍加工食品の残留農薬検査を始めている。「冷凍春巻きの原材料は27カ国から調達」（読売新聞3月19日付、連載企画「食ショック」第2部の2）とあったが、原材料調達は産地の事情などにより変わり得る、生産管理も異なる。まして、大量消費のもとで「生産能力」を超える大量受注もあるとすれば、安全管理体制を軽視できる状況では決してない。

しかし、加工食品をはじめとした輸入食料品の水際の安全チェック体制はきわめて不備である。食品安全監視体制は、輸入食品は年々増加しているが厚労省の監視員は総勢334人、検査率は全体のわずか1割という実態だ。米国産輸入牛肉について、昨年6月日米合意に基づきBSE全頭検査を廃

止、抽出検査としたが、この4月の特定部位の混入違反事例は水際検査を通過した流通後の発覚だった。また、安全検査を終わるまで流通を留め置くのではなく、検査中に流通となるモニタリング検査方式についても問題がある。

第2は、食料品取扱業者としてその安全性の確保にかかわる責任である。農薬中毒事件発覚前に、JTフーズに寄せられていたという天洋食品製冷凍食品に対する10件を超える苦情。「異臭」「食べて体調不良」「味がおかしい」など食品としては本来あってはならない苦情に対し、どうして関係する業者間を含めて問題を共有し、調査、検査など必要な手だてを取ってこなかったのか疑問である。生協商品など共同して開発した商品であれば尚更のことで、商品開発後も安全性の確保についてどのようなシステムで対応してきたのかと思う。しかも、今回の商品の製造工場・天洋食品から、JTフーズをはじめ日本の19の食品企業が90品目、約380トンに及ぶ冷凍加工食品を輸入していたのである。食品等事業者は、自らの責任でそれらの安全性を確保するという責務（食品衛生法）がある。低価格・価格競争を優先するあまり、安全性の確保が軽視されていたとすれば、それは企業モラル以前の問題だと思う。

日生協の場合も、安全性の確保について、事件発覚以前の苦情に対する対応も含めて同じことがいえる。まして、安全・安心を掲げてただけに、「超低価格」といわれる商品を量販店などと同一工場でのように開発してきたのか、商品開発のありよう、安全性の確保についてどのようなシステムで対応してきたのか問われることになる。

第3は、危機管理、安全管理体制の問題である。今度の事件は、技術面、衛生管理など最先端の食品工場と言われていた天洋食品製で起こった。改めて、生産・加工・流通・消費に至る課程を含めた安全管理体制、システムが見直されなければならないだろう。

II 大量消費、低価格、スケール メリットの追求をどこまで。 消費者はどうする？

日本の企業が、コストを引き下げのために、企画し技術指導しながら海外の工場生産させ、日

本に輸入する「開発輸入」。価格破壊ともいえる低価格競争、食品大企業を中心とした戦略は、原材料を含む徹底したコスト削減であり、食品産業センターの「食品産業の海外進出実態調査」結果によれば、70年代は主に台湾、80年代になりタイや韓国に、90年代にはいり中国へと安い賃金を求めてアジア各国を渡り歩き、「開発輸入」を追求してきている。これらの国々でも格差と貧困は広がっている。「農民」新聞によれば、「昨年度から農水省は、5億5千万円の予算をかけ東アジア食品産業共同体構想なるものを始め」ており、それは「食品企業が東アジアに投資しやすいように情報の提供、人材の育成、技術開発を行おうというもの」で、国が予算までつけて企業の「開発輸入」を促進しようとしているという。「開発輸入」の急速な拡大の背景には、86年4月に出された「国際協調のための経済構造調整研究会」（前川座長）の提言（前川レポート）がある。「国際的に調和のとれた産業構造への転換、国際化時代にふさわしい農業政策の推進」、つまり、国際化、市場原理・規制緩和、輸入拡大路線である。

その結果として、安全チェック体制の弱い国に食品の生産と供給をゆだねてきたといえる。安全・安心を掲げてきたはずの日生協も、この食品産業界の低価格競争、「開発輸入」の大きな流れに加わってきていたなかで起きたのが今回の事件である。報道によると天洋食品の賃金は円にして月約1万～1万2千円程度だという。農村からの出稼ぎ労働者「農民工」の低賃金についても伝えられている。こうした低賃金で働かされている人たちの犠牲のうえに低価格商品が成り立っていることは、この間の中国にかかわる報道の中から読み取ることができる。

果たして、このままでよいのだろうか。格差社会がひろがり、収入は下がっても税をはじめ取られる金は増えて支出も増える中であって、物価は安い方がよい。しかし、食料品は安ければ安いだけよいのだろうか。「安い価格にも限界がある」と思う。食料品を扱う大手、大企業の一人勝ち・支配ではなく、農産物を作る人、加工、流通、販売する会社、それぞれが成り立たなくては継続はできない。どこにしわが寄っても限界があるはずである。まして、健康といのちにかかわる食料、安全より価格が優先されることがあってはならない。

大量消費、低価格競争、スケールメリット追求

の行き着く先は海外である。しかし、原油や穀物価格の高騰、11カ国に及ぶ主要穀物の輸出規制などのもとで、今や世界は「金さえ払えば買える時代」ではなくなってきた。共同通信社の世論調査によれば、今回の事件を通じて「行政に望むこと」で最も多かったのは、「国内の農業を見直し、食料自給率を高める」55%とダントツであった。国内の農家を守り育て、自給率を高めていくことこそ重要である。消費者にできることを行動に移すこと、食生活についても見直すこともまた必要になってきているのではないだろうか。

Ⅲ 食料自給率の向上にかかわって

今回の事件を通じて、多くの国民が実感したカロリーベース39%という異常に低い食料自給率、これをいかに高めるのかという問題である。

いま、日本の農業は深刻な後継者・担い手不足、農村の過疎化、荒廃も進んでいる。1960年以降2005年までの間に農家戸数は半減し285万戸、農地面積は約2割減の469万 ha 、耕作放棄地は1965年以降2005年までの間に約3倍増え38万6千 ha となっており、日本農業の主な担い手は高齢化、65歳以上の割合は1965年の21%から2005年は58%と約3倍になり、いまや70歳以上が45%を超えている状況である。

どうしてこんなことになったのか。それは、「何を作っても採算がとれず、農業の将来に希望がもてない」と言われるような状況が作り出されたからに他ならない。農業者が農業を続けることに見通しがもてる状況のもとで今日のような深刻な高齢化、後継者不足となったのではない。

稲作農家についてみると、生産者米価は1996年～2007年の間に40%以上も下がり、米生産農家の時給は、労働者の最低賃金を大きく下回る256円、規模拡大にまじめに取り組んできた稲作農家ほど大幅な減収となり、経営危機に陥っているのが実態である。

歴代政府は、1960年代以降農産物の輸入自由化の拡大と農産物価格保障の後退・廃止をすすめてきた。とりわけ1980年代以降の「農業過保護」論、「高い関税は消費者が負担」などとして規制緩和、自由化、市場原理を推進し、1995年のWTO体制・

関税化以降の「外国農産物との競争に勝てる農業だけが生き残ればよい」とする「農業構造改革」は、農業経営危機を加速してきた。今日の事態を招いた責任は、財界やアメリカの要求に沿って、食料輸入自由化を推進し日本の農業の縮小、海外依存の食料・農業政策を進めてきた歴代政府にある。

農水省の資料によれば、今、世界の食料の需要と供給をめぐる事情は大変である。

急増している穀物需要は、世界人口の増加に伴う増加、中国やインドなどの経済成長に伴う食料消費と畜産物消費の伸びによる飼料需要とバイオ燃料等原料用需要が増加している。「消費の拡大に生産が追いつかず世界の穀物在庫が毎年取り崩されており、穀物在庫は「食糧危機騒ぎのあった73年の水準を下回り臨界点に近づきつつある」と丸紅軽罪研究所長・柴田明夫氏は指摘する。まさに構造的な問題となっている。米の需給も逼迫している。自国優先で貿易量は驚くほど少ない食料。小麦、大豆、トウモロコシを海外に依存する日本どうなるか。10億を超える人口を抱える中国やインドの動向と共に、食料のエタノール向けの動向にカギを握られている。

供給面では、穀物を生産する収穫面積の拡大に期待はもてない状況で、単位面積当たりの収穫量の増加も80年代以降は微増加率が鈍化している。世界では過度の放牧や塩類集積、表土の流出などにより1年間に日本の耕地面積を上回る500万㌦の農地が砂漠化している。

また、「25年には地球上の人口の半分以上が水不足に直面する」との国連報告が出されているが、農産物の生産には多量の水を必要とするから、水の問題は深刻である。地下水位の低下・枯渇、汚染の広がりもある。さらに、予測しがたい台風、集中豪雨や干ばつなど地球温暖化と異常気象による農業生産への影響も大きい。また、近年発生の多い家畜伝染病など、グローバル化のもとで輸出入に大きく影響している。ブッシュ米大統領は、自国の農民の前で、「食料を自給できない国を想像できるか、それは国際圧力と危険にさらされている国だ」と力説しているが、いまや「世界は穀物争奪戦のような状態」（農水省資料）となっている。

2006年の内閣府の世論調査では、自給率40%は低すぎると思う人が7割、国内生産を望む国民は9割、輸入派は20年前の20%から8%と減っている。今なら、まだ間に合う。中長期的な視点で、食料自給率向上を柱に据え、農業者が経営を続けられるように、農産物の価格保障、担い手を増やし定着できる施策などを具体化すると共に、食料主権を尊重する貿易ルールの確立と輸入規制などの必要な国境措置をとるなど、国民の食料・健康、農業を守る農政への転換を図ることが急務となっている。

それは、大量の石油を浪費し、二酸化炭素排出で環境を汚染する、また輸出国の水を大量に使うことなどを抑制し国際貢献につながる道でもある。

(さほ つぐお 食・農大阪府民会議顧問)

「チベット暴動」報道に関する 若干の考察

OHKI Takashi
大木 崇

I はじめに

筆者はこの春、チベットに旅行中、ラサにて3月14日の暴動に巻き込まれた。暴動の発生から鎮圧までの一部始終を目撃するにとどまらず、自らも暴行を受け命からがら逃げ帰るとい得がたい体験をした。今でこそ、その後の四川大地震やオリンピックが話題をさらい、チベット暴動は早くも

風化し始めているが、当初は報道も熱気を帯びたものであり、それが故に、考えるべき論点も多く孕んでいたように思われる。聖火リレーをめぐる混乱などに象徴される動揺が鎮まりつつある今だからこそ、冷静に考えることも可能になったともいえる。そこでここに当時の実情を公開し、このテーマに関心を寄せる方々への資料となるよう素材を提供してみたい。(尚、紙幅の関係で興味深い事例のいくつかを割愛せざるを得ず、具体例が伴わないことで文意が伝わりづらい箇所があるかも

しれない。当時の模様をかもがわ出版社から出版する予定なので、興味を持たれた方はそちらも参照していただきたい。

Ⅱ 暴動の発生原因は

中国政府とダライラマ側が見解を異にし、双方で批判の応酬をした争点はいくつかある。暴動の被害者数はその一例だが、それと並んで重要なのが「そもそも何が引き金であそこまで大きな暴動になったのか、その発端は何だったのか」である。それが責任問題、引いては鎮圧の正当性問題に直結するから当然である。

当初、日本のマスメディアは「中国治安当局の特殊装甲車が民衆に突っ込んだ」だとか、「中国治安当局の手のものがチベット仏教僧に変装し騒擾行為を行った」という情報を伝聞というかたちで部分的に伝えていた。現地に記者が送れず、間接的な情報収集しかできぬため、信憑性は低いにも関わらず、この記事をもとにした中国政府批判が、ほどなくしてチベット独立運動支持者から続出することになる。

私は現場でその様子を見ていた。結論から言うとそのような事実はない。小昭寺と訳される寺院へ向かう小道の入り口にある交番への投石による襲撃、これが全ての始まりとなる。小道を封鎖せんとする人民解放軍ないしは警察10余名に対し道路を埋め尽くした大勢の人々が投石を開始し徐々にエスカレート度を増し、ほどなく封鎖は突破される。「勝利」が群衆を酔わせ、一群はジョカン（大昭寺）と呼ばれる最も権威のある、ゆえに最もシンボリックな地へと向かう。ここが一線を越えた瞬間かもしれない。フランス革命になぞらえるならば、「一路バステューユへ」といったところか。そしてフランス革命がその後、民衆理性の問題を生むと同様、ラサでもこの直後無秩序が発生する。

Ⅲ 暴動の被害者は

冒頭、筆者は暴行を受けた、と書き出した。それがこの時である。ジョカンへ向かう人々を眺めていた私の前を、若い漢民族とおぼしき青年が走

り抜けていった。チベット人の集団に襲撃され逃走を試みたのである。すぐに追いつかれ地面にうずくまるこの若者に容赦ない暴行が繰り返された。助けを求める彼の叫びはあたりに虚しく響くだけである。

ルワンダの民族紛争時、民衆がナタで虐殺を行ったことはよく知られている。そのプリミティブさがかえって恐怖の念を呼び起こすのであるが、このときも正にそうであった。今まで教科書なり、報道番組なり、いずれにせよ、別世界のできごとだった虐殺が今、目の前に起きている。そして次の瞬間自分がその中に入ることとなった。

今にして振り返ると私が手にカメラを持っていたのがまずかったようだ。記録が残ると後に捜査の証拠となる。証拠隠滅とばかりに襲われたのかもしれない。もっとも、言葉が分からないから推測の域はでない。たちまちのうちに5、6名の男たちに囲まれて殴る蹴るの暴行を受けることとなった。多勢に無勢である。抵抗を試みようものなら、更に苛斂誅求な報復を招くのは必定だろう。さりとて、言葉が通じず平和的解決も全く望めない。絶望的状况で頭をよぎったのは先ほどの漢民族の若者の姿であった。うずくまれば頭部を蹴りに晒すことになり万事終わりとなくなろう。そんなことを考えながら耐えるしかなかったが、それもいよいよ限界に達した。石が直撃する鈍い痛みを頭部に憶え意識が遠のく感覚を初めて味わったそのときである。

突然襟首をつかまれ後方に引きずり出されていく感じがしたと思ったら、暗い部屋に放り込まれた。拉致されたのか？しばらく何が起きたか分からなかった。状況が飲み込めるようになるまでしばらくかかったが気持ちが落ち着くと事態が飲み込めた。どうやらすんでのところチベット人商店主に救出されたようだった。そこはこの方の雑貨店だった。周囲には同じく救出されたイタリア人女性などがいる。流血を拭いている。泣きながら“I don't like violence.”と繰り返す彼女。よほど恐怖を感じる体験をしたのだろう。

その日の昼までラサの市街はいたって平和であった。一瞬の暗転。冷静な判断を下す余裕を与えてくれることもなく世界は急変する。だからその刹那にその場にいるその人の、人間としての奥底が剥き出しに現れる。襲撃する側に回って身の保全を図る者もチベット人なら、周囲の白眼視をも

のともせず見ず知らずの異国の者を救出しようとする者もチベット人。この一事をもって、チベット人が善か悪かという問の立て方は、単純に過ぎる捉え方と思えるのだが、この点については後にまた述べる。

IV 民族紛争？階級闘争？

暴動という非日常が口を開けたとき、異民族の排斥、虐殺が起こることは古今東西決して珍しいことではない。事実このときラサでも漢民族に留まらず、我々日本人を始め欧州からの旅行者が襲撃を受けている。のみならず、ラサ南部に暮らすイスラーム教徒も襲撃された。

しかし、同様にチベット人の商店も襲撃を受けている。暴動後日本のTVが報道で用いる映像は決まって一つで、暴徒がシャッターを引き剥がしにかかっているシーンである。あの光景が至る所で、もっと過激に行われていた。私は先述の商店主の家にかくまわれていたので直接目撃したわけではないが、夕刻、一瞬の隙をついてホテルへ帰還を試みたとき目にした町の光景は十分それを物語っていた。そこかしこで車がひっくり返され、焼かれ、ガラスが割られ散乱している。通りには文字通り火柱が何本も燃え上がり、黒煙が町のあちこちから湧き上がっていた。店が放火され、商品があるは略奪され、あるは通りに山積にされたうで燃やされているからだ。それらの商店は漢民族の店だけではなかったのである。なにせこちらは昨日その店に入って土産を購入し食事をしたのである。チベット人の商店であることは間違えるはずがない。

ラサは数年前に開通した青蔵鉄道により多くの観光客が訪れるようになった。観光客相手のビジネスで財を成すものも続出していた。中国政府からすればこれだけの金を落としてやったのだから感謝されこそすれ、恨みをかういわれはない、という言い分だろう。しかし、急激かつ不自然な経済成長が貧富の格差を拡大し貧困者の憎悪の念を掻き立てるということはここでもあてはまる。生活に完全に行き詰るとチベット仏教の僧になるしかないという話を聞いた。若い修行僧の抗議活動が、暴動のあった14日以前から繰り返し発生しており、それが導火線となったのだが、これは共産

党政府の宗教政策への反発という意味合いだけではないことを押さえておく必要がある。

その証左としてもう一つ、暴動に参加しなかったチベット人達の暴動に対するまなざしについて言及しておきたい。これは私の主観だが、暴動が大衆的基盤を持っていたとは必ずしも言い難い。確かに多くの参加者があった。しかし当地の人口からすればそれはかなり限定されたものであった。更に、参加者も若い青年男性が中心で、中年の男性がそれに加わるぐらいであった。そして決定的なのは、暴動に参加しなかった者たちの姿勢である。“鎮圧後の取り締まりを恐れて自らも加わることは控えたが、心の中では応援していた、”という状況も考えられうるが、それにしては遠巻きに眺めながら困惑の表情を浮かべるといった様子が典型的であり、この点で一般の民族独立運動とは様相が違っていった。

暴動の性格が何であったか、これについてはこれからも実証的に解明が試みられるべき課題であろう。ここではひとまず、「漢民族に対する民族独立運動」と短絡的に断言することの危険性を指摘しておきたい。

V 報道に見られる特徴

ここまで記述してきた範囲だけでも、読者の中には歯切れの悪さに辟易する方が出てくるかもしれない。「何か自分たちの知らない真相がスパッと切れ味良く提供されるのでは？」という期待を裏切るような話ばかりだからだ。

確かに世界の論調は分かり易い。「チベット＝独立ないし自治を願う善良な民。中国＝丸腰の市民を弾圧する人権無視国家。」日本の場合はこれに歴史認識・領土問題などでことあるごとに焦点化する保守とリベラルの対立図式が加わる。“敵の敵は味方”というわけで「チベット独立支持＝中国政府批判＝日本の国益増進」という公式が出来上がる。どちらにしても「善なるチベット v s 悪なる中国政府」という分かりやすい二分法が大前提として要請される。

しかし、再三述べてきたとおり人間の生が近代的二元論ですっきりと割り切れない以上、そんな人の集まりし現実の社会も単純な割り切りを受け付けない。多義的で複雑な相の中にある。

チベット人が中国政府から弾圧を受けたのも事実なら、チベット人が漢民族を襲撃したのも事実である。日本人の生命と財産に脅威を与えたのも事実である。そうかと思えば、その日本人らを手助けたのもチベット人である。チベット人がチベット人を襲っていることを考えるなら、鎮圧はチベット人の権利を守ったともいえる。さればとて、それはれっきとした暴力であり、以後も厳しい人権制限が続いていると思われる。一人のチベット人の心の中には、独立への憧憬と現状維持による経済的安定への希求が同居する。

報道からはそのような多義的なものへの洞察を感じない。分かりやすい図式の中に入れて語ることで、語る側も聞く側も了解した意識になってしまう。しかもこの図式は語られる中でなお一層強固になっていく。意図しないにも関わらず、ある図式が自己生成していく事例として、チベット暴動のその後を以下に見ていきたい。

VI 中国政府の言論統制？

ホテルに逃げ込んだ私を含め日本人観光者達は、市街の爆裂音と炎、そしてなにより暴徒の襲撃の不安に怯えながら互いに助け合い、恐怖の一夜を過ごした。このとき電気、水道のライフラインが生きていたのは地獄に蜘蛛の糸を見る思いだった。さっそく情報収集に努めようとTVをつけたが、どの局も暴動については全く報じていない。唯一、地元チベットTVだけは取り上げざるを得なかったようだが、それにしても文字だらけの静止画で我々が目にしてきたものは全く報じられていない。こっちは今殺されるかもしれないというのに、TVの箱の中では笑い声やスポーツに熱狂する様、正に平和そのものが繰り広げられている。不思議な気持ちになった。話を戻そう。その意味では確かに中国では報道が規制されていた。

その後我々は幸いにも現地ガイド、添乗員、日本の旅行代理店の御尽力のおかげでラサを脱出する。このとき以降、添乗員、日本旅行代理店は帰りの飛行機に予定通り乗ることを最優先して意思決定を下していく。当然であろう。団体かつ往復で購入するから航空代金は安くなるのであり、単体として急遽購入を試みれば高額になってしまう。そもそも席が取れないかもしれない。大損を抱え

込むことになる。

時間との競争をする彼らにとって不安要因は中国政府の取調べという足止め、そしてもう一つはマスコミの取材という足止めだった。かくしてマスコミを煙に巻くための手立てが講じられていく。

最初に我々の足取りを掴んだのは共同通信社だった。記者は途中駅西寧のホームで待ち受けていたのだが、時間がないので無言で通り過ぎることを申し合わせていた我々はすぐに手配されていたバスに乗り上海行きの飛行機が待つ空港へ向かう。「お気の毒なことをした。ホームで何時間も待っていたであろうに」などと思っていたが心配は無用だった。タクシーで後をつけてきた記者は空港で待ち伏せていたのだ。ここで添乗員は一計を案ずる。手伝いに派遣されていた中国人現地ガイドの男性を指差した上で、この記者に目くばせをした。この記者が日本に送った記事が一次資料として日本各社の記事となる。帰国後見たそれらの記事には概略こうあった。「帰国する日本人旅行者には中国公安と見られる男の厳しい監視がつきまとい口を塞がれている模様。」

上海に着いたときは空港にマスコミが大挙して押し寄せていたそうである。しかし、彼らも我々の姿を見ることはできなかった。今度は日本の旅行代理店並びに提携する中国旅行代理店の計らいで、飛行機から要人用の通路に案内され、そのまま国賓用の待合室へ案内されたからだ。VVIPと書かれた豪華な部屋に入ることは人生でも二度とあるまい。そして、宿泊ホテルさえも変更するという念の入れようだった。マスコミはここでも空振りとなる。今度は「中国政府により隔離されている模様」と受け止められた。

繰り返すが、添乗員も日本の旅行代理店も自己の利益と顧客サービスの観点から早く帰ることだけを考えていたのであって、政治上の思惑も悪意もなかった。また嘘も言っていない。マスコミが抱くであろう捉え方を予想しそれを利用しながら自らの最善手を打った。その中で「閉鎖的な中国」という表象が人々の間にできていき、その表象によって新たな事態が適合的に解釈されていく。かくして「図式」が一人で出来上がっていく。旅行会社も、マスコミも、「中国を貶めるべく、意図的にネガティブな像を捏造しよう」などとはしていないのに、である。

Ⅶ その後の混乱

この後のチベット問題は同じ「チベット問題」とは言いつつも、もはや違うステージに移った、と私は捉えている。

世界中の人権団体が抗議行動を起こし、聖火リレーはどこでも厳戒態勢。これを受け中国のナショナリズムが激しく惹起され、これがまた各地に飛び火する。長野もその最たる例だろう。しかし、それらは概ねメディアの中の語られ方に反応して引き起こされたものである。あの3月14日の暴動が直接に余震として引き起こしているものとは言い難い。人権団体や世界のチベット人亡命者はあの暴動をチベット人の民族独立運動と見るから「フリーチベット!」と叫ぶのだろう。しかし再三述べてきたようにそれはあの日の全てではないからだ。3月14日の実相に起因して起こったのではなく、自生した図式の中で（あるいはそれを政治的に利用しようとする勢力により育成された図式の中で）構築された記憶、表象が原因となって引き起こされている、と言える。直接の原因となった出来事の与り知らぬところで事態がどんどん進行しているのである。

私はこれを指して、「応援団同士が、もはや本来ゲームで競う当事者同士は不在になっているのに、争いあっているようなもの」と喩えたことがある。

それはちょうど私の通う大学に胡錦濤国家主席が訪れたときの情景に象徴されている。新聞では「これに抗議する学生が反対の声をあげ…」という文脈で伝えていたが、実際にキャンパスへ騒乱をもたらしていたのは、全国から集まってきたチベット人運動家とそれに結ぶ右翼勢力であり、これに対抗すべくこれも各地から集まってきた中国人留学生たちであった。ちなみに早大生には事前にほとんど知らされず、多くの者が当日教室変更を知らされたほどである。当事者不在の中で応援団が次々に肥大化していく。

Ⅷ 本当に敗れたのはどこか

ことほどさような表象に由来する狂気の連鎖で

はあるが、実態に由来していないからといって顧慮する必要もない、というわけにはいかない。チベット独立支援運動も、それと結ぶ反中国政府運動もあるいは中国ナショナリズムの勢力も皆それとして現実の力となって今や作用しているからである。この点を踏まえ最後にやや観点を変えて論ずることで結びとしたい。

私はよく歴史上の出来事を次のような見方で考えることがある。例えば日清戦争。国際法上、あるいは軍事上は日本が勝ったとされる。しかし、視点を時間的にも空間的にも広く取り洞察を深くすれば次のようにも言えまいか。三国干渉を招き日本は得るところ限定されていたのに対し、ロシアはその功で一兵も損ねず、また一発の銃弾も要さずして、中国東北地方に進出を果たし、のみならず朝鮮への支配的地位を手に入れた。してみれば真の勝者はロシアではないかと。同様に、そのロシアと日本が戦争した日露戦争ではどうかといえばこれで一番に利を得たアメリカで勝者ではないか、と。

この例のように考えてみると今回の一件はどう評価できるであろうか。表面的にはチベットの独立運動はまたしても封じ込められ、中国政府の完勝に映る。しかし、中国は初期において報道機関をラサから遠ざけたことにより修復不能なネガティブなイメージを背負うこととなった。「閉鎖的な」「統制的な」「人権感覚に欠ける」このような図式がひとたび成立すると、全てがその文脈で解されるようになるのは、先に私のささやかな事例からも明らかだろう。その意味で中国は国際社会で圧倒的に不利な位置に自らを追い込んでしまった。いっそあの時公開しておけば、治安出動の正当性も、国内問題というその主張も今よりは説得力を持ちえたのではないか。しかも国内ではナショナリズムである。これを制御するのは至難の業だ。

もとより状況は流動的である。この暴動の意味づけはもう少し長いときの流れの中で位置づけられて初めて妥当なものとなろう。たまたま歴史の現場に居合わせたものとして、この顛末を最後まで見届けてみたいと考えている。

（おおき たかし 早稲田大学大学院院生）

人間の自由と福祉

—セーフティネットの福祉を超えて—

KAMIKAKE Toshihiro

上掛 利博

I はじめに

今回の共通セッションのテーマ「福祉の思想と人間発達」を考えると、大学1回生で読んだ、池上惇「現代貧困論」(『ジュリスト』537号「特集・現代の福祉問題」1973年6月。後に、『現代資本主義財政論』有斐閣、1974年に再録)を忘れることが出来ない。そこには、「現代の貧困化は、日本資本主義において、低賃金、技能労働者のスクラップ・アンド・ビルドの過程としてあらわれるのであり、この過程を『合法化』するものとして『福祉』政策が登場している」とされ(282頁)、「低所得にもかかわらず高率の予備的貯蓄をおこなって自己防衛の途を講ずることを勤労者にせまる社会保障の未発達」(松成義衛)などを援用しつつ、「教育費の『受益者負担』による階級秩序の再生産にまで到達するとき、日本資本主義の貧困化過程は完成する」と述べられていた(286頁)。

また、「福祉」が「労働の流動化」と「貯蓄の不要性=労働移動の容易さ」をもたらすと説いたのは、積極的労働力政策の推進者であったスウェーデンの経済学者たちだとし、「スウェーデンにおいては、1960年代に、租税プラス社会保険支出の割合は、国民所得の51.3%に及んだ…。完備された社会保障計画と、再教育機会の整備が労働力の流動性確保の前提」「新しい民主主義の発展として、小経営の財産所有にもとづく民主主義と労

働者の団結権にもとづく民主主義が結合され…自由競争はますます制限されざるをえなくなる」と主張されていた(233~234頁)。

基礎経済科学研究所編『人間発達の政治経済学』(青木書店、1994年)によれば、『人間発達の経済学』(青木書店、1982年)の視点は、①人間発達の潜在力の顕在化アプローチ、②労働能力・生活消費能力・民主主義的統治能力の発達の統一性、③民主主義的人権・制度の形成・発展、④労働時間の短縮と自由時間の拡大(自由な時間・空間・仲間の貧しさ=「三大間抜け現象」二宮厚美)、⑤「教育・医療・福祉等の人権=発達を担う労働」の拮抗しあう二重性(発達を阻害する労働に転化；発達保障労働として専門的な力を発揮)であったとされ、前著から残された課題は、「発達保障労働をコミュニケーション労働の視点から深めること、民主主義的統治能力の発達を時間論や国家論をベースにして検討すること、そして社会主義体制問題やジェンダー問題、地球環境問題、地域問題、新しい技術・情報問題などの現代的テーマにそくして人間発達の課題をよりリアルに検討すること」と整理されていた(49頁)。なお、コミュニケーションには、異質なものを互いに認めあつたうえでの平等関係が必要(互いの差異=不平等を認めあつたうえでの平等性)とも述べられていた(32頁)。

このように検討されてきた人間発達の視点をふまえて、以下では「人間の自由を支える福祉」について考察する。

Ⅱ 多様な視点から「人間の福祉」を考える—北欧の普遍主義の福祉—

「北欧モダンデザイン・クラフト展」に行くと、1930年代からの北欧の合理主義的・機能主義的デザインの確立は、使い手に対する「優しさ・安らぎ=豊かさ」を自然の中で育んだことによるとされていたが、「エレン・ケイが“子ども”や“母性”をキーワードに19世紀末に提唱した“生活の美化”が先行しており、家庭用品における機能性や家事の合理性の解釈に広がりを与えた」という指摘があって、QOLというのは、単に家庭用品や家電製品の数、大きさ、性能などではなく、地域や文化を含む「くらしの質」やそこに生きる人々の生き方と関わる「人生の質」を現しているのではないかということを考えさせられた。

また、「世界一の幸せな国は」というアメリカABC制作の番組（NHK「きょうの世界」、2008年2月8日）では、世界178カ国中で日本は90位だったが、第1位はデンマークであった。その理由として、①デンマークは平等な社会で「収入に差がないので、好きな仕事に就くことができる」とし、ゴミ収集人が朝5時間だけ働き、あとは子どもたちにハンドボールを教えるのを生きがいにしたり、また、ヨセフ王子は、使う人の喜ぶ姿を見ることが出来る大工の仕事にやりがいを感じていた。②デンマークは「消費を最優先にしていない社会」で、セブンイレブンの看板も世界で最も小さい。消費の代わりに、デンマークでは「ふれあい」が重視されており、ダンス・合唱・笑などのクラブ活動には政府からの補助金が出て支援されている。③「コミュニティの結びつきが強い社会」で、「国民はお互いに親切で良い社会」と人々は自信をもって語り、自転車に鍵をかけなくても良いし、赤ちゃんはベビーカーに乗せたままでも安心だという。

デンマークのように、地域社会の「絆」が強い社会で「幸せ」を感じる事が出来るというのは、「類的存在」という人間存在の本質ともかかっているように思える。「周りの人々の幸せが、あなたの幸せになる」という番組の視点は、「勝ち組・負け組」として格差を産み出すアメリカ型社

会を唯一視し、労働分野だけでなく教育や医療・福祉など人間の発達や生命にかかわる分野にまで競争原理を導入してきた日本に根本的な反省を迫っているように思える。人間の幸せは、人間同士のつながり（関係性）と深く関わっている。

「スウェーデン、安心して老いる社会」（NHK「地球特派員」、2007年10月14日）では、ヘルパーにお化粧をしてもらって「少女みたい」と喜ぶ92歳のお年寄りの姿を写しだし、年金の「最低所得保障」制度が権利として確立し、「適切な生活水準」として食料、衣料、日用品だけでなく旅行の費用、新聞代、テレビ視聴料なども保障されていて、自立した生活を送ることの出来る仕組みを紹介していた。収入が年金10万8千円と住宅手当6万5千円で17万3千円の場合、支出は家賃8万1千円と最低所得保障7万7千円の計15万8千円で、残金の1万5千円から介護費用の自己負担を支払うという（0円～28,500円が上限）。スウェーデンでは、お金の心配をせずに老後を過ごすことが出来る。

消費税が25%、所得税は平均30%超だが、人々は「今の福祉水準なら問題ない」と答えている。自分で出来ることは自分でやる「残存能力の活用」を通じて「生きる意欲」を引き出し、「どう生きたいか」という本人の意思を尊重するという「人間が中心」の福祉、そのための「担い手」の養成とステップアップが行われている。このような福祉の背景には、住民たちが政治参加を通じて（投票率の高さ）、役所に任せきりにはしない（高齢者委員会、施設の利用者会など）という、福祉社会の形成と民主主義の成熟の相互発展がみられる。

世界で初めて大企業の役員4割以上を女性にすることを義務づける（2006年）など、「世界一男女平等が進んだ国」として知られるノルウェーでは、女性と男性が互いを敵視するのではなく、「男女が互いに尊重しあい個性と能力を発揮できる」ようになってきている。カリータ・ベッケメレム子ども・平等大臣（当時）は、「新しい男女平等は男性と手を携えて進む」という観点から、子どもの成長に男性の果たす役割は多いので、家族を養うのが父親の責任とするのではなく「父親ももっと子育てに関わることが出来るように、社会の制度を整えるべき」と主張した。ノルウェー国民は、仕事と育児の両立を望んでおり、男性の役割が大きく変わって男性が育児をすることを誇りに思うようになってきているという（NHK

「未来への提言」, 2007年9月23日)。

ベッケメレム大臣は, ①親の収入や家庭の事情にかかわらず, 女性が高等教育を受けられるようにしたこと, ②女性が子どもを産んでも仕事を辞めなくてもすむように, 保育所, 育児休暇, 子どもの病気休暇, 年金など社会の仕組みを整備したことがポイントだという。ノルウェーは, 1993年の「パバクオータ」(父親に最低4週間の育児休業を強制割り当て, 現在は6週間)など社会制度を整えてきたが, 日本は「啓蒙」による意識改革にとどまっている。ベッケメレムさんは, 「社会変革をする(男女平等を達成する)には, 政治が先頭に立って導かねばならない」, 「人の人生は, 生まれ育った環境や経済力に左右されるべきではなく, すべての人に価値ある人生を送るチャンスを与えることが目標」だと明言した。

『週刊東洋経済』(2008年1月12日号)が, 「北欧はここまでやる, 格差なき成長は可能だ」という特集を組んでいる。そこでは, 以下のような指摘がなされている。

①一人あたりのGDPの高い伸び率を示しているのは所得の平等性が高い国々が多く, 成長と平等がトレードオフの関係にあるとはいえないのであり, 健全な中間層の存在こそが経済社会を成立させる前提ではないかとしている(38頁)。

②消費税25%(国民負担率70.2%)でもスウェーデンは経済成長を続けている(日本の国民負担率は39.7%)。高齢化が進む成熟社会では福祉産業に対する需要は大きいので, 福祉産業を含めたスウェーデンの「対地域・社会・個人サービス」は38.3%になっており(04年, 日本は22.1%), 産業構造が国内の需要と一致しやすい構造になっている(39頁)。失業者が出にくいいうえに, 保育・介護分野で女性の活用が進むならば(政府部門の役割増大=福祉国家), 人口が増え, 長期的に成長が可能となる。

③デンマークでは, 「フレキシキュリティ」(柔軟性+安全性)の労働政策がとられている(40頁)。毎年デンマーク人の約3分の1が離職しているが, 1年を超える長期失業者は0.8%しかいない(50~52頁)。福祉事業はまさに“地場産業”であり, 規模は小さくてもその地域へ確実にカネが環流している。

④スウェーデンには, 収入に制限なく誰もが福祉サービスを受けられる「福祉普遍主義」の原則

があり, これが高所得でも受益者感覚を持つ大きな要素になっている(44頁)。重要なのは, 全国民が「みんなでこの制度を支え, 同時に恩恵を受けている」という意識を高められるよう社会給付を設計することだとして, 医療や保育が無料などの恩恵は「普遍的」でなければならないこと, つまり「支援を受けるにふさわしい貧しい人々」だけではなく, すべての人々を給付の対象としなければならないとしている。その結果, ほとんどの人々は, 「私たちは高い税金を払っている。けれども給付を受けるのも私たちだ。みんなが病気になる。みんなが教育を受ける。みんなに失業のリスクがある。みんな歳を取る」と感じていると紹介されている(77頁)。

⑤ノルウェーでは, 「社会と家庭の男女平等」を実現することで子どもが増える国を作っている。閣僚・国会・地方議会で女性比率は4割となっている。「ワーク・ライフ・バランス」の観点から, 育児休暇は両親合計で480日ある。

⑥スウェーデンでは, 大学は職業訓練の場であり, 30歳からでも学び直せるという「生涯学習社会」になっている。

⑦フィンランドで学力の高い子が育っているのは, 国語の時間に「問題解決力」(最大の問題を特定し, 他に解決法はないかを探る。桃太郎の例では「鬼と話し合って平和共存してはどうか」という発想), および「コミュニケーション力」(集団での問題解決の重視=価値観の共有を前提にしないコミュニケーション力, 国際化=さまざまな価値観の人々との対話), これらが次世代を担う子供たちが最も必要とする技能だとされている。

以上のように, 福祉社会北欧では「普遍主義の福祉」が行われており, それを支える「生涯学習社会」と民主主義の成熟がみられ, 人間の能力の発達を促すことで経済も発展してきている。

Ⅲ 「セーフティネットの福祉」ではなく「自由に生きるための福祉」

経済戦略会議答申『日本経済再生への戦略』(1999年)は, 「過度に平等・公平を重んじる日本型社会システム」の改革を謳い, 日本経済の活力

再生のためには「個々人の意欲と創意工夫を十二分に引き出す新しいシステム」が不可欠で、その大前提として「敗者復活を可能にし安心を保障する『健全で創造的な競争社会』に相応しいセーフティ・ネットの構築が極めて重要」とした。セーフティネットの具体例として、「個人の転職能力を高め雇用の安心を確保する労働市場改革」や「年金・医療・介護等、持続可能で安心できる社会保障システムの構築」をあげていた。

また、産業構造審議会『21世紀経済産業政策の課題と展望』（2000年）は、2025年を目標に長期的観点から政策の方向性を探った通商産業ビジョンで、「競争力ある多参画社会」の理念を提起、「挑戦者を積極的に評価し、努力を怠る人と価値ある創造をした人との間に、適正な評価に基づく公正な格差を許容する社会」であるとして、「適度にセーフティネットの提供される効率的で安定した日本らしい社会」の構築を目指すとした。

これまでの日本型福祉の考え方は、「真に福祉を必要とする者に重点的に福祉の給付を行う」（『厚生白書』1980年版）という選別性の強いものだったが、90年代後半の社会福祉基礎構造改革において、サービス利用者の「自由な選択」や「自己決定・自己責任」が問われ、小泉内閣（2001年4月～06年9月）の構造改革＝規制緩和のなかで「セーフティネットとしての福祉」ということが喧伝された。市場での「競争」をサーカスの綱渡りに喩え、万一落下したとき命を救う網が必要で、これがあれば人々は安心してチャレンジできるというのである。自由に競争した後の「負け組」「落伍者」のために準備されるセーフティネット、これが福祉だということであれば19世紀の「劣等処遇」の福祉へ逆戻りであろう。しかし最低限の生活を保障する安全網に落ちたままではなく、もう一度飛び上がれる「トランポリン型福祉」であれば敗者復活を果たせて希望がもてるかというところ、そうとも思えない。私たち人類は、誰もが安心して暮らすことのできるような「競争のない人間的な社会」＝「共生」への道を歩んで発展してきたのではなかったか？ 他人との競争ではなく、一人ひとりが持っている能力を引き出し十分に発揮させて、自由に生きる（＝「人生の質」を高める）ようにすることこそが「幸い」（＝福祉）なのである。

マイケル・ムーア監督の『シッコ』（ほとんど

病気）は、公的医療保険制度がないアメリカで、指二本を切断した大工が医者から「薬指144万円、中指720万円」と言われ、ロマンチックな彼は（安い方の）薬指を選んだという話、支払い能力がないからと病院から追いだされ路上に放置される女性、たとえ民間の医療保険に加入していても保険会社から支払いを拒まれ十分な医療を受けられないで亡くなっていく市民、医療費のために自宅を売らなければならない家族など、悲劇を次々に写し出していた。

ムーア監督は、国の保険で無料で医療が受けられるカナダやイギリス、一般市民が安心して子育てや人生を謳歌しているフランスを訪問、さらには「9.11の英雄」の救助隊員たちがアメリカでは治療を受けられていないので「敵国」キューバに連れて行き、無料で親切に治療を受けている様子、アメリカでは14,400円もする吸入薬がキューバではわずか6円で入手できる事実などを知らせる。

他の国で出来ることが、なぜアメリカに出来ないのか？ それはアメリカ政府が国民に「自分の頭で考える教育」を受けさせず、健康に不安を抱かせるようにしているからだという。アメリカ型の競争社会をめざして「構造改革」「規制緩和」を実行してきた日本に対して「連帯し協同で立ち向かう人間性」の意味を問いかけているように思えた。「競争」から「協同」への人間発達、「協同のセンス」を涵養する教育が求められている。

IV 「福祉を創る」という 考え方について

1989年から7年にわたり私は京都で、障害者運動・生活協同組合運動などの関係者とネットワークを組んで「社会福祉講座」を開催、全部で5冊を出版した。池上 惇・田中昌人・夏目文夫・上掛利博『福祉を創る』（かもがわ出版、1989年）では、①「人間発達」という新しい福祉要求の存在と福祉水準の発展、②「福祉の主人公」を明確にすることの意味、③「変革者」としての福祉労働者の発達と福祉労働の「たのしさ」、④福祉の対象者が自ら参加しながら創造する福祉の積極的な内容を紹介し、様々な発達障害を乗り越えるプロセスのうちに人間発達の可能性があることを

「福祉を創る」という概念で明らかにした。

川口弘・吉村久美子・上掛利博『老人福祉を創る』（かもがわ出版、1991年）では、「福祉を充実させると人間は怠惰になる」というような貧しい福祉観＝人間観とは反対に、「福祉を充実させると、人間がより生き生きと充実して暮らせるようになる」という豊かな福祉を考察し、「福祉を創る」とは「自分たちが主人公になって社会を人間的なものにつくりかえるというロマンにあふれた取り組み」ではないかという観点から「高齢者の発達保障」について提起した。①高齢者自身の発達保障（人と人との交わりのなかで生きる楽しみ、自主性）、②施設職員の発達保障（納得のいく労働、福祉労働者自身も変化する相互発達の関係）、③介護家族の発達保障（介護する家族＝女性の悩み、経験交流と連携の組織化）、④地域社会の発達保障（施設づくりは地域づくり、問題の提起と住民自治の力量）という内容である。

大澤準一・上掛利博編『福祉都市を創る』（かもがわ出版、1993年）では、「福祉は、生活を自ら維持できなくなってようやく『おかみ』によって与えられる最低限の“施し”ではなく、自分たちが主人公となって創りあげていくものであり、一人ひとりがふだんの生活をいきいきと暮らしたいという願いを実現する“権利”でなければならない」ということから、①市民みんなの人間らしい暮らしを支える福祉（女性の自由な人生選択を可能にする）、②個人の自助努力だけでは解決されない問題について、社会生活の全般的な水準を向上させる福祉、③現状の福祉制度にないものは自分たちで創るという、市民の福祉運動に支えられた福祉、④市民からの問題提起を受け止める福祉（みんなの幸福につながる方法で解決する）、について提起した。地域の人材を頼りに、施設や役所から外に出て、「人生の質」を高める福祉の方向性を示した。

なお、『厚生白書』（1992年版）も、「皆が参加する“ぬくもりのある福祉社会”の創造」を言っているが、①『白書』のいう参加は、福祉サービスを利用する際の「費用を負担する」という意味での参加や、与えられたメニューのなかから「主体的に選択する」というかぎりでの参加を認めているだけであり、②『白書』では、障害者がもっぱら福祉の受け手＝利用者とされており、福祉の対象者が「変化し発達する存在」であるという観点

が欠落している。福祉の受け手は、他の人々を励まし幸福にするような「福祉の担い手」でもある。

V 日本の福祉運動と新しい福祉理論

「福祉を創る」という考え方のルーツは、日本の障害者福祉の分野で、「生きる権利」「学ぶ権利」「働く権利」の3つの権利を獲得してきた運動にあった。

(1) 生きる権利 —「この子らを世の光に」—

精神薄弱児施設「近江学園」の創設者として知られる糸賀一雄は、『福祉の思想』（NHKブックス、1968年）のなかで次のように述べていた。「どんなに重症な障害をもつ子どもでも、自分自身の力で障害を克服する方向でりっぱに自己を実現できるように、子どもたちと共感の世界を形成しようとするチーム・ワークが追求されなければならない」（150頁）；「保護は自立と対立するものではなく、保護のなかにも自立がめばえ育っている。また、育てるべきものであろう。その育ちこそ尊いのだと思う」（177頁）；「この子らが不幸なものとして世の片隅、山峡の谷間に日の目のみずに放置されてきたことことを訴えるばかりではいけない。この子らはどんなに重い障害をもっていても、だれととりかえることもできない個人的な自己実現をしているものなのである。人間としてうまれて、その人なりの人間となっていくのである。その自己実現こそが創造であり、生産である。…“この子らに世の光を”あててやろうというあわれみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよみがきをかけて輝かそうというのである」（177頁）；「この子どもたちが、自己実現という生産活動をしているというのは、…もうひとつ別の新しい生産活動をしているのである。重症の心身障害という極限状態に置かれているこの子らの努力の姿をみて、かつて私たちの功利主義的な考え方が反省させられたように、心身障害をもつすべてのひとたちの生産的生活がそこにあるというそのことによって、社会が開眼され、思想の変革までが生産されようとしている。ひとがひとを理

解するということの深い意味を探索し、その価値にめざめ、理解を中核とした社会形成の理念をめざすならば、それはどんなにありがたいことだろうか」(178頁)。

ここには、バンク＝ミケルセンと同じノーマライゼーションの理念を読みとることができる。どんなに重度の障害をもって生まれてきても生きる権利をもっていることを高らかにうたい、そして“この子らに世の光を”ではなく“この子らを世の光に”へと福祉の主体を転換させ人間化したところに、今日なお注目すべき福祉思想の根源がある。

(2) 学ぶ権利

—学校づくりは民主的地域づくり—

与謝の海養護学校の「学校づくり」の経過と実践を記録した青木剛夫編著『僕、学校へ行くんやで』(鳩の森書房、1972年)のなかに、あるお母さんの話が紹介されている。「子ども(障害児)を連れて児童公園に遊びにいったのです。低鉄棒で子どもさん(普通学級の子)たちが大勢遊んでおられました。わたしの子どもも一緒に遊んでもらおうと思ったのか走って側へ行きました。すると『わーおばけが来たー』と逃げ散ってしまうのです。次の集団めがけて走りよると『わーおばけが来たー』と、ついに遊んでもらうことができませんでした。大勢の子どもたちをさけて山道にさしかかる頃、子どもが、『おかあちゃん、ここは誰もいやへんでいいなあ』というのです。『そうやね』と顔をそむけ、泣き顔を子どもに見せまいと一生懸命でした」(226頁)と。百年をこえる日本の義務教育の歴史をたどると、富国強兵や経済効率優先の政策がとられてきた結果、国家や産業社会のために有益な子どもを育てる教育しか考えられないようになってきていることを、この本では「国民の百年の重荷」だと指摘している(222～4頁)。だからといって、日本に生まれたからには「しかたがない」というのでは宿命論に陥ってしまう。そうではなく「人間は変わりうる」のであり、ここに福祉の本質はある。寄宿舎生活をおくっているM君の母親が、同じ部屋に手のかかる重度の子がいるために自分の子の発達が頭打ちになるのではないかと心配して子どもに様子を聞いた時、「おかあちゃん何いうとんのや、コーちゃん(重度の子)が大事にされんかったら、ほくかて大事にされへんのかやで」と、子どもに教えられた

話も紹介されている(67頁)。

1970年に開設された与謝の海養護学校の基本理念は、「①すべての子どもにひとしく教育を保障する学校をつくろう。②学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合った学校をつくろう。③学校づくりは箱づくりではない、民主的な地域づくりである」というものであった。「養護学校設置運動は…学校設置運動だけでなく、障害児者に“ゆきとどいた教育と明るい未来を保障する”地域運動として発展していかなければならないのです。『たとえ3億円、5億円の金を投じてつくられた立派な学校であったとしても、あの学校はアホ学校やという見方をされるままにしておくのであれば、養護学校は差別を再生産する学校に転落してしまう』のです。そうでなくて、『あの学校はどんなにおくれた人もひとりの人間として尊重し、限らない発達を保障する学校なんや。それには人間をたいせつにすることの意味が理解してもらえる民主的な地域づくりが必要なんだ』ということからこの3つめの柱はスローガンとして確立されたのです」(228頁)と。

与謝の海養護学校の経験には、福祉を充実しようとするならば、誰もが人間らしい暮らしのできる福祉社会へ向けて、住民相互の理解が進み、地域社会が「人間を尊重する社会」へ変わらなくてはならない理由が示されている。

(3) 働く権利 —生きる喜びとしての労働—

どんなに障害が重くても、地域で障害者の働く権利を保障しているのが共同作業所である。その歴史は、社会から仕事を与えられなかった境遇を逆転させ、自分達の手で仕事をつくり、住民の支持を得つつその取り組みを制度化させてきたという輝かしいものである。1969年に設立された名古屋の「ゆたか共同作業所」をはじめとして、70年代後半には各地で急速に広まっていった。与謝の海養護学校を設立した京都府北部地域でも、学校教育終了後の成人期障害者の発達を総合的に保障する労働・生活施設が求められ、1975年から76年にかけて、大宮共同作業所、峰山共同作業所、宮津共同作業所などが次々に誕生した(上掛利博「障害者共同作業所づくり運動と福祉政策」『立命館経済学』第35巻4号、1986年；鈴木勉編『青年・成人期障害者の自立・発達・協同』広島女子大学地域研究叢書、1992年など参照)。

共同作業所づくり運動が社会福祉の理論と運動に問いかけたものは、①働くことのなかに人間の豊かな発達を見だし、仲間と力を合わせる能力や意欲を引き出す集団や民主主義の大切さをも明らかにしたこと、②仕事おこしや地域づくりを通じて自立を支える制度を社会的に保障させる課題を追求したこと、③従来の福祉施設に見られた建物の管理を中心にした施設運営ではなく、平等な人間関係を創り出し自主的で民主的な経営体として発展してきていること、④要求をもとに運動を組織するなかで行政を変えうることを証明したこと、⑤生活協同組合をはじめ地域の様々な運動組織と連携してネットワークをひろげてきたこと、があげられる（上掛利博「今日の社会福祉および障害者問題をめぐる動向」『共作連第11回全国集會報告集』共同作業所全国連絡会、1988年）。

ゆたか共同作業所が設立された意義について秦安雄は、「社会的労働が生計の手段としてのみとられ、うとましいものにされている今日の社会にあって、労働が生きる喜びにつながり、人間としての豊かな発達を保障する力になっている事実は、たんに障害者の労働権保障のためだけでなく、働くすべての国民の労働権・発達権保障のあり方を考えていく上で、貴重な示唆を与えるもの」と述べている（清水寛・秦安雄編『ゆたか作業所』ミネルヴァ書房、1975年、3～4頁。ゆたか福祉会の20年の取り組みをまとめた、秦安雄・西尾晋一・鈴木清寛編『障害者のゆたかな未来を』ミネルヴァ書房、1989年）。重度の障害者の働きたいという問いかけを通じて、人間にとって労働とは何であるかその本質が問われたのであるが、ここにもノーマライゼーションの理念が見られる。

また、「“社会福祉法人”による運営になってから、他の社会福祉施設との交流の機会が多くなりました…このことは、“ゆたか作業所”の取り組みの、他の施設への影響という点で、いっそう“ゆたか作業所”の存在が重要な意義もっているのです。社会福祉改善・改良の内からの努力が可能になり、社会福祉施設の民主的発展の主導的役割を担うことの課題もあります」（220頁）とされているように、他の社会福祉施設やそこで働く福祉労働者への影響は大きなものがあつた。認可施設として社会福祉法人化を追求したこと、そこでの福祉活動をより良いものにしていく努力、これが相まって発展させられたのである。

Ⅵ 新しい福祉の視点のルーツ

(1) ノーマライゼーションの思想 — 個人の問題提起と社会変革 —

ノーマライゼーションの思想とは、福祉の劣等処遇の原則を転換させて、誰もがひとりの人間として社会の中で幸せに生活する権利を認めるもので、<あなたも私も同じように>人間的な世界に生きることができるという「他人への関心」＝「共生の思想」を基本にしている。それゆえ、「その人自身が責任を負うこと前提とした上での個人の自由への限りない志向」を尊重すると同時に、そのためには「人としての権利が実現するような社会の状態をつくりだしていかなければならない」として、社会の変革をもうたっているのである（花村春樹『「ノーマライゼーションの父」N.E.バンク＝ミケルセン』1994年、ミネルヴァ書房）。そうだとすると、福祉とは「他人の幸福」のことであり、他人の幸福の実現を通じて自分の幸福も達成することだ、と考えられるのではないか。

(2) 国際的な福祉理念の発展 — 「障害者の責務」の理解 —

ノーマライゼーションの考えは、1975年12月の国連「障害者の権利宣言」において、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される権利を生まれながらに有する。障害者は、その障害の原因、性質、程度のいかなを問わず、同年齢の市民と同一の基本的権利を有する。このことは、先ず第一に、できるかぎり、通常かつ十分相応な生活を享受することを意味する」として世界に示され、12月9日は「障害者の日」とされた。また、宣言は「障害者は、可能な限り自立するようにさせることを意図した施策を受ける資格を有する」という自立生活権や、「障害者は、経済的かつ社会的保障を受け、相応の生活水準を保つ権利を有する。障害者は、その能力に応じて、職業を獲得し、かつ維持し、有益で生産的かつ有利な職業に従事し、さらに労働組合に参加する権利を有する」という内容の労働権保障もうたっている。

「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉

め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである」という言葉で知られる1980年の国連「国際障害者年行動計画」において、「社会は、全ての人のニーズに適切に、最善に対応するためには今なお学ばなければならない…これは単に障害者のみならず、社会全体にとっても利益となるものである」；「障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである」ということが明確に述べられ、「かわいそうな存在」「保護の対象」としての障害者観から、社会の方が障害者から学ばなければならないという観点へと発展したのである。ボランティアなどで福祉活動に関わった人の経験として、「助けてあげたというよりも自分の方が学ぶことが多かった」という話を聞くことが多いが、いわば「お互い様の関係」とも呼べる人間関係のもとで、多様な価値を認める福祉の教育的側面、相互関係性が理解されるようになってきたのである。

1983年の国連「障害者に関する世界行動計画」は、①損傷がいったん起きた場合、それが身体的、心理的そして社会的に不利な結果をひき起こすのを防ぐ対策としての「予防」、②各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ時間を限定したプロセスとしての「リハビリテーション」、③文化・社会生活といった社会の全体的な機構をすべての人が利用できるようにしていく「機会の均等化」、という3つの概念を明らかにしている。＜障害者の全人間的復権をめざす＞という内容であるが、この行動計画が、「障害者は、平等の権利を有すると同時に、等しく義務を負っている。社会建設に参加することは彼らの義務である」として、障害者の権利だけではなく責務を明確にうたった点が注目される。障害者が社会建設に参加するために、「社会は、障害者に対する期待のレベルを高め、そうすることで社会変革に向けて彼らの全資源を動員しなければならない。このことは、とりわけ若い障害者に繰り上げ定年年金や公的扶助によるよりは、むしろ職業と教育の機会を提供すべきであることを意味している」と述べている。すべての人の社会参加と人間発達という観点から、安易な金銭給付ではなく、労働や教育を権利として保障しようという考え方は、日本の福祉政策に欠けていた。

さらには、障害者組織にも言及し、「障害者組織の果たす役割の中には、自らの声をあげる、障害者のニーズが何かを明かにする、優先順位について意見を明らかにする、サービスの良し悪しの評価、変革を促進し、公衆の意識を高めることなどがある…参加の過程におけるその決定的重要性を考えるならば、これらの組織づくりを奨励することは急務である」としている。また、「障害者のイメージは種々の要素に基づく社会の態度…によって決まる。我々はえてして障害にばかり目を向け、白い杖、松葉杖、補聴器や車いすに注目するが、人間を見ようとしな。今求められているのは、障害者の障害ではなく能力に目を向けることである」と指摘し、否定的評価から肯定的評価へという障害者観の転換を提起するのである。すなわち、障害の治療から人生の充実（生活）へ、福祉の対象者から主人公へ、福祉の目標は救済からノーマライゼーションへと大きく変わってきた。

一般には、家族や地域が持っていた扶助機能が低下したから福祉が必要だとされているが、そうではなく、すべての人が安心して生き生きと暮らすことができるように、自己実現や人間発達を積極的に支えるような福祉の内実や、社会のあり方が問われている。だからこそ、現在の日本の不十分な福祉制度の内容を少しでも良くしていく努力や、新しい発想で問題提起をしていく「福祉を創る」運動が求められているのではないだろうか。

(3) 小出まみ『地域から生まれる支えあいの子育て』（ひとなる書房、1999年）

この本で小出は、カナダの子育て家庭支援（ファミリーサポート）を紹介している。「カナダで男性の育児参加を実感したのは、おむつを替えるとか一緒によく遊ぶなどの実際の育児行動ばかりではない。むしろ印象的であったのは、どのような子どもに育てたいのか、今子どもが抱えている問題は何かなどを話題にするのに、男女の差がないことであった。つまり、それは妻の領分で自分は知らない、などという男性に出会わなかったことであった。とくに、子育ての方向性を夫婦で共有できることが、どれだけ子育てを気楽なものにしているか知れないだろう。母親の育児不安とかかわって『男の育児参加の有無』という時、むしろ大事なのはこういうことなのだ」という着眼点には、多様性とゆとりを感じる。

小出は、従来の行政サービスの手法は「子どもの問題、家族の問題、地域社会の問題などが社会問題として発生してしまってから個別に対処する」ものであったが、新しい考え方と手法は、「問題が起きる前のごく普通の、ごく一般の状況における親と子の生活を支援し、力をつけることでいささかでも問題発生を事前に減らそう」ということ。また、「家族が直面する問題のなかには、失業、住宅問題、食糧確保など、個人の生活の不適切さからというより、経済、社会的事情から発生してくるものがある。これらの克服のためには、地域で集团的に学び行動し、事態を変革しなければならない。それなしには、親支援にも、家族の幸せ（ウェルビーイング）にもならない」としている。

そして、「大企業の営利の対象として無力な地域から脱却して、共同の力で多少とも自力で非営利の、あるいは地域に根ざした小規模の企業や事業活動を起こそう」「創意工夫で生きのびよう！」ということで、「それまで女の仕事とされてきた『子育て・健康・食事』などの共同化・社会化をめざし、男性（父親）をも取り込む努力をしながら地域社会づくりをしてきた」としている。なかでも、「これまで私たちは行政の責任、公的責任を重視するあまり、ボランティアの持つ豊かな発想力を積極的に生かしたとはいえない。…豊かな可能性を秘めたボランティアの力を、とくに活動の発端、契機のところで生かし、それを拠点に公的な力を引き出していくべきではなからうか」という指摘は、日本の社会運動の弱点と課題を示している。

(4) 小島ブンゴード孝子『モア：あるデンマーク高齢者の生き方』（ワールドプランニング、2002年）

小島は、デンマークには「自分や家族のことだけでなく、社会との関わりを常に考えながら力強く生きている女性が多い…親でも夫でもなく、自分自身で選んだ道＝仕事を持っている女性が多い」としている。これは、1983年に既婚女性の独立納税申告制度がスタートし、女性が自ら「税金を払う義務と権利」をもつようになったことが大きいという。

また、デンマークでは、「医療や社会福祉とともに、教育費も基本的に国が負担…。日本との大きな違いは、親の経済状態に関わりなく、やる気のある若者には教育の機会がいくらでも与えられて

いる…教育は国全体にとり最大の投資だと考えられている」という。「若いときからの自立心、夫や子どもオンリーの人生ではなく、自分なりの人生を生きてきたという自負があり、また、温かく見守ってくれる家族や隅におけない友の存在があります。そしてその根底に、『自分の人生を自分で決めることができる、自分で決めなければならない』という社会的共通認識があり、これがデンマークの現代の高齢者にある種のパワーを与えている」と述べている。健康の秘訣は「好奇心」であり、「一人ではない」というフィーリングだとも。

そうして、デンマークの高齢者福祉三原則（自己決定、継続性、残存能力の活用）は日本にも伝えられているが、「介護保険制度のなかでは、このような考え方、特に『自立の支援』の考え方は定着しにくいものようです。というのは、利用者側は、お金を払ってサービスを受けるのであるから、もらえるものは残らずもらいたいという気持ちが強く、またサービス提供者側も、顧客に満足してもらえるサービスを効率よくこなすことが、事業運営上死活問題だと考えるためです」と、今なお普遍主義ではない日本の福祉の問題点を指摘している。

Ⅶ むすび

—協同で（＝地域で）福祉を創る—

日本国憲法の第25条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む」権利について明言しているが、制度を改良していく努力によって「質の向上」をはかる運動と、その想わざる効果としての「人間発達」の問題が軽視されてはならない。これまで述べてきたように、福祉は「共感」「共生」「協同」によって、すべての人の生き生きとした生活を支えるものという理解に立つならば、普遍的な「福祉」概念へ広げる必要がある。

池田敬正は、「ウェルフェア」の概念は「地域の協力を通じてよい状態を守る」ことを意味するとし、地方の「民」を中央の「官」に従属させない「地域の協力による“よい状態づくり”の構想」を強調している（『福祉原論を考える』高菅出版、2005年「はじめに」）。そして、「人間の活動力は、すべて、人々が共生しているという事実によって

条件づけられている」(H.アレント『人間の条件』1958年)という指摘をも援用し、幸福は「先験的に存在するものではなく、人とひと(すべての人…上掛)のつながりを通じて醸成される」のであって、福祉というのは「“社会共同”あるいは“共生”を通じて獲得できる幸福である」と述べている(3頁)。

池田敬正が重視する「福祉における共同の意味」「自由と共同の共存」は、憲法第13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」とかかっている。日本にも、70年代の共同保育所づくり運動、80年代の共同作業所づくり運動、90年代の宅老所グループホームづくりというように、新しい実験や創意工夫によって、自分たちが利用したい福祉制度や必要な施設を創ってきた歴史がある。最近も、「共に歩む契約家族、血縁を超え手を携える」という記事が、一人暮らしの高齢者と契約を結んで家族の役割を代行するNPOを取り上げて、「私には夫も子どももいません。でも、新しいご縁ができたことを嬉しく思います」「なくなる縁、切れる縁があれば、結ぶ縁もある」と紹介している(『読売新聞』2008年3月1日)。ここにも、「血縁を超えた」人間関係によるコミュニティづくりがみられる。

このように、「人生の質」(人間の自由)を高める福祉実践が求められている。地域の住民(=当事者)の参加によって、①待ったなしの課題に柔軟に対応できるような小さな規模、②新しい発想で「生活の質」を高めるような内容、③援助される側が立場を変えて援助する役割もあるようなお互い様の関係、④ネットワークづくりと情報発信、こうして「福祉を創る」ことができ、人間の「成長する自由」の保障が確保される。社会運動の必要性は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(憲法第12条)とも重なり合っている。そうであれば、人間誰もが避けることができない高齢化は、「普遍的な福祉」を構想できることから社会にとってある意味でチャンスともいえよう。

1995年の「協同組合のアイデンティティに関するICA(国際協同組合同盟)声明」が、第7原則で「協同組合は…コミュニティの持続可能な発展のために活動する」と謳ったことは、福祉についての普遍的な理解によって今日的に位置づけられ

るのである。

【付記】

障害者の発達保障に関しては、田中昌人『障害のある人びとと創る人間教育』(大月書店、2003年)が、日本国憲法第26条「教育を受ける権利」と第27条「勤労の権利及び義務」・第28条「労働者の団結権」を生かすという視点から、「権利としての障害者教育」を進めた「障害のある場合の人間教育」が21世紀に求められるとしている。また、2007年9月に日本政府も署名した国連「障害者の権利に関する条約」は、「障害が発展する概念」で、「障害者と障害者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、障害者が他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」とし、「障害を持って生きる権利の主体者」と障害者をとらえている。なお、アマルティア・セン『議論好きなインド人』(明石書店、2008年)は、福祉とエージェンシー(行為主体性)の相互関連性を考察し、「受動者」(ペイシヤント)と「能動者」(エージェント)を区別して、「女性は社会によって提供される福祉向上のための援助の受動的な受け手ではなく、社会変容の積極的な推進者かつ援護者である」とした(377頁)。

普遍主義の福祉の実践に関しては、西澤秀夫・真弓美果・上掛利博編『世界の社会福祉⑥デンマーク・ノルウェー』(旬報社、1999年)ほか、「ノルウェーの豊かな暮らし～人間の幸福と『時間の男女平等』」(『エクセレント・ノルウェー・イコール』第2号、紀伊國屋書店、2005年)、「ノルウェーにおける“ゆとりのある子育て”について」(『クレリイェール』第343号、2006年；「ゆき・えにしネット」www.yuki-enishi.comに再掲)を、また福祉概念の拡大については、鈴木勉・田辺準也・鈴木清覚・上掛利博編『協同の仕事おこしで福祉を拓く』(かもがわ出版、1998年)ほか、「人間の自由と『福祉』概念」(『協う』第91号、くらしと協同の研究所、2005年)、「高齢化の現状と生協福祉の課題」(『生活協同組合研究』No.375、2007年)などを参照願いたい。

(かみかけ としひろ 所友 京都府立大学)

福祉の市場化と福祉労働

YOKOYAMA Toshikazu

横山 壽一

I はじめに

福祉労働は、福祉制度の担い手として国民の権利を保障し、発達を保障する役割を担ってきた。しかし、福祉制度自体が大きく変容するもとの、福祉労働も変容を余儀なくされている。そうした変容を呼び起こしている根底には、福祉の市場化を推進しようとする今日の市場主義的改革がある。以下、福祉の市場化とそのもとの福祉労働の変容について、基本的な整理といくつかの問題提起を行いたい。

II 福祉労働と福祉の市場化の基本的整理—議論の前提

福祉労働を論じる際にしばしば見られるのは、念頭に置いている対象の違いからくる議論のすれ違いである。そのことを避けるためにも、議論の前提となるいくつかのことから確認しておく必要がある。まずは、その作業から始めよう。

1 福祉労働の対象と範囲

まず問題になるのは、福祉労働の対象と範囲をどう設定するかである。ここでは、福祉労働を可能な限り広く捉える。そのうえで三つに区分して

おきたい。

第一は、「直接的サービス提供労働」としての福祉労働である。具体的には、福祉施設、特別な形態の住居（グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームなど）、利用者の居宅などにおいて、利用者へ直接サービスの提供を行う労働である。

第二は、「間接的福祉労働」としての福祉労働である。具体的には、管理業務、事務業務、相談業務など、直接的なサービスの提供に繋げたり、組織的にサポートしたりする役割を担う労働である。

第三は、「福祉公務労働」としての福祉労働である。具体的には、公務労働者として福祉関連のセクションに所属し、福祉制度の管理・運営あるいは直接的サービス提供を担う労働である。多くは管理・事務業務を担う「間接的福祉労働」であるが、自治体が直接サービスを提供する場合は「直接的サービス提供労働」として役割を担う。

以上の三つの区分は、以上の整理で分かるように同列ではなく、第一と第二の区分は、すべての福祉労働を大区分するもの、第三は、福祉労働のうち公務労働として担われる部分をあえて区分するものである。したがって、すでに説明したように、第一と第二は第三の区分とそれぞれ重複して適用することが可能である。

第一と第二の区分は、企業参入によって福祉労働が企業労働として担われるケースが増大しているもとの、とりわけ重要な意味を持つ。というのは、企業労働の場合には、企業労働と福祉労働の本来的な性格の違いから、両者の間で対立が生

じ、直接的サービス提供労働が間接的福祉労働によって制約を受け様々なゆがみが生み出される可能性が高まるからである。もちろん、公務労働としての福祉労働の内部でも同様の問題が生じうるが、企業労働の場合とは性格を異にする。

2 福祉労働と福祉制度

次に、福祉労働と福祉制度との関連である。福祉制度は、広義には、法的根拠の有無にかかわらず福祉的性格を持つ仕組み一般をさす。たとえば、無認可の共同作業所や保育所、自主的な高齢者の地域交流サロンなどである。狭義には、公的な根拠を持ち行政的手続きによって管理運営される福祉事業を規定する制度をさす。

福祉労働をこの福祉制度との関連で整理すると、広義には、広義の福祉制度と関わる労働一般、つまり福祉事業に従事する労働一般をさし、狭義には、狭義の福祉制度の担い手として福祉制度に従事する労働をさす。たとえば、介護労働についていえば、介護保険事業に従事する労働は後者、介護保険適用外の事業に従事する労働は前者ということになる。

ここで対象は、狭義の福祉制度とその担い手としての福祉労働である。

3 福祉制度と福祉の市場化

ここでテーマである福祉の市場化についても簡単に整理しておきたい。福祉の市場化は、福祉制度に市場的要素を持ち込む手法を用いた仕組みの転換である。したがって、直接には「福祉制度の市場主義的見直しと転換」である。このときの福祉制度は、いうまでもなく狭義の福祉制度である。

見直しの対象としての福祉制度は、「非市場」的な仕組みを特徴とする。つまり、市場の仕組みとは異なり、基本的には給付と負担をリンクさせない仕組みである。日本におけるその具体的な形態として、「措置制度」を挙げることができる。福祉制度の市場主義的見直し、つまり福祉の市場化が、「措置制度」の解体といわゆる「契約方式」への転換という姿をとって進められたのはそのためである。

当事者同士の直接的関係の形態をとる利用・提供の方式である契約方式は、それ自体として市場的性格を持っているが、導入にあたってはそれが

措置制度より優れていることを示す必要があったことから、「利用者による選択」が可能となる方式であることが前面に打ち出されてきた。実際には、情報の制約や供給量の不足などで選択は制限されたし、選択自体も事業者を選ぶだけの選択に過ぎず、サービスの利用を通じて生活そのものを選択することを保障するものではなかった。しかし、形式的ではあれ、利用者の側に選択権が付与されると利用者の獲得をめぐる事業者間の競争が始まり、一気に市場的環境が創出される。契約方式は、まさしく福祉の市場化のための最も効果的な方式として位置付けられ活用された。

4 福祉の市場化と福祉労働

以上を踏まえて、「福祉の市場化と福祉制度」というここでテーマの意味を整理すれば、端的には、福祉制度の市場主義的な転換が福祉制度の担い手にいかなる変化をもたらしているかを問うこと、具体的には、措置制度のもとでの福祉労働から契約制度のもとでの福祉労働への転換がもたらした変化、市場化による供給の多元化がもたらした福祉労働の変化を問うことということになる。以下、これらの点について検討する。遠回りにはなるが、福祉労働の変容を浮き彫りにするためにも、福祉労働のもつ特性の確認から始めることにする。

Ⅲ 福祉労働の特性

ここで対象とする福祉労働については、上述した通り、「直接的サービス提供労働」「間接的福祉労働」「福祉公務労働」の三つの区分を用いる。まずは、いずれの福祉労働にも貫かれるいわば福祉労働一般の特性についてみよう。

福祉労働は、福祉制度の担い手である。したがって、福祉労働の全体に共通する特性は、何よりも福祉制度が担う役割・機能を具体的に遂行することに求められる。その内容は、端的にいえば、福祉制度による福祉サービスの提供を通して国民の生存・発達の権利を保障することに他ならない。すなわち、福祉労働はその具体的な形態にかかわらず、いずれも「権利保障労働」「発達保障労働」としての特性をもつ。

権利保障は、福祉制度の円滑な管理・運営、そ

れを通じた具体的なサービス提供など多様なより具体的な労働によって、多段階、多面的に行われる。そのことに着目して試みたのが、上記の三つの区分である。それらは、それぞれの内容を通じて権利保障を具体化し、実質化する役割を担うことになる。それぞれの基本的な特性について、以下、あらためて整理しておく。

まず、「直接的サービス提供労働」は、利用者と直接かかわり、利用者のニーズに応じて生活上の諸問題あるいは制約を具体的に解決し、それを通じて利用者が自ら望み選択した生活を実現するところに、何よりも労働の特性を求めることができる。具体的には、この労働は、問題解決・自立支援労働であること、生活の全体を理解し必要な支援を組み立てる総合性を持つ労働であること、その遂行がコミュニケーションを通じて行われるコミュニケーション労働であるという特性を持つ。

次に、「間接的福祉労働」は、福祉制度をマネジメントすることによって「直接的サービス提供労働」をサポートし、必要な供給量を確保するとともにサービスの質を高める役割を担うところに特性がある。そうした特性は、この労働が福祉制度の具体的実施にかかわるだけでなく、福祉制度そのものを評価して問題点を明らかにし、その問題点の解決のために必要があれば制度も見直すという役割を担っているからである。

最後に、「福祉公務労働」は、これら二つの労働を文字通り「公務労働」として担うものであり、直接的な権利保障労働として立ち現れるところに特性がある。しかし、福祉制度が後退して権利が制約される場合には、その実行者としての役割を担わされて国民と「対立的」関係に立たされることもある。

IV 福祉の市場化と福祉労働の変容—介護保険制度の場合

1 福祉の市場化による福祉制度の変容

以上を踏まえて、具体的な分析に移ろう。問題をより具体的に捉えるために、以下では、介護保険制度のもとの福祉労働について検討する。介護保険制度は、周知のように、社会保障構造改革の突破口として位置付けられ、実際にも、契約方

式の導入、供給主体の多元化と営利化、応益負担の広範な導入など、福祉制度の市場化を一気に進める役割を担った。したがって、介護保険制度によって生じた福祉制度の変容と福祉労働の変容は、市場化による福祉労働の変容の核心的な内容を提示するものとみなすことができる。

最初に、福祉制度の変容を確認しておく。第一は、措置制度から契約方式への転換にともなう変容である。契約方式への転換は、何よりも権利保障と公的責任の変容をもたらした。具体的には、行政による介護サービスの利用・提供を、事業者と利用者との当事者同士の直接的関係に置き換えたことによって、公的責任を当事者同士の関係を背後から見守るだけの間接的な位置に後退させ、同時に、契約主体としての利用者に自己責任を求める構図をつくりだした。また、契約方式は、競争と選択についても新たな環境をつくりだした。上述したように、利用者の選択が事業者間に競争をもたらし、その競争が供給主体の多元化と相俟って事業の営利化と営利主義的な競争をもたらした。

第二に、応益負担にともなう変容である。利用料に導入された応益負担の方式は、部分的ではあるが、利用と負担をリンクさせる市場的な「公平性」を福祉制度に持ち込むことによって、利用と負担をリンクさせないことで所得の再分配を果たしてきた福祉制度を、足もとから掘り崩す種がまかれた。それはまた、本来ならば権利保障にとって不可欠な減額・免除の制度を、ステイグマへ変える方向に作用した。

2 福祉の市場化と福祉労働の変容

本題に入ろう。福祉の市場化による福祉労働の変容は、これまでの整理から、具体的には「契約方式による福祉労働の変容」として現れる。その特徴を明確にするために、措置制度のもとの福祉労働の特徴について整理しておこう。措置制度のもとでは、福祉労働はおおよそ以下の三点の特徴を有していた。

第一は、権利保障労働としての明快さである。措置制度の核心をなす公的責任の明快さは、それを担う福祉労働にたいしても権利保障的性格を直接的に示すことを可能にした。

第二は、とはいえ、措置制度に対する官治主義と財政的コントロールのもとに置かれたことから

様々な矛盾に直面し、権利保障労働としての役割が制約されるたり歪められる側面も併せ持っていたことである。

第三は、質の多様さである。対人サービスとはいえ個人と個人との関係だけでなく、集団として共同的にかかわる労働であるがゆえに、職場集団の水準がサービスの質を規定するが、職場民主主義の水準に規定されて多様なレベルが生み出され、必ずしも高いレベルで統一されないで放置されたということである。とりわけ、官治主義とセットになった社会福祉法人等の事業主体の遅れた体質、たとえば同族による閉鎖的運営、労使関係をわきまえない前近代的な運営等が職場における民主主義の徹底を妨げ、高い質の職場集団の形成を妨げてきた現実を無視できない。

では、契約方式への移行によって福祉労働はどのように変容し、これらの特徴はどう変わったのだろうか。第一に指摘しなければならないのは、権利保障労働としての明快さが失われ、権利保障という性格が曖昧になったことである。契約方式によって、行政関与はあるものの介護サービスの利用・提供が一般の財・サービスの売買と基本的には変わらない形態をとることになり、実際にも営利事業としてサービス提供を手掛ける事業者が参入してきたことで、権利保障としての役割は「顧客サービス」「顧客満足度」に置き換えられていく傾向が強まった。福祉制度であることをほとんど自覚していない事業者、従事者の存在がそのことを示している。

第二は、柔軟性・総合性・コミュニケーションという福祉労働のもっとも重要な部分に制約が加えられたことである。契約という形態は、利用・提供の内容を事前に確認し「厳密」にするというメリットを持ってはいるが、その反面で予期せぬ出来事への対応やサービスとして明確には規定できないことなど自由裁量で対応する部分を削ぎ落とす可能性がある。介護保険は、時間単位で報酬を算定し対象とすべき内容も細かく規定したことから、こうした制約が現実化した。ケアプランの作成もケアマネージャの配置も積極的な意味をもつが、これらの機能をサービスの直接的提供者から分離したことで、直接的サービス提供労働の役割を低め、細切れで総合性を持たない労働へと変えた。

第三は、共同労働として質を高めていくことの

困難が一層大きくなったことである。上述した同族による閉鎖的経営・前近代的な経営に加えて、競争的な環境と競争的体質をもつ営利法人等の参入によって、非営利組織も含めて経営至上主義的方向へと傾斜せざるを得ない状況が創り出されたことが、かかる困難を大きくした。直接的サービス提供労働と間接的福祉労働との対立の深刻化がもたらす困難といってもよい。

第四は、雇用の不安定性が一段と高まったことである。介護保険事業は、提供したサービス量に単価を掛け合わせた介護報酬として受け取る。競争的環境の下でのこうした出来高払いによる収入は、当然にも収入における確実性を低下させ、経営安定化のためのコスト削減に拍車をかけた。介護保険事業は極めて労働集約的な事業であるため、コスト削減は人件費削減へと向かい、コストの高い常勤職員を極力抑制し、非常勤・パート・アルバイトなど非正規雇用で人員をカバーするスタイルを一般化させた。しかも、介護保険事業者としての指定基準のうち人員に関する基準が全体として「常勤換算方式」をとっていることから、非正規雇用への依存が事実上容認されることになり、実際にも、事態はそのように進んだ。密度の高いきつい労働でありながら処遇は低く抑えられ、しかももっぱら非正規での雇用しか期待されないとすれば、人員が確保できなくなるのは時間の問題であった。介護報酬の抑制に加え、コムスン等の不正によるマイナスイメージの拡大で、この危惧が現実化したのが現下の事態である。

契約方式への移行に加えて福祉労働に変容を迫るインパクトを及ぼしたのが、供給主体の多元化の名のもとで進められた営利組織への参入解禁である。介護保険は、国を挙げての規制緩和推進の渦のなかで具体化され実施されたことから、設立自体が社会保障分野における規制緩和の突破口あるいは実験場としての意味を持たせられた。規制緩和推進派の最大のねらいは株式会社への参入解禁であった。さすがに施設介護も含めた一気呵成での解禁とはいかなかったものの、在宅介護は解禁され営利化への歩みが始まった。

営利組織による介護保険事業の展開は、そこに所属してサービス提供を担う福祉労働者に深刻な矛盾をもたらし、苦悩をふかめることとなった。というのは、営利組織のもとでは、組織のミッションと事業・制度の目的との間に明らかにズレが

存在するからである。したがって、福祉労働としての本来の役割を果たそうと努力すればするほど矛盾を深めざるをえなくなった。同時に、文字通りビジネスライクに仕事をこなす従事者も登場することになり、その場合には制度との矛盾が深刻化することとなった。

その矛盾は、危惧されていた通り、営利主義による深刻な不正と人権侵害となって現実化した。コムスン問題の本質はそこにある。福祉労働についていえば、違法まがいの顧客獲得・サービス実績の拡大、ノルマ達成の強要、能力主義管理と過重労働など、一般企業では珍しくはないが福祉労働とは両立し難い働き方が当然のように求められた。そして、利用者に対する不正と従事者への権利侵害が背中合わせとなって進行していった。こうした事態が福祉労働をゆがめ、担い手を疲弊させただけでなく、福祉労働をめざす若者の意欲を一気に萎えさせ、文字通り福祉労働の危機をもたらした。

V 福祉労働の復権と権利保障

現在の事態は、国民に対する権利保障の後退と福祉労働者の権利保障の後退が一体不可分であることを示している。しかも、制度の矛盾が最終的には福祉労働へのしわ寄せとなって現れる構造にある。したがって、福祉労働の危機は福祉制度の危機・国民生活の危機でもある。

こうした現状を打開するためには、制度拡充による権利保障の底上げと福祉労働の権利保障の底上げを一体的に実現することが必要である。その具体的な方策を包括的に提起することはできないが、何よりも人員基準を抜本的に見直し、少なくとも中心となる人員は常勤職として配置する体制をとること、そのことを実現するために、基準となる人件費を確保するための制度化を行うことが欠かせない。

また、サービスの水準を量・質ともに高め国民の権利保障の水準を引き上げるためには、報酬水準そのものを引き上げる必要がある。しかし、財源構成を変えないまま報酬水準を引き上げれば国民の負担が増大するため、ジレンマを抱えることになる。したがって、権利保障水準の引き上げを確実にを行うためには、財源構成の見直しとセットで行わなくてはならない。また、定率の利用料負担を設定している場合には、同様の問題が生じるため、利用料自体を廃止するか、応能負担に切り替える必要がある。

今日の事態は、対人サービスにおける担い手への長年の軽視が、介護保険など福祉制度の見直しで一段と進行し、放置できないところまで来たことを示している。福祉労働が抱える問題は、直接的には労働条件等の処遇の問題として現れるが、けっしてそこにとどまらない文字通り国民の生存と人権にかかわる問題の現出として捉える必要がある。

(よこやま としかず 所員 金沢大学)

加速度化する市場化と現下の 厚生労働行政のもとでの医療・福祉労働とマネジメント

—したたかな実践と総合的な
対抗構想の前進のために—

OMATSU Mikio
大松 美樹雄

I 問題の所在極めて実践的 現場的な問題意識

2008年3月の本研究所春季交流集会でのセッションは、報告者間のうちあわせ不足は若干あったものの、重要な論点を提示したのではないだろうか。それを踏まえ今後の社会保障像についてできるだけ建設的な論争をつくりあげることが今、必要であり、そのためにその後の種々の論考も参照しつつ、筆者の主張点をできるだけ平易に明示していきたい。したがって、いわゆる論文の形はとらずに、また先人達の議論に関しても率直な問いかけを行いたい。

福祉の市場化という点でのこの間の大きなターニングポイントは、言うまでもなく2000年度にスタートした介護保険制度である。1995年度前後から社会保障界で様々な議論が展開された。住民視点にたっていると思われた論者のなかにも、「保険方式しかない」といった主張がみられ、まさに腰砕け症候群ともよべる状況も生まれた。その時点で、措置制度の改革的発展の道があったのは確かであり、今の時点での議論の総括も必要である。

さて、周知の通り介護保険制度スタート以降、医療保険制度も平行して大きく変貌し、社会保障全体の市場化は拡大・深化を続けている。今、われわれには、マーケット（準市場）を前提に、マ

ーケットのなかでなにを貫くのが問われており、今この局面では市場化をある意味で逆手にとるといった複合的な対応が求められている。この点でわかりやすい反面教師的な例をあげれば、自治体行政に導入されつつある、ニュー・パブリック・マネジメント（以下、NPMと略称）手法への社会運動の側の硬直的対応である。NPMとは一言でいえば民間企業の経営手法を行政運営に生かして効率性を確保するというものであり、日本的な新自由主義的諸改革の大きな柱となっているものである。著名な二宮厚美氏は、自治体運営の主役は公共政策であり、そのもとでの管理方式の一つとしてのNPMであるとして、その企業経営的手法に対して徹底した批判を行っている（岡田章宏、自治体問題研究所『NPMの検証—日本とヨーロッパ地域と自治体30集』自治体研究社、2005年）。後で詳論する自治体病院の問題等具体的対抗提案を議論するとき、もうすこし是々非々の柔軟な対応が必要ではないのかとの観をもつ。自治体会計への複式簿記の採用、業務サイクルでの見直しとチェックの重視、社会的評価の視点、効率性の測定等々に関しては積極的に取り入れていくべき課題もあるのではないだろうか。二宮氏の大きな視点での情勢把握に関する論考については、なにはさておいても読ませていただき常に導きの糸として位置づけているのだが、この点では大きな相違がある（氏の社会運動への大きな影響力に鑑み、実名をあげさせていただいた。実践的な政策活動の

前進のためであり、ご寛恕いただきたい)。

さてそこで、なによりもまず一番のベースをなす医療・福祉現場の複雑な実相についてできるだけ詳しく提示することから議論をはじめ、市場化に対する対応についての、従来型ではない私見をおりませてください。

Ⅱ 市場化の進展と、同時進行する官僚統制の強化と専門労働の変容 (まだら模様)

2006年4月の介護報酬改定以降、介護事業経営はそれ以前とはまったく別段階の厳しさに直面している。常勤の経験豊かなケアマネージャー(相対的に高賃金)の集まった居宅支援事業所では、全く採算がとれなくなり、ヘルパー事業所も同様の状況におちこんでいる。そして、いわゆる登録型ホームヘルパーの(直行直帰)募集は困難となり、人材は他業界に流れていっている(仕事のリスク、労苦と賃金水準がアンバランス)。ここ数年沢山つくられた介護福祉士養成学校は相次いで閉鎖となり、残っている学校も定員割れとなっている。介護事業所の統廃合はすすみ、進出と撤退のスピードはほとんど一般業界なみとなってきている。

国はすでに准介護福祉士の資格を創設し、フィリピンなどからの本格的な出稼ぎを着々と準備しつつある。フィリピンは看護師、介護士の出稼ぎ大国(800万規模)であり、子どもを高学費の大学にいかせるためにはそれが不可欠の要素となっており、「親の背中をみないで育つ子どもたち」の問題が大きな社会問題となっている。数年前から、全国各大学の中国人留学生がホームヘルパー2級の資格をとりヘルパーの仕事を行うということは普通になっていたが、いよいよ福祉界での人材の国際化が本格化しようとしている。

医療界では、国民医療費削減のために入院日数の極度の短縮化が診療報酬制度によって強制され、医療内容の高度化とあいまって現場での緊張感を高めている。急性期病院での在院日数は10日前後となっており、一回夜勤についた看護師が次の夜勤についた時には病棟の患者の多くがいれかわっているといった実態は、看護職に大きなストレスを与えており、「もえつき症候群」も多発している。また医師の分野では、卒後研修義務化を契機

として露呈した決定的な医師不足はますます深刻化し、とりわけて勤務医の労働強化をもたらしている。

混沌とした福祉・医療界の状況の中で注目すべき動きは、業務の基準化、標準化、第三者評価の流れである。最新最良の医学的知見をベースにしたEBM(根拠に基づく医療)と多職種でのクリティカルパスの共有(診療スケジュール工程表)の重視、医療機能評価、ISO受審の拡大等々、10年前には考えられなかった状況となってきている。その一方で、哲学、心理学とリンクした形でNBM(患者の語る物語を重視した医療)を大切にす流れも徐々に拡大し、福祉施設での「回想法」はすでに定着し、三好春樹氏らの提唱した「おむつはずし学会」は大変な盛況であり、「QOL」は「生活の質」という定義から「人生の質」という理解へと発展をしつつある。NBMの一例として、代表的な文献の一部を紹介しよう。

「つまり『告知』は、患者と患者をとりまくひとびとがどのような人生を生きようとするのかという問題としてとらえなければならない。それは『意味』の世界にかかわっており、ひとつの『物語』として理解するしかない世界である。そして、その後のケアも、こうした物語的理解の延長上になされるほかない」(野口祐二『物語としてのケア』医学書院、2002年)。

各職種の動向として注目すべきことは、職種間の「距離」の相対的な縮小と知見の拡がり、そしてそれと平行した「格差」の拡大である。訪問看護ステーション等は大型化し、365日のサービスの提供にのりだし、癌末期の方(ターミナル)、認知症の方などへのケアの連携については、看護師とヘルパーの強い連携が生まれてきている。ターミナルの方へのケアに関する症例検討では、なによりもまずご本人の言いたいことを何時間でも傾聴すべしということがでは語られ、一人暮らしの認知症の方のケースでは金銭管理が大きな課題となり、行政と社会福祉士、司法書士等との協力(成年後見制度の活用等)が不可欠な段階となっている。哲学、心理学はもとより、経済学、法律学が必要となっているが、多くの医療・福祉スタッフの育成機関は専門学校での2年～3年間の教育がまだまだ主流となっており、そのようなこと

が議論できる状態ではない。また同職種のなかでも作業療法士（OT）、理学療法士（PT）のように、国立大学での4年間の教育+修士2年というパターンから専門学校3年まで、年月だけでも2倍の格差が併存しているケースもある。

Ⅲ 各事業体運営の危機と変貌

次に各専門スタッフの所属する各事業体の様相について概括したい。

民間医療経営分野ではまず、厚生労働省の診療報酬政策と医師、看護師の争奪戦のなかで、戦後の地域医療を支えてきた、50~100ベッド程度の地域密着型の中小病院が消えていき、診療所、老人保健施設、高齢者賃貸住宅等へ転化、または廃業という流れが極端に強まっていることを直視する必要がある。一言でいえば、急性期のみならず24時間365日の在宅医療、特定健診・特定保健指導、介護保険の各事業、医師・看護師研修と育成等の

課題に総合的複合的にとりくめる法人のみ生き残れる状態である。くしくも国によって公益法人制度、医療法人制度など非営利法人形態の見直しがこの間、急ピッチですすめられ、統廃合されていく公立病院の受け皿づくり（指定管理者制度での委託等）を大きな目的として、また経済界からの株式会社形態での病院経営解禁論への厚生労働省の側の対抗提案として、社会医療法人制度（法人税非課税）が創設された。巨大医療法人チェーンにとっての大きなビジネスチャンス到来とも言える。

ここで自治体病院をめぐる諸問題について、さらにその内実をみていこう。周知の通り、「夕張ショック」を受け2007年6月に財政健全化法が成立し、自治体は一般会計と地方公営企業会計、特別会計等の連結決算が義務づけられ、連結実質赤字比率等の指標によって、「自主的」リストラが強制されようとしている。地方公営企業である自治体病院への一般会計からの繰入は限界にきており、夕張で問題となった「一時借入金」は、例えば舞鶴市民病院では1999年度の時点ですでに9億に達

表1 舞鶴市民病院 貸借対照表（財政状態）

1999年度末		単位 千円		2004年度末		単位 千円	
資産（流動資産）	1,102,863	負債（流動負債）	1,097,963	資産（流動資産）	794,797	負債（流動負債）	1,641,844
現預金	99,905	未払金	164,865	現預金	195,898	未払金	228,071
未収金	905,315	一時借入金	910,000	未収金	512,404	一時借入金	1,400,000
その他	97,643	その他	23,098	その他	86,495	その他	13,773
		(固定負債)	1,994,611			(固定負債)	2,334,878
(固定資産)	2,635,390	企業債	1,994,611	(固定資産)	2,517,272	企業債	1,946,000
土地	512,124	他会計借入金	0	土地	512,124	他会計借入金	388,878
建物機械等	2,115,016	合計	3,092,574	建物機械等	2,005,148	合計	3,976,722
		資本				資本	
		資本金	408,967			資本金	408,967
		補助金等	946,732			補助金等	1,486,389
その他	52,718	繰越利益	-657,302	その他	17,343	繰越利益	-2,542,666
		合計	698,397			合計	-647,310
総合計	3,790,971	総合計	3,790,971	総合計	3,329,412	総合計	3,329,412

出所 総務省『地方公営企業年鑑』各年度

注 ①厚生労働省・病院会計準則に沿って表示形式を変更
②企業債は資本の部から負債の部に位置を変更

債務超過状態

しており(表1)、贈賄事件で有名となった福知山市民病院では、実質20億のそれが、出納整理期間を使った操作—4月、5月の某日に返済と借入を同時に執行—で貸借対照表には残高をのせない操作が行われている(表2)。危機的な財政状況をふまえて総務省・公立病院改革懇談会(長隆公認会計士座長)は「公立病院改革ガイドライン」を設定し、全自治体に「公立病院改革プラン」の策定を求めている。長会計士(東日本税理士法人)は夕張をはじめ全国の多くの自治体病院改革の現場に入り、非公務員型の地方独立行政法人、指定管理者制度の活用、県立病院と市民病院の統合等を推進してきた中心人物だが、「ホテルのような吹き抜け構造で建設した自治体病院は例外なく破綻する」といった指摘や、他の会計士も行っている計数面での分析は、社会運動の側がもっと吸収すべきものである。それらを伴わない「〇〇病院、地域医療を守れ」といった単純なスローガンの反対論だけでは、もはや手遅れとなる危険性がある。また、医師は大学から事務系管理者は本庁から

といった、自治体病院の医療連携、多職種協働構築の難しさについては、ガイドラインも解明はしておらず、医療の内実の課題についてもっと焦点をあてるべき時点にきている。自治体労働運動、市民運動の課題は複合的総合的であり、最初に述べた「是々非々の柔軟な対応」をつくれるかどうか、手遅れとなるかどうかの分岐点と思われるのである(拙稿参照「市場化のなかでゆれうごく自治体病院の使命と経営」『賃金と社会保障』1417号、2006年5月上旬号)。

次に社会福祉法人の変貌である。周知のように措置制度の解体にともなって自治体からの補助金も縮小し、自前での運営を強制されようとしているが、同時に着目すべきことは、法人税非課税、固定資産税等の地方税非課税措置の見直しが2009年度以降に行われる見通しという問題である。いまここでこそみておくべき議論は、厚生労働省の医療法人制度改革(出資限度額法人と社会医療法人創設という一応の成果)の中心であった田中滋氏(慶応大学)と厚生労働省幹部、全国社会福祉

表2 福知山市民病院 キッシュフロー表

		2002年度予定額	2004年度予定額	2006年度予定額	単位 千円
事業収支	事業収益	5,133,898	5,203,098	5,444,497	
	事業費用	-5,420,593	-5,585,098	-5,887,333	
	未収金等	928,587	1,019,358	1,795,301	
	未払金等	-374,300	-376,886	-3,156,260	
	事業キッシュフロー	267,592	260,472	-1,803,795	
資産形成	建設改良費	-1,564,161	-3,727,615	-514,852	
	投資キッシュフロー	-1,564,161	-3,727,615	-514,852	
財務	他会計負担金	119,533	219,026	458,552	
	企業債発行	891,000	3,851,000	702,500	
	一時借入金	0	1,550,000	2,000,000	
	企業債返済	-103,796	-103,146	-361,836	
	一時借入金返済	0	-1,550,000	-2,000,000	
	財務キッシュフロー	906,737	3,966,880	799,216	
	現預金増減額	-389,832	499,737	-1,519,431	

出所 「福知山市企業会計予算説明書」各年度

協議会幹部による研究会の成果、社会福祉法人経営研究会『社会福祉法人経営の現状と課題』（全社協、2006年）ではないだろうか。この文献は、社会福祉法人にとっての「公益性を有する事業とは何か」について明快に答えている。

「支払能力の低い者を排除しない、労力・コストのかかる対象者を排除しない、制度外のニーズに対応する、公益性が高く利用者や社会の利益が優先するのであれば、経営を自由化し、柔軟性を重視する……。」

あたりまえのことを確かに述べているのだが、ある意味、「裸で狼の群れのなか（市場化）に投げこまれる」社会福祉法人の今後の、キャピタルコストの蓄積にとって、税制は決定的な役割をはたすものであり、この時期、福祉関係者のオープンマインドでの議論、福祉観の異なる人々との対話を期待したい。

Ⅳ 当面の課題と 中長期の政策課題

次に直面する課題について論じていくが、まず現今でふまえるべきは後期高齢者医療制度等に関する国民の怒りである。制度施行の初日4月1日に、時の首相が「長寿医療制度」に名前の変更を指示するといった前代未聞の状況が生まれており、80年代初頭の老人保険制度創設、健康保険本人1割負担導入時にも匹敵する社会的関心の高まりと社会運動の高揚が広がっている。国民的世論との連携を強めつつ、医療人、福祉人、各事業体独自の直面する課題を明確にする必要がある。

第一には、更なる市場化の進捗のなかで今後予想される各事業体の本格的困難について、なによりスピーディに対応し、冒頭に述べたように、例えばNPMなどの新しい市場主義的手法についても、摂取すべきものは摂取し、ある意味ではそれらを逆手にとって事業体の運営と多職種協働を一気に近代化することである。90年代後半からの英国ではニュー・レイバーといわれる波のなかで、医療における品質管理が重視され、国として保証すべき医療目標を明示したと、『健康格差社会』で著名な近藤克則教授は紹介され、臨床現場におい

ても、事業体においても、政策レベルにおいてもマネジメントの視点の大切さを強調している（『医療・福祉マネジメント』ミネルヴァ、2007年）。

また、後述するが非営利・協同など社会的企業論を前進させ、また資本主義的な経営力量と科学的マネジメント力の育成と確保する。それらのなかで国民世論ときちんときりむすびつつ、診療報酬、介護報酬の抜本的アップの見直しをつけていくということが必要である。個々の施設においては、現下の報酬体系の限界からどうしても非常勤職員の比率が高くなるが、そうであっても徹底した工夫によって全ての職員の豊かな研修を確保し人づくりに手間ひまをかけるということは、あらゆるマネジメントの基礎であり出発点である。

第二には、医療・福祉専門職種間の距離と格差の縮小を目指して、職能団体、学会等のあらゆる回路で社会的な警鐘乱打が必要である。専門家のいわゆる「裁量権」と専門性の問題について、市場化と官僚統制の強化の中で、公論の俎上にのせていくことである。介護保険制度において顕著だが、利用者・患者から委託された権限（裁量権）の縮小とパッケージ化という流れをどう反転させるのかという点について、30年、40年単位で同業者という「強み」を生かして語り合い続けることが大切である。医師不足、看護師不足をめぐるメディアの議論、世論の変化等をみると、各職種のあるべき絶対数と処遇の水準についての解明も平行してすすめるチャンスが到来しているのではないだろうか。

最後に、専門労働、事業体、地域をめぐる、いささか長いスパンでの政策、研究課題を明示したい。

第一は、公財政の削減と「効率化」重視の流れのなかで、70年代から80年代にかけて各地方に次々とつくられた医科大学（既存学部の教員と学生の影響をさけるために単科大学として設立）と既存の地方国立大学との間で、統合がすすんでいる。この時点で、70年代にあった総合医学部構想を発展させた、福祉医療総合学部構想等、大きな枠組みでの国家的マンパワー育成策策定の社会的提案が求められている。

医師、看護師、OT、PT、介護福祉士、等々の職種になるにせよ、4年間の共通最低限教育を確立し、そのベースの上に更に専門教育を組みたてるという構想であり、社会人教育機能も付加す

る。市場化のなかで必要な、事業体と地域のマネジメント論、インフラ論、科学的福祉・医療会計、法学など社会科学と人文科学を重視する、自治体病院を貴重な臨床研修先として位置づける、といったビジョンである。

結局、「医療・福祉という仕事」の射程範囲と社会的責務についての従来の議論が、職種ごとに分立し、そのために視野狭窄であったことの限界をしっかりと認識し、社会サービスの市場化のなかで、住民からは客観的に求められている高い総合的力量をめざし、「人生の質」「障害」「病」「生と死」等々のキー概念をどう把握するののかについて横断的で深い議論を専門教育と地域社会にしかけていくことが中長期の課題の核心である。先にふれた三好春樹氏、若者に評判の漫画『大阪ハムレット』（森下裕美，双葉社，2006年，手塚治虫賞受賞）などの提起を大切にしたい。

第二は、非営利事業体の長期的なマネジメントを考えるとときに決定的な資金と金融問題の理論政策活動に本格的に取り組むことが求められている。本来は信用金庫、信用組合などの協同組合的金融機関の住民視点での発展が必要なのだが、金融庁の圧力によって、それらは合併をくりかえし市場化の嵐になげこまれている。70年代に宮本憲一氏は、国と地方自治体との「財政戦争」をふまえて「地方公営金融機関」の設立を提案した（『財政改革』岩波書店，1977年）。それらを発展させ、小規模な地方自治体と非営利セクターのための市民金融機関の設立という構想は非現実的だろうか。沢山の中小のファンドが今、地域経済社会のなかで跋扈しているが、住民視点のファンド設立ということは夢想だろうか。メガバンクの新しい金融手法に頼らず、一定額、例えば10億単位の資金をどう確保するのかという点で下からの対抗提案を検討すべき時であろう。

第三は、本稿では十分にふれられなかったが、確固とした非営利・協同セクター形成の見通しの課題である。この分野の論客である石塚秀雄氏は、こう喝破している（「ヨーロッパにおける社会的連

帯のネットワークとシステム—非営利・協同セクターの形成と公的セクターとの協働」『総合社会福祉研究』32号，2008年3月）。

「日本の社会保障研究や運動にこれまで比較的欠けていた視点としては『社会連帯』、『自己責任』、『自立・自助』といった言葉を概念化してこなかったことではないだろうか。日本の社会保障制度の転換、いわゆる『新自由主義化』が始まると、『福祉的』思考は、市場的思考への有効な代案を提出できなかった」。

「EUやヨーロッパ諸国の社会政策にあって日本にないのは、まさに『社会連帯のネットワーク』とその構想力である」。

当日のセッションでの若干の議論に付言すれば、「非営利」（利益を自己目的としない）という概念は、たしかに「協同」という概念とセットでこそ大きな生命力を発揮すると思われるが、「非営利」それ自体の概念も日本の現状では大きな位置をしめてきた。戦後の日本の医療供給体制ではいわゆる自由開業医制が大きな役割を果たしてきたが、非営利を徹底した個人自営業としての開業医層という存在は、地域医療にとって今後も大きな位置をしめていくと思われ、そこを協同セクター、公的セクターの医療サービス供給における「社会的連帯」の青写真を構想する必要がある。社会福祉法人においても実質、同族経営的な法人は多々存在し、それらに社会性や公益性をどう付加させていくのかという点でも、「非営利」は大切にすべき概念、キーワードではないだろうか。

とまれ、住民と専門労働者の立場にたった社会保障論、生活保障論の抜本的なバージョンアップを目指して、今後も忌憚のない議論をつくりあげていきたい。本稿はそのための筆者なりの基礎作業の一つである。

（おおまつ みきお 所員

（財）淀川勤労者厚生協会）

1909年王立救貧法委員会 多数派・少数派報告の比較 の試み

FUJII Toru
藤井 透

I はじめに

19世紀末から20世紀初頭にかけての世紀転換期イギリスでは、貧困やその他の社会問題に対して、もはや、新救貧法（1834年）によって対処することが、きわめて困難であるという理解が浸透しつつあった。これとは対照的に、地方自治庁の上級官吏を中心として、新救貧法体制を維持し、その建て直しを図ろうとしていた守旧派もあり、救貧法をめぐる議論は錯綜していた。このような矛盾する問題意識が交錯して、1905年12月に、新救貧法の施行以来、はじめて同法に関する本格的な王立委員会が設置された。

王立委員会は、2年半余りの精力的な調査活動を経て、1909年2月に多数派と少数派のふたつに分かれた最終報告書を提出して、その任務を終えた¹⁾。当時の「自由党の諸改革」には、直接的な影響を及ぼすことがなかったにもかかわらず、両報告は、その後、「バヴェアリッジ報告」（1942年）の前後、そして、「サッチャー革命」の前後、すなわち、「イギリス福祉国家」の成立および変容・再編の節目の時期には、絶えず学問的な議論の俎上に載せられてきた。換言すれば、1909年王立救貧法委員会報告は、それぞれの時代の現実の政策に関する、いわば歴史的な「羅針盤」の地位を与えられてきたといえるのである²⁾。

少数派報告の執筆者とみなされるウェット夫妻

は、漸進主義的な改革を提唱していた社会主義組織、フェビアン協会の指導的なメンバーであった。同協会は、来年2009年が、王立救貧法委員会報告からちょうど100年に当たる年であることを記念して、「豊かな時代における貧困と不平等に対する闘い：救貧法委員会少数派報告から100年（Fighting Poverty and Inequality in an Age of Affluence: 100 Years on from the Poor Law Minority Report）」と題する研究プロジェクトを、現在、進めつつある。同プロジェクトによれば、ビアトリス・ウェットが当時、提唱した福祉のアイデア——貧困は、個人の道徳的な失敗によるのではなく、構造的な原因の結果である、等——は、現代においても、あらためて顧みられる価値を有していると考えられるからである³⁾。

本稿は、失業問題に限定して、多数派と少数派両報告を比較して、従来のそれらに関する論じられ方に疑問を呈することで、ささやかではあるが、2009年に向けた議論に参加してみたいと思う。このために、節を改めて、まず、これまでの代表的な見解を引用することで、より具体的に、本稿がとり上げる問題の所在をあきらかにしてみよう。

II 問題の所在

「ふたつの報告書の目立った相違点は、多数派が危機のときだけ、公共事業に頼ることを提案していたのに対して、少数派は、公共事業を、ただ

単に不況を救うためだけではなく、それを出し抜くために利用され得ると考えていた点ぐらいであろう。さもなければ、ベヴァリッジが後に論評を加えていたように、王立委員会の失業に関する提案で、なぜ、ふたつではなく、ひとつの報告書にまとめられなかったかの真の理由は存在しなかったはずである⁴⁾。これは、1972年に公刊されたJ. ハリスの『失業と政治』の一節である。みられるように、ハリスは、1909年王立救貧法委員会の多数派、少数派報告を比較して、さしあたり、失業に関する提案に限定はしていたが、両者の共通点を強調していた。はじめに、この評価に関して、二点だけ注釈を加えて、本稿の問題関心の背景を述べてみたい。

第一点目は、引用中で、示唆されていたベヴァリッジの論評とは、1909年に公刊されたW.H.ベヴァリッジの『失業』の1930年版のなかで、かれが、失業に関して多数派・少数派の間には「原則において、真の違いはなかった」と述べていた事実である⁵⁾。第二点目は、ハリスの評価が、多数派が新救貧法体制の再建を望んでいたのに対して、少数派はその完全な廃絶を訴えていたとする、それまでの通説に反省を迫る契機となったという点である⁶⁾。ハリスの研究を画期として、今日では、管理機構やボランティア組織の位置づけに、両報告の違いを認めつつも、両者とも貧困の予防に重きを置いていたとか、あるいは、貧困者の性格と貧困の関係に関心を持っていたとするような、失業問題に限らず、全体として、両報告に本質的な違いが少なかったとする見方が、あたらしい通説となりつつあるといえよう⁷⁾。

さしあたり本稿も、失業問題に関して、両報告が、類似する提案をしていたという点について異論はない。しかし、ベヴァリッジが述べていたように、両報告の提案、具体的には、職業紹介と失業保険に代表されるような、失業対策案に関して、真に両者の「原則」に、違いはなかったと断言できるかといえば、それは早計ではないと思われる。なぜなら、少数派報告の執筆者であるウェブ夫妻が、当時、同報告に関して、「1907年原則」に基づいて論を展開していると、主張していたからである⁸⁾。

そこで、以下では、多数派、少数派の順で、両報告の失業問題に関する分析、それに対する対策案を、摘記し、両者を比較することによって、真

に両報告に「原則」の違いがなかったかどうかをたしかめてみたい。なお、少数派報告は、ウェブ夫妻によって執筆されていたという評価が通説となっており、本稿もその評価を踏襲するが、多数派報告に関しては、諸説あり、現時点では、執筆者を特定することは困難である⁹⁾。よって、以下では、多数派報告は、H.ボーザンケットを中心として、全体としては、COS(慈善組織協会)の「進歩派」の見解が、強く反映していたという程度の理解で論をすすめることを、あらかじめお断りしておきたい¹⁰⁾。

Ⅲ 多数派報告の失業分析とその対策

20世紀はじめのイギリスでは、失業は、必ずしも経済、産業の問題と関連させて理解されていたわけではなかった。先にみたハリスは、王立委員会の課題との関連で、このあたりの事情を次のように的確に評価していた。「同じ調査の中に、救貧法と失業問題が結合されていたことは、失業が経済政策や産業組織というよりも、依然として、まず困窮の問題とみなされていたことを示唆するものであろう」と¹¹⁾。結論的にいうと、両報告とも、失業ではなく、失業者を分析の中心に据えて、失業問題に迫っていたという共通点をまず指摘できよう。ところが、多数派と少数派を比べれば、多数派報告の方が、失業者発生の歴史的、理論的考察(「正しい」考察かどうかはともかく)に、より多くの紙幅を費やしていたことがわかる¹²⁾。

多数派は、1834年新救貧法以降のイギリス経済の変化を分析し、イギリスの富は、人口増と比べて、早いスピードで増加しており、よって、今日まで、少なくとも、産業労働者の貧困が消えつつあるといってもおかしくない状況だと理解していた(Part vi. chap.1, pl.12.)。しかし、現実には、貧困は存在した。それは、「機械がより仕事をし、人間が少ししか必要ではなくなるという可能性がある」からである(Part vi. chap.1, pl.206.)。すなわち、多数派によれば、機械による人間労働の「置換」(displacement)が、当時、失業者を生み出していると考えられた。さらに、かれらが重視したのが、「労働の変化」であった。機械による人間労働の「置換」によって、「生産過程の性格がま

まったく変わってしまった」。よって、かつて職人が有していた「包括的な能力」は、今日では、もはや必要とされていないのである (Part vi. chap.1, pl.227.)。以上のように、多数派は、結論として、労働力に対する需要の収縮はないという立場を採りながらも、機械によって、人間労働が「置換」されたこと、そして、それによって、「労働の変化」がもたらされたことを、当時の失業者を生み出す背景として指摘したのである。

部分的な能力しか求められていないということは、不熟練労働に対する需要が高まっていることを意味する。具体的な事例を挙げるとするならば、とくにロンドンなどの大都市でみられた、「臨時労働者」こそ、その端的な例といえよう。(Part vi. chap.1, pl.258-303.)。次節でもみるが、「臨時労働者」に関する強い関心は、多数派同様、少数派にもうかがわれ、いうならば、「臨時労働者」の存在とその削減は、当時の失業問題のきわめて重要な課題のひとつであったと述べるのできるのである。

多数派の失業対策案は、うえてみてきたように、機械による人間労働の「置換」と「変化」というあたらしい「環境の下で、労働者のより大きな可動性 (mobility)」が求められているのではないかという視点に立って考案され (Part vi. chap.1, pl.236.)、特徴や期間のちがいを三つに分けて具体的に展開された。その中で、かれらが、もっとも力点を置いていた「I 社会的、産業的性格をもった永続的な予防の方策」に限定して、内容をみてみよう (Part vi. chap.4, pl.473-606.)。冒頭で登場するのが、職業紹介であった。多数派は、労働市場の情報を得る施策、労働力のミスマッチを解消する施策、そして、青少年の将来の就職選択のための方策という、いくつもの機能をもつ制度として、職業紹介に期待し、その設置を主張した。かれらによれば、職業紹介は、商務省の下、全国をカバーするよう設置されるべきであり、同省の官吏によって、監督されるべき施策であった。ただし、職業紹介に、大きな期待を寄せていたにもかかわらず、「何らかの強制的な方策を採用するときに来ているとは、思えない」という理由だけで、多数派がその利用に限定を与えていた点は、留意されるべきであろう (Part vi. chap.4, pl.565.)。

I では、失業保険に対する提案も行われていたが、多数派は、専門家がいけないという理由で、独

自に設置されるべき小委員会に、失業保険の具体化を託した (Part vi. chap.4, pl.605.)。とはいえ、失業保険の必要性が、「失業はしばしば、労働者に責任のない力によるものである」という理解から、語られていた点は、注目に値しよう (Part vi. chap.4, pl.569.)。なぜなら、多数派=COSの「進歩派」が、20世紀はじめの時点で、失業の原因を、循環的不況をはじめとした多数原因説をとりながらも、「産業生活の通常のリスク」として、失業の存在自身を認めていたことが明確になったからである。COSの貧困理解の変化を、ここに指摘できよう¹³⁾。最後に、かれらが、労働組合の失業手当に、自治体が助成していたドイツのгент・システム (Ghent system) を、失業保険の望ましい形態だとみなしていた点にも言及しておきたい (Part vi. chap.4, pl.584.)。言い換えれば、多数派が望んだ失業保険の形態は、トレード・グループごとで、しかも、任意のシステムにもとづくものであり、全体としては、暫定的な提案の域を超えていなかったとまとめることができるのである。

以上みてきたように、多数派は、19世紀前半以降のイギリス経済社会の発展を視野に入れ、機械による人間労働の「置換」と「変化」が、貧困をもたらしたと結論付けた。それを前提に、「臨時労働者」等のミスマッチを解消し、かつ、労働市場の情報を得るために、職業紹介の提案を行ったのである。すなわち、大都市に滞留していた「臨時労働者」を、いかに、分散させることができるかという課題意識こそは、それが、すべてではないとしても、多数派の失業者対策の主たる問題関心を構成していたといえよう。しかし、最後に指摘しておかなければならないのは、多数派の失業対策案の自己限定である。かれらは、職業紹介の利用について強制されるべきではないと語っていただけではなかった。困窮の予防に役に立つという理由で、失業保険も提案していたのではあるが、その具体化についても、設置を求めた小規模な委員会に先送りしていたのである。多数派にとって、職業紹介も失業保険も、すでに、ドイツなどで小規模ながら実施されており、失業問題に一定の有効な施策だとはみなしていたが、イギリスで全面的にかつ強制的に履行するには、まだ、実験段階にある施策だと評価していたとまとめることができよう。

Ⅳ 少数派報告の失業分析とその対策

あらかじめ述べれば、失業に関する少数派の分析の特徴のひとつは、失業者の存在形態およびその困窮状態を、分析の出発点と位置づけ、論を展開した点に求めることができる。以下では、かれらの「1907年原則」を意識しながら、少数派報告の失業に関する分析とその改革案を跡付けてみたい¹⁴⁾。

少数派報告は、分析のはじめに、「失業の予防、困窮に対する施策という観点」に立って、失業者が通常、それによって生計を立てている産業に従事している性質に従って、かれらを次の4階級に分類した。第1階級は、最近まで、明確に永続的な地位にいた者、第2階級は、通常は、自分自身のトレードで、職や使用者を変え、転々としながらも、継続して、数週間、あるいは数ヵ月間働いていた者、第3階級は、通常は、臨時職で、毎日、数時間、あるいは数日、働いて、ぎりぎりの生計費を稼いでいた者、そして第4階級は、労働者の地位から追い出されたか、あるいは、自分から故意に離れた者、以上であった (Part II. chap. iv. pp.572-626.)。これらの階級の失業問題に対して、はじめに提案された対策が、国営職業紹介所であった。そして、注目すべきことは、少数派が、職業紹介の提案の中で「個人責任の強制 (enforcing Personal Responsibility) の方法としての職業紹介」という一節を掲げ、職業紹介を、「個人責任を、はるかに効果的に強制することを可能とする」方法だと高く評価していた事実である (Part II. chap. v. pp.649-650.)。ここから、根拠はあらためて述べるが、職業紹介が、「1907年原則」から直接、導かれた施策だとみなすことができるといえよう。「個人責任」を強調する論調は、とりわけ、第3、4階級に対する提案の中に、みられた。

第1と第2の階級に関しては、職業紹介は、使用者および大多数の労働者にとって、有効であろうが、その利用は、基本的に、オブショナルなものとして位置づけられていた (Part II. chap. v. pp.640-641.)。ところが、第3の階級に対しては、「職業紹介は、最高の効率」を示すと語られていたのである。なぜなら、職業紹介は、「臨時労働者」

に代表される「不完全雇用」を扱うための不可欠の道具であるとみなされたからである。少数派は、「不完全雇用」の根本にある需要の不規則性を廃止することはできないとみなした。しかしながら、自分たちのまわりに、自分たちだけの予備軍 (「停滞的なプール」Stagnant Pools) を確保してきた使用者の習慣は、国営職業紹介所によって変えることができると述べた。このために、職業紹介の利用には、「強制的要素」が不可欠になってくるのである。すなわち、これによれば、職業紹介が、法的に強制されることで、使用者に対しては、すべてのケースで、排他的に、国営職業紹介所を通し、最低1ヶ月の雇用を保証させることが義務付けられる。その結果、使用者が、ひとつの仕事であろうと、1日であろうと、1週間であろうと、自分の好き勝手に労働者を雇用しようとする、かれらは不利益を被ることになるのである。一方、「臨時労働者」には、ある町のすべての需要に接して、仕事を見つめることがもたらされるだろうし、そうならば、かれらは、その仕事に当然、就くことになる (Part II. chap. v. pp.641-647.)。最後に、国営職業紹介所が、浮浪者を抑圧する唯一の効果的な方法だともみなされていた点に言及しておきたい。これが、第4階級に対する、職業紹介の果たす役割であった (Part II. chap. v. pp.647-649.)。

先回りして述べれば、少数派は、自分たちの失業対策案全体の根本に、職業紹介の提案を置き、それとの関連で、他の施策を構想したとまとめることができよう。なぜなら、職業紹介こそ、ウェップ夫妻が理想とした「1907年原則」＝「個人と社会の間の相互義務」が体現され得る施策と考えられたからである。すなわち、職業紹介を利用することによって、使用者は臨時労働者に、1ヶ月間の雇用を「強制的」に提供することが求められる (「社会の義務」)、他方、労働者は、それに従う意志と能力を、社会的に示さなければならなかった (「個人の義務」) からである。このようにかかれらは、職業紹介こそ、自分たちの理想とする社会の構成原理を体現する施策とみなしたのである¹⁵⁾。

仮に、職業紹介が整備されても、「雇用不足」から生じる困窮は残る。このために、「失業保険」が提案された (Part II. chap. v. pp.662-665.)。少数派は、失業保険を強制的な施策にするには、ふたつの前提条件が不可欠であると指摘していた。その

V 多数派と少数派の比較の試み

ひとつは、職業紹介が全使用者と全労働者に対して「法的に強制」されねばならないという点であった。第二は、職業紹介において、労働者が提供された就職口を受け入れることが求められ、そうしないと、自分が拠出してきた失業手当が拒否されるというペナルティを含めた、定義が認められるべきだという点であった。うへの二つの条件が満たされない限り、強制的失業保険は、財政的にも実際的ではなく、労働組合にも敵対するものとみなされるのではないかと懸念された (Part II. chap. v. p.665)。このような論理を経て、かれらは、多数派と同様に、失業保険を既存の労働組合の失業手当に対して、国家が助成する形態を実際的で、望ましいものとみなしたのである。「強制の原則 (the principle of compulsion)」の拡張には、困難が伴われるので、むしろ、労働組合への国家による補助¹⁶⁾が望ましいと評していた事実は (Part II. chap. v. p.665)、少数派が、失業対策において、「1907年原則」に沿って、まず、職業紹介の強制的適用を前提にしていたことの証左であったといえよう¹⁶⁾。少数派は、以上の施策に加えて、国家による需要の規則化も訴え、これを含めたすべての失業対策が、独立した「労働省」(The Ministry of Labour)によって管理・運営されるべきことを提案したのである。

少数派は、うえてみてきたように失業者の存在形態の違いを基に、かれらを4つの階級に分類した。そのうえで、すべての失業対策案の根本に位置するものとして、国营職業紹介の提案を行ったのである。とくに、容易に安定的な雇用に就けそうにない第3、4階級に関しては、かれらは、使用者にも労働者にも、職業紹介の義務的な利用を求めたのであった。なぜなら、失業対策の面において、職業紹介が「1907年原則」=「個人と社会の間の相互義務」を体現する施策であるとみなされたからである。少数派は、失業保険も提案したが、それは、あくまでも職業紹介の施行後にも残るとされる「雇用不足から困窮」に陥る労働者のための補助的な施策に留まったといえよう。ただし、結果として、提案された失業保険の形態は、多数派のそれと似てはいたが、少数派における失業保険は、前提とされた職業紹介の扱い如何によっては、任意とも強制とも、変更可能な施策だったとまとめることができるのである。

これまで、失業に関する分析とその対策案に限定して、多数派と少数派の論理を探求してきた。しかしながら、この限定の中であっても、近年の通説で重視されているにもかかわらず、言及しなかった施策がある。一例を挙げれば、「雇用不適格者」に対する懲罰的な意味合いの強い、拘禁コロニーが、それであろう¹⁷⁾。ただし、本稿が理解する限り、失業およびそれに対する対策案という見地から見ると、多数派も少数派も、うえて論じてきた、職業紹介と失業保険に重点を置いており、拘禁コロニーなどは、末梢的な位置にあるとみなすことができる。つまり、近年の通説は、概して、多数派、少数派が提案した諸施策を羅列的に指摘していたに過ぎなかったといえよう。

しかしながら、うへの考察によって、多数派、少数派の失業に関する分析、およびその対策案には、類似点がありながらも、「原則」的にはきわめて異なる方法によって、両報告が構想されていたことを、本稿は明らかにしてきた。要点だけを顧みれば、まず、両報告の失業に対するアプローチは、決して同じではなかったが、両者とも、失業が、労働者の個人的な性格によって生じる個人的な問題だと把握してはいなかった事実が明らかになった。このような理解から、両報告とも、失業問題に対して、社会的な対策が必要だとする認識に至り、その結果が、職業紹介と失業保険を中核とする提案に結実したのである。ただし、両者が、類似した失業対策案を展開したとはいえ、それぞれの提案には、次のような「原則」的な違いがあった。

多数派は、職業紹介を、労働市場に関する情報を得、労働市場における、とりわけ臨時労働者の需給のミスマッチを解消する施策とみなしたが、あくまでも、利用でき得る施策のひとつという程度の位置づけであった。それに対して、少数派は、職業紹介を、自分たちの失業対策の根本に位置する施策とみなし、その強制的利用を提案した上で、他の施策の配置を考案していた。なぜなら、少数派は、職業紹介を、「1907年原則」を体現する施策とみなしていたからである。同じ職業紹介を提案

しているように見えて、両者の含意には、実は、このような決定的な違いがあったといえよう。

1909年王立救貧法委員会報告に関するこれまでの評価は、極論すれば、ウェッブ夫妻に対する評価の変転と軌を一にしてきた。近年の通説は、ウェッブ批判に基づいて、多数派、少数派報告に共通点を見出す傾向を有しており、批判に急なあまり、ウェッブ夫妻の方法に立ち返って、少数派の提案を吟味しようという姿勢に欠けていたといえる。それに対して、本稿は、このような弱点を乗り越えようとするささやかな試みであったといえよう。

注

- 1) Cf. Searle, G.R., *A New England? Peace and War 1886-1918*, Oxford, 2004, pp.366-406.
- 2) 「ベヴァリッジ報告」前後の代表的な文献は、Clarke, J.S., "The Break up of the Poor Law", in Cole, M., ed. *The Webbs and their work*, London, 1949, pp.101-115. 「サッチャー革命」前後の代表的な文献は、Vincent, A.W., "The Poor Law Reports of 1909 and the Social Theory of the Charity Organisation Society", *Victorian Studies*, vol.27, no.3. (Spring 1984) pp.343-363. をそれぞれ参照されたい。
- 3) これに関しては、同プロジェクトの主任研究員であるJ.グレゴリーの次のコラムを参照されたい。Gregory, J., "Still with us, A Century on, Beatrice Webb's ideas still resonate", 13 Feb. 2008, <http://www.progressionline.org.uk/Magazine/article.asp?a=2450>
- 4) Harris, J. *Unemployment and Politics*, Oxford, 1972, pp. 260-261.
- 5) Beveridge, W.H., *Unemployment*, London, 1909. 1930. ed. p.261.
- 6) このような評価の代表的な研究として、次の文献を参照されたい。Cf. Rose, M. E., *The English Poor Law 1780-1930*, Devon, 1971., p.265.
- 7) たとえば、次の文献を参照されたい。Cf. Lees, L.H., *The Solidarities of Strangers*, Cambridge, 1998, pp.320-322. Englander, D., *Poverty and Poor Law Reform in 19th Century Britain, 1834-1914*, London, 1998, p.75. Brundage, A., *The English Poor Laws, 1700-1930*, Hampshire, 2002, pp.135-140. Gazeley, I., *Poverty in Britain, 1900-1965*, Hampshire 2003, p.11. ただし、近年でも、多数派、少数派の違いを強調する研究はある。Cf. Jones, K, *The Making of Social Policy*, London, 1991, pp.82-94. 美馬孝人訳『イギリス社会政策の形成』梓出版社、1997年、93-106頁。
- 8) Webb, S. and B., *English Poor Law Policy*, London, 1910, 1963. ed. pp.270-271.
- 9) 多数派の執筆に関しては、たとえば、ハリスは、フェルプス、スマート、ロス主教からなる委員会によって草稿が書かれたと主張していた。Harris, *op.cit.*, p.260. ところが、マックブライアは、ポーザンケット夫人を主たる執筆者とみなしており、リーズは、ポーザンケット夫人とスマートが、報告書の大半を執筆していたと論じている。Cf. McBriar, A.M., *An Edwardian Mixed Doubles*, Oxford, 1987. Lees, *op.cit.*, p.320.
- 10) Harris, J., *Private Lives, Public Spirit*, Oxford, 1993, p.240.
- 11) Harris, *Unemployment and Politics*, *op.cit.*, p.248.
- 12) The Majority Report in *Report of the Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress*, Cd. 4499. 1909. なお、以下では、この報告書からの引用は、煩を避けるために、文中で、(Part vi .chap.1, pl.1.) などと略記することをあらかじめ、お断りしたい。
- 13) ポーザンケット夫人による次の多数派報告の解説書も参照されたい。ただし、ここでは、少数派報告は、完全に無視されている。Bosanquet, H., *The Poor Law Report of 1909*, London, 1909, 1911ed.
- 14) Separate Report in *Report of the Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress*, Cd. 4499. 1909. これも、報告書からの引用は、文中で、(Part II, chap. iv. pp. 572-626.) などと略記する。
- 15) ウェッブ夫妻の「1907年原則」は、まず、「社会の義務」が当然の前提条件とみなされ、その後、「個人の義務」が求められるという構造をもっていた。なお、「1907年原則」の論理構造に関して、くわしくは、拙稿「「1907年原則」とは何か (I), (II)」佛教学部『社会学部論集』第46, 47号 (2008年3月, 9月) を参照されたい。
- 16) 「強制の原則」は、「治療の原則」、「普遍的支給の原則」と並んで、ウェッブ夫妻の「1907年原則」の具体的な三つの原則のひとつであった。ここで、「強制の原則」が明示的に使用されていた事実は、少数派報告における職業紹介の理論的位置づけが、「1907年原則」によって行われていたことを示す、重要な証拠であるといえよう。
- 17) Englander, *op. cit.*, p.75.

[付記]

本稿は、2007年度 佛教学部特別研究助成による研究成果の一部である。

(ふじい とおる 佛教学部社会学部)

企業形態の進化に関する考察

—アソシエーション，協同組合， 株式会社—

MATOBA Nobuki
的場 信樹

I はじめに

本稿の課題は次の通りである。まず、企業形態の違いとして協同組合と株式会社を比較する。そして、さまざまな企業現象を進化の結果として説明する。その目的は、経済主体の選択に関して、しばしば繰り返される「協同組合か株式会社か」という二者択一的な議論に疑問を呈することにある。そして、二者択一的ではない議論の仕方として、「可能性としての進化」という論点を提示したい。

最初に、用語の整理をしておきたい。本稿では、営利か非営利かという目的を問わず継続的かつ計画的に経済活動を行う組織体を企業ということにする。また、公法人・私法人・中間法人といった所有形態、合名会社・合資会社・有限会社・株式会社といった結合形態、カルテル・トラスト・コンツェルンといった個別企業結合形態等々の種差によって生じる企業の統治制度、組織構造、組織文化などの異同を対象とするのが企業形態論である。

本稿では、企業形態による差異だけでなく、統治制度や組織構造にみられる共通点にも注目することによって、企業形態の差異それ自体を企業進化の結果と考える視点を提起したい。こうすることによって、「協同組合か株式会社か」という二者

択一の議論を克服し、より複数的で具体的な制度改革のための議論が可能になる。

本稿では、企業をありのままの姿で理解することを課題としている。企業のありのままの姿を企業現象ということにする。つまり、NPO、社会的協同組合、社会的企業といった新しい企業形態の登場、企業の社会的責任（CSR）、コーポレートガバナンス、コンプライアンスといった企業の社会的役割（責任）にたいする世論の注目、ゴールドマン・サックス、ロイドなどのパートナーシップ型企業や協同組合の株式会社化、これらが企業現象の例である。新しい企業現象の意味を確認することも本稿の課題である。

以上のような課題を果たすために、ここでは、アソシエーションを始原とし、協同組合を近代的組織の原点、株式会社を現段階におけるその最新の進化形態と仮定することによって、進化論の立場から協同組合と株式会社について比較検討を行う。進化の問題については、論争的なテーマでもあるので項をあらためて論点を整理することにした。

II 方法としての進化

(1) 進化論と社会ダーウィニズム

ここでは、「方法としての進化」の意味につい

て確認しておきたい。一般的には、生物は不変のものではなく、長い時間の間にしだいに変化して複雑で多様な生物が生じた、というダーウィンの進化論に即して理解される自然史的な歴史的变化の過程を進化という。この、生存闘争、自然淘汰、適応といった生物進化の基本概念を社会に適用したのが社会ダーウィニズム（以下、社会進化論）である。社会進化論は、モーガンのような未開・野蛮・文明といった単線的な発展段階論や、ゴルトンのような植民地主義、人種差別、移民排斥のイデオロギーと結びつき、激しい批判を巻き起こした。これにたいしてデュルケムが生物学のアナロジーの濫用として社会進化論を批判し、独自に社会法則を発見する必要性を強調したことはよく知られている。また、ベルクソンも、進化を目的に向かう進歩とする理解にたいして、結果ではなく過程の中にこそ進化の本質があると社会進化論を批判した。本稿では、このベルクソンの「目的論によらない進化論」の立場を援用しつつ企業形態の変遷を概括する。

なお、ダーウィン自身は、個体の変異は無方向であるとして目的論を否定していたが、目的論自体は世界認識の方法として現在でも強い影響力がある。歴史の運動のうちに、そのあり方を規定する原理（目的）が存在するという立場を目的論という。ここでは、より限定して、自然が一定の仕方（弱肉強食・適者生存）で変化するように、社会はある理想的な状態へと進化していくというスペンサーのような社会進化論の立場を目的論ということにする。

(2) 目的論によらない進化論

スペンサーは進化を自然のみならず、社会、文化、宗教をも貫く原理であると考え、進化を単純から複雑への変化として、未開から文明への変化も単純から複雑への変化のひとつであり、その複雑さ、多様性の極致こそが人類社会の目的とすべき理想の社会であると主張した。こうした、変化の方向についての一義的理解を、ここでは「進化論における目的論」ということにする。これにたいして、目的論によらない進化論の立場を、「可能性としての進化」と呼ぶことにしたい。

ベルクソンはスペンサーの社会進化論にたいして、「すでに進化をとげた現在の事象を同じく進化をとげた細片に裁断して、その上でこれらの断

片から事象を再構成するものであり、したがって肝腎の説明されるはずの事柄をあらかじめ全部みとめてしまっている」（ベルクソン：12頁）とその論理的無理を指摘しつつ、進化が自由を有する生物に固有の現象であるとして、ダーウィンの進化論を直接社会に適應する仕方を批判し、進化のランダム性（乱雑さ）を主張することによって、目的論の立場をとらない進化論を提起した。ベルクソンは物理的自然法則に抵抗する人間の自由な行為が新しい社会制度を創造するという論点を提示したのである。目的はあらかじめ存在しているのではなく、そこを經過するたびに創られるものであり、進化は累積的变化にほかならないとする進化論の立場、これが目的論によらない進化論である。

目的論によらない進化論の立場に立つということは、協同組合や株式会社が変化しているとしても、その理念を実現するために、あるいはある理想的な姿に向かって変化しているとは考えない、ということの意味している。このことは、同時に、進化がこれら近代的企業形態の根本をなす《核（DNA）のようなもの》と環境との複合的な産物にほかならない、ということを含意する。本稿では、こうした目的論によらない進化論の立場から協同組合と株式会社の比較検討を行う。

Ⅲ 企業形態の歴史

(1) 協同組合や株式会社における自由の意味

協同組合も株式会社も近代を代表する企業形態であり、ともにアソシエーション（結社）から生まれた。アソシエーションを、とりあえず「個人の自発的結社」と定義すると、アソシエーションの歴史の出発点は家族や身分などではなく、目的を共有する仲間によって自発的に形成された集団ということになる。このアソシエーションにおける原初的な結社の原理、つまり目的を共有する仲間（Genosse）の原理は、ヨーロッパではまず協同組合（Genossenschaft）に受け継がれた。しかし、アソシエーションから生まれたという意味では、協同組合も株式会社もともにこの結社の原理を内在化させていて、たとえ大規模化し、機能が分化し、労働疎外が深刻化したとしても、この制

約から免れることはできない。

それでは、協同組合や株式会社にとってアイデンティティを形成し、かつ制約としても働く結社の原理とは何か。それが自由と相互扶助であり、前述の《核（DNA）のようなもの》である。設立の自由、目的や活動を強制されない自由、加入脱退の自由、人格が認められる自由、助け合う自由、これらは協同組合が協同組合であり、株式会社が株式会社であるかぎり存在し続ける。たしかに現実には違うかもしれない。しかし次のようにいうことはできる¹⁾。自由と相互扶助は、協同組合や株式会社にとって制度を規律する組織原理であり、アイデンティティを形成して、協同組合や株式会社の姿は変わっても、その中で生き続け、変化をひき起こしたりする、まさに《核（DNA）のようなもの》である。

これまで存在してきたさまざまな企業形態も、自由と相互扶助が環境の変化に対応し、人々を衝き動かして生まれた結果だと考えることができる。次に、この協同組合や株式会社における自由や相互扶助のあり方について記述する前に、協同組合や株式会社が登場するまでの企業形態の変遷の歴史をみておくことにする。

(2) 企業形態の進化の歴史

ギルド

中世の経済活動の中心だったギルドを原型に企業が発達したことは間違いないと思われる。ギルドは中世後期にヨーロッパで発展した組合で、当事者の相互扶助によって成立する団体のことを組合という。大塚将司によれば、こうした団体は、利益や資源の共有、相互扶助、外部の圧力にたいする防衛などを目的に、特定の熟練職業や商業に従事する当事者が自然発生的に集まってつくられた。そこでは、現在の株式会社の株主総会と取締役会の原型となった管理機構も存在し、管理機構にはギルド成員の総会があり、そこで代表役員と一般役員が選任され、役員会を構成した（大塚：80～81頁）。この管理機構の構造は、協同組合と株式会社においては同形である。組合員総会と株主総会、理事会と取締役会がそれぞれ対応している。親方たちの自治と相互扶助のための管理機構という形で、協同組合や株式会社の組織の原型が中世に発していたことがわかる。

しかし、一方で、ギルドは、組合の設立、製品

の品質と量、営業方法、教育や訓練等について厳しい制約が課せられていて、むしろ営業の自由（設立の自由、目的や活動を強制されない自由）を制限し特権的身分制度を維持する役割を果たしていたのである。

合名会社・合資会社

合名会社も合資会社も比較的早く10世紀のイタリアで発展した。ともに組合に近い組織形態であり、人的結合企業である。貴族が冒険商人に商品や資本を委託するのが合資会社、家族や血縁を基盤に機能資本家である商人が出資し、無限責任を負うのが合名会社である。いずれも少人数の仲間や親族でつくっている場合が多く、小規模の経済活動には向いていたが、経済活動が拡大すると社員が直接に連帯無限責任を負う会社形態では対応できなくなった。かなり後れて有限責任社員だけで構成する株式会社が登場するが、株式会社が発展する過程で、これらの変形として有限会社が生まれた。

合名会社も合資会社も規模については大きな制約があった。また、人的結合企業といっても、家族や身分といった閉じられた世界のことで、加入脱退の自由ははじめから特定の人格に制限されていた。

協同組合

協同組合が登場するのは18世紀の後半になってからである。身分制度が解体し、しだいに職業選択や移動が自由になった労働者や農民の中から協同組合が生まれた。当初は、共済、共同購入、教育など、さまざまな相互扶助の活動が未分化なまま営まれていたが、19世紀前半には、生産協同組合、購買協同組合、共済組合、信用組合などが機能別に分化し、独立していくことになる。この機能別分化も、相互扶助という営みの自由な展開が生んだ進化の結果にほかならない。

協同組合は合名会社や合資会社よりはるかに規模の大きな事業を可能にした。多くの組合員を迎え入れることができる管理機構も整備された。これらは自然発生的に行われた。相互扶助の活動が一定期間継続し、規模を拡大した姿が協同組合であった。

近代的株式会社と協同組合はほぼ同時期（19世紀後半）に成立した。そして協同組合と株式会社

には共通点が多く、企業形態としてはむしろ同形といってもいい。協同組合の組織的特徴として、出資・利用（労働）・参加の「三位一体」性が指摘されるが、この三位一体性は株式会社の源流のひとつであるジョイント・ストック・カンパニー²⁾の組織のあり方そのものでもあった。出資者・利用者・経営者が完全にわかれてしまっている現在の株式会社の姿は徹底した分業が進んだ結果であることがわかる。企業形態論の立場からいえることは、株式会社が協同組合の進化形態（分業が進みより複雑化した形態）だということである。

株式会社

近代的な株式会社の登場は18世紀末以降のことである。しばしば、15～16世紀の特許株式会社や1662年設立のイギリス東インド会社が株式会社の原形とされることがあるが、それは形式的な相似性であって、市民革命と産業革命によって分けられる二つの時代の株式会社の区別を無視すれば、株式会社の歴史的な意味を見過ごすことになる。

企業形態は、中世以降、無限責任から有限責任へ、機能資本から無機能資本家へ、という二つの原理にもとづいて変化してきたといえる。株式会社はこの流れをさらに進めた制度である。株式会社の特徴は、大塚の整理によれば、①社員（株主）の責任が出資額の範囲に限定される有限責任である（有限責任）、②株式の売買が自由で、経営破綻しないかぎり何年でも存続でき、会社に永続性がある（売買の自由と永続性）。合名会社にしても合資会社にしても出資分の譲渡には無限責任社員の承諾が必要であり、売買は自由ではない。③株主総会が最高意思決定機関で、民主的運営が行われている（民主制）、④設立が自由で法律の裏付けがある（設立の自由と法的根拠）ことにある（大塚：75頁）。

二つの株式会社の区別にとって重要なのが④の設立の自由であり、その基礎にあるのが市場経済のもとにある近代的自由³⁾である。設立の自由、目的や活動を強制されない自由、加入脱退の自由、人格が認められる自由、助け合う自由、つまり自由と相互扶助が近代の株式会社をそれ以前の株式会社から区別している。この自由と相互扶助の意味を次に項をあらためて検討することにしたい。

Ⅳ 自由と相互扶助

(1) 起源としてのアソシエーション

協同組合や株式会社のルーツはアソシエーションにあった。アソシエーションの定義としては、「個人の自発的結社」（トクヴィル）とするものや、「共通の利害関係にもとづいて人為的につくられる組織」（マッキーバー）などがあるが、本稿では前者の理解に力点を置いてアソシエーションという用語を使っている。

株式会社の起源がアソシエーションにあることは日本の会社法の規定からも、うかがい知ることができる。日本の会社法（平成18年施行）は「株式会社は、最低限、株主総会と一名または二名以上の取締役を備えること」（326条1項）と定めている。岩田規久男は、この規定によりながら、《取締役会のない株式会社》が法的に認められていることに注目して、この《取締役会のない株式会社》こそが株式会社の起源であり、《取締役会のない株式会社》では、株主が株主総会であらゆることを決めることができる（岩田：13頁）ことを指摘している。構成員が主体的に意思決定に参加することはアソシエーションの最大の特徴といってもいい。

(2) 協同組合と株式会社の分化

協同組合はアソシエーションから発展した。アソシエーションは1830年当時の理解によれば「個人の力を上回る目的を達成するためのすべての結合体」を意味し、互助会や共済組合、株式会社、政治結社などが含まれていた。しかし、このように混沌とした理解の中から、しだいに分化がはじまる。例えば、ドイツでは「経済的アソツィアツィオン」（Wirtschaftsassoziation）と「社会的アソツィアツィオン」（Soziale Assoziation）という2種類のアソシエーションが区別されるようになる。前者はおもに合資会社・合名会社・株式会社などの企業形態をさし、後者はあらゆる形態の相互扶助活動をさしていた（山井敏章：18頁）。ドイツでは、1830年頃には協同組合と株式会社の分化がはじまっていたとみることができる。

1830年代までにはこうした区別がほぼ確立していたが、30年代以降アソシエーションという言葉

は相互扶助活動全般という広い意味を一方で保持しつつ、とくに生産協同組合を指すようになっていった。ドイツでは、労働者を組織する消費協同組合についてはイギリスより後れたものの、中間層による農業協同組合や信用組合の分野では先行した。47年にライフアイゼンによって農業協同組合が、49年にはシュルツ・デリッチェによって手工業者を対象とした原材料の購買協同組合が、50年には同じく都市の商工業者を対象とした信用組合が設立された。ドイツで最初の消費協同組合は60年代にプファイファーによって設立された(的場(1997):151~152頁)。つまり、アソシエーションから協同組合への進化は経済的機能の自立化、協同組合から株式会社への進化は経済的機能の純化の過程であったといえることができる。

企業形態の確立をここでは制度化という言葉で呼ぶことにする。協同組合の制度化(機能別協同組合の成立)と株式会社の制度化(近代的株式会社法の制定⁴⁾)が同時期に遂行されたという事実は、この二つがともにアソシエーションの進化形態にほかならないことを指示しているように思われる。したがって、次からは、株式会社がアソシエーションの進化形態であることを明らかにしていきたい。

(3) 共同企業の法人への転化

次項でみるように、アソシエーションは共同企業である。この共同企業が共同性を変化させていく過程は、岩田によれば、ほぼ次のようなものであった。

近代社会では多種多様な共同企業が存在することになり、ほかの個人や企業との間でさまざまな交換関係に巻き込まれることになる。これらの共同企業への出資者が少ないときには複数の個人の集まりとして扱うことも可能である。しかし資本の増大によって共同出資者の数が増えてくると、出資者全員がいちいち共同名義で交渉に臨み、共同名義で契約を結ばなければならないことは経営活動の障害になる。そこで、一定の基準をみたした共同企業にはその出資者ひとりひとりとは独立した権利義務の主体としての権能を認める法律制度が導入されるようになる。これによって、共同企業それ自体があたかも人格をもつひとりの人間であるかのように、ほかの個人や企業と自由な交換関係を取り結ぶことができるようになる。共同

企業は、ヒトとして扱われるモノとして「法人」に転化する(岩田:272~273頁)。

これがアソシエーションから株式会社が分化する過程である。株式会社の制度化の過程が共同企業の法人への転化の過程であった。次に、制度化する前の株式会社の姿がどのようなものであったのかをみていくことにする。

(4) 相互扶助団体としての株式会社

近代の株式会社の起源がアソシエーションにあることに注目したのが佐藤俊樹である。佐藤は1年制度の存在を欠いていたアメリカを対象に、「アソシエーションの源流はアメリカではゼクテと呼ばれた。ゼクテの教団は、当然、メンバー個人の信仰の自由に介入する権能をもたない。ゼクテには原理的な『良心の自由』が存在する。もしゼクテの一部の考える正しい信仰と他のそれがいちがった場合には、少数派のほうがそのゼクテを出ていくことが常態である」(佐藤:101頁)として、アソシエーションと宗教的共同体との結びつきを指摘した上で、次のような事実を記している。「ペンシルバニア最古の生命保険会社は『困窮せる長老派牧師および長老派牧師の困窮せる寡婦・子息のための救援会社』としてはじまった」(同上:117頁)。会社は、最初、相互扶助団体としてはじまったのである。

(5) 自由で平等な株式会社

アソシエーションと会社の発展は同時だった。「18世紀末から『産業革命』を迎えたのは、こうした『結社の原理』をもつ社会だった。イギリスの直接統治時代には法人会社はきびしく抑制され、独立当時(1774年)存続していた会社はわずか6つにすぎない。それが1800年までに合衆国全体で335社にもふえた」(同上:117頁)。佐藤は、最初の市民社会は会社の中にあった、とまで述べている。しかしこの指摘は一概に誤りとはいえない。近代社会では、市民が直接個人として社会参加することはまれであり、普段は団体を通じて世論形成やコミュニティに関与しているのであるから、自由で平等な市民社会的関係が団体の中から生まれたという主張には首肯しうる点が多い。

同じ株式会社という用語を使うにしても、市民革命・産業革命以前と以後ではその意味が異なる。「たとえば、株式会社法人の銀行の草分けと

なったペンシルヴァニア州の北米銀行（1781年設立）、ニューヨーク銀行（1784年）、マサチューセッツ銀行（1784年）などでは、4～500ドルの株が広範囲に分散され、設立時の平均持株数は2～3株であった。株主の投票権も一株一票制か株数にあわせて逓減していく方式がとられ、株主なら誰でも役員になれた。経営の制度と実態との間にはもちろん乖離があるが、同時期のイギリス東インド会社やイングランド銀行が小株主に投票権を認めず、役員を高額株主に限定していたのに比べ、その制度の理念における民主的思考はきわだっている」（同上：118頁）。ここに示されているのは、構成員が対等な立場で意思決定に参加するという意味での「自由な個人の共同性」である。このことが示しているのは、企業形態という観点からみたと、協同組合とは未分化な状態にある株式会社が存在したという事実である。

V 企業と環境の相互作用

最後に、企業と外部環境の関係に注目して、「社会制度への経路依存」と「《社会的なもの》への回帰」という二つの企業現象を取り上げ、その意味を考察することによって、これまでの論点の整理としたい。

(1) 社会制度への経路依存

協同組合と株式会社はその目的が違っても、影響力を行使するために、あるいは生き残りのために、規模の経済とオペレーション効率を実現しようとして競争している。その中で協同組合や株式会社が共通して失っていくものがある。それが自由と相互扶助であり、その自由にとまなう責任である。「近代組織というのはきわめて強力な制度技術だが、実在する個人の誰にも最終的な責任を帰責しえないという点で、危険な制度でもある」（佐藤：119頁）。個人として責任をとる自由が現在の制度化した協同組合や株式会社には欠けている。人間の自由な営みの進化形態が協同組合であり株式会社であったが、個人の自由や相互扶助を欠いているのが現在の協同組合や株式会社の実態である。こうしたことが、協同組合と株式会社を巻き込んだ一連の企業不祥事の根本原因にあるこ

とは否定できない。

株式会社と協同組合に共通するのは民主主義であり、かつそのような存在として社会的に承認されている。自由と相互扶助の保障、その制度化が民主主義である。参加機会が株主に制限されたり、投票権が持株数に制限されたりして、いかに形骸化し制限されているとしても、構成員の自由や平等性は制度として、あるいはここかしこにかろうじて存在している。そして、社会的承認を受けるといことは団体民主主義が民主主義一般にたいして開かれることを意味する。例えば、協同組合や株式会社にとって根拠法にもとづいて登記するという行為はアカウンタビリティ（説明責任）やコンプライアンス（法令遵守）の第一歩にほかならない。市場社会では、アカウンタビリティやコンプライアンスなしに企業が存続することはできない。消費社会においては、人々は企業にたいしてより厳しい目を向けがちである。また、監視や告発のための手段も多くなっている。企業や消費者がそれぞれに信頼することなく取引が成立することはありえないのである。

企業の社会的責任（CSR）が強調され、アカウンタビリティやコンプライアンスが法制化される事態は、企業が責任を取れない存在になっていることを示すと同時に、団体民主主義が民主主義制度一般に包摂されることを意味する。協同組合や株式会社は自律の最低限の条件である責任まで外部化する⁵⁾ ことによって、社会制度に規制されてはじめて存在しうる組織・制度として依存構造に組み込まれている。

(2) 《社会的なもの》への回帰

大企業が衰退しているわけではないが、市場支配力に陰りもみえる。一方、大企業の系列化や中小企業のグループ化、企業ネットワークのグローバル化とアウトソーシングなど、小企業のネットワーク化が進んでいる。新しい産業分野では、小企業が新しいビジネスモデルをもって登場し、急速に大企業に成長する例も少なくない。株式会社において、大企業から小企業への回帰がみられる。

協同組合も大規模化しているだけではない。社会的協同組合（イタリア）や社会的企業（EU）の登場には、協同組合の原点回帰という意味もある。NPOは社会に定着したが急速に分化している⁶⁾。一方では専門化と制度化が進み、当事者を

置き去りにして当初の目的から乖離していく例もみられる。他方、当事者の参加を重視する自助グループやワーカーズコープなどが成長している。法人格は別にして企業形態としてはこれらも協同組合である。世界的な市場化によって、効率性や専門化が重視され、参加型組織には不利な状況だと考えられている中でも、協同組合はさまざまな制度（法人制度や行財政制度）を利用しながら環境に適応している。協同組合においても小規模な組織への回帰がみられる。

小規模な組織への回帰は、協同組合や株式会社が絶えず《社会的なもの》に立ち戻らなければ存続しえないことを示している。経営学や実務の世界でアメリカ型の株主権論とヨーロッパ型ステークホルダー論の対立が繰り返されてきたのは、株式会社も利害関係者の共同性を欠いては存続しえないからである。日本の経営にたいする再評価が繰り返し現われるのも同じ理由である。企業は、原材料や中間製品、労働力、教育、監査等々を外部化することができるが、組織文化といわれる共同性や倫理性は外部化できない。

組織行動学では、企業組織をシステムと文化という二つの軸でみる。経営における制度論的・技術論的なものである《テクニカルなもの》と、人間社会論的なものである《ソーシャルなもの》である。この《社会的なもの》について今村仁司は、socialのラテン語の語源には「仲間になること」という意味があり、socialとは「相互扶助につきる」と述べて、社会を相互扶助と結び付ける考え方はヨーロッパ社会主義の伝統の中を脈々と流れているという（今村：20～25頁）。このことを、これまでの考察を踏まえて政治の言葉に置き換えると、市場社会では自由と相互扶助は不可欠であって、どちらに重点を置くかで自由主義と社会民主主義に分かれるのであり、二つは補完関係に立つということになる。組織行動学における《ソーシャルなもの》が、この自由と相互扶助を意味することは明らかである。

VI 研究の展望

最後に、「社会制度への経路依存」と「《社会的なもの》への回帰」という二つの現象の意味を合

わせて考えてみることによって、研究の展望と合わせて本稿のまとめとしたい。

本稿では、「協同組合か株式会社か」という二者択一的な議論を克服することを課題としてきた。これまでのところで、協同組合も株式会社も企業形態としては共通点が多いということを述べてきた。所有形態についても、意思決定の問題に限定してみれば、違いは少ない。むしろ規模による違いのほうが大きい。両者とも集団的所有であり、規模が大きくなれば、いずれも所有と経営が分離している。もちろん程度の差はある。それは自由と相互扶助に関する程度の差といってもいい。差が生じるのは、本来個人的で人間的な営為である自由と相互扶助が機械的なシステムに置き換えられるときである。

ともすると、われわれは「協同組合か株式会社か」という二者択一的な議論をしがちであるが、その場合、制度論的・技術論的なものと、人間社会論的なもののどちらを強調するかの違いによることが多い。しかし、株式会社に仮託して制度論的・技術論的なものを強調したり、協同組合に仮託して人間社会論的なものを強調するのは短絡的に過ぎるように思われる。違いは企業形態より、むしろ規模によるところが大きいように思われる。それでもなお企業形態の違いが大きいとすれば、それは以下に述べるように経路依存性⁷⁾の問題のように思われる。

企業形態の歴史をみても、小企業から大企業への直線の変化だけではなく大企業から小企業への回帰もみられる。また、アソシエーションを始原として、協同組合から株式会社への直線の変化だけではなく株式会社から協同組合への回帰もみられた。こうした循環は市場社会では不可避だと思われる。協同組合も株式会社もアソシエーションから離脱して経済組織として自立した以上、規模や企業形態の選択において振り子のような反復運動は避けられない。市場の失敗がある以上企業は規模を大きくせざるをえないし、人間が企業をつくっているのだから、自由や相互扶助が欠如すれば挫折は避けがたい。しかし企業形態は反復を繰り返しているだけではない。社会制度という外部環境も変化する。企業は社会制度と共に変化している。社会制度にますます深く組み込まれながら企業形態は循環する。

本稿は企業形態に考察の範囲を限定したので、

社会運動や社会政策の側面は捨象してある。協同組合も株式会社も、置かれた文化や歴史的状況の違いによってそれぞれ異なった変化を遂げている。社会民主主義的な影響をよりつよく受けているか、あるいは消費社会の影響をよりつよく受けているかによって、企業の変化の仕方は異なるし、社会運動や社会政策上のコンステレーション（布置）によっても企業の変化の仕方は異なる。企業形態としては協同組合と株式会社は補完関係に立つ。同様に、企業形態論と補完関係に立つのが企業に介入する社会制度の研究であるが、これは本稿とは別の課題である。

注

- 1) こうした論理に疑問を覚える向きは、实在論と名目論が対立した普遍論争に当たっていただきたい。筆者は、实在論の立場をとらない。
- 2) joint stock companyは1553年イギリスに登場した。加入金を支払ったものが共同で出資し、そのうち最低一人が無責任を負った。
- 3) 近代の市場社会における自由と責任の問題を批判的に問い続けたのは丸山眞男であった。このことを明確に指摘したのが間宮陽介である。
- 4) ドイツでは1843年にプロイセン株式会社法が制定された。しかし近代の株式会社法の成立は、1875年のアメリカ・ニュージャージー州会社法の制定をもって画期とする。
- 5) 自由主義者が自治と責任の問題をどのように考えているかについて間宮は次のように述べている。「自由主義者の強調点は権力の恣意的な介入から私的領域を保護することにあり、法その他のルールによって保護された私的領域の内部で自由をどのように行使するかは彼らの関心の外にある。彼らが民主主義に対して懐疑のまなざしをもつのは、多数決等によって決められた決定内容は公＝権力となり、少数者にとってそれは私的自由を侵す可能性をもつからである」（間宮：247頁）。
- 6) NPOと協同組合を区別するのは当事者性である。NPOは所得の再配分機能を担う組織であり、その特徴は一

方的な贈与にある。これにたいして協同組合は当事者による相互扶助の組織である。

- 7) 歴史的な偶然性（初期設定条件）によって、技術や制度の普及経路が後々まで決定されること。進化経済学や比較制度分析などで用いられる分析概念。

引用参考文献

- [1] 今村仁司『交易する人間—贈与と交換の人間学—』講談社、2000年。
- [2] 岩田規久男『そもそも株式会社とは』ちくま新書、2007年。
- [3] 奥村宏『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店、2006年。
- [4] 大塚将司『死に至る会社の病』集英社新書、2007年。
- [5] 阪上孝編『変異するダーウィニズム—進化論と社会—』京都大学学術出版会、2003年。
- [6] 佐藤俊樹『近代・組織・資本主義—日本と西欧における近代の地平—』ミネルヴァ書房、1993年。
- [7] 的場信樹『ドイツの協同経済』『非営利セクターの理論と現実—参加型社会システムを求めて—』（富沢賢治・川口清史編）日本経済評論社、1997年。
- [8] 的場信樹『（総研レポート）企業形態論からみた協同組合と株式会社』農林中金総合研究所、2007年。
- [9] 間宮陽介『丸山眞男—日本近代における公と私—』筑摩書房、1999年。
- [10] 山井敏章『ドイツ初期労働者運動史研究』未来社、1993年。
- [11] Bergson, Henri-Louis, *L' Evolution Creatrice*, 1907, ベルクソン『創造的進化』（真方尊道訳）岩波文庫、1979年。
- [12] Deleuze, Gilles, *Le Bergsonisme*, Presses Universitaires de France, 1966, ドゥルーズ『ベルクソンの哲学』（宇波彰訳）法政大学出版局、1974年。
- [13] Micklethwait, Jhon, and Wooldridge, Andrian, *The Company*, U.S.A., 2003, ジョン・ミクルスウェイト, エイドリアン・ウールドリッジ『株式会社』（鈴木泰雄訳, 日置弘一郎・高尾義明監訳）ランダムハウス講談社、2006年。

（ま と ば の ぶ き 所 員 佛 教 大 学）

バブル崩壊後の長期停滞について —福永清二博士の「戦後日本経済論」 (本誌90号)に関連して—

OGATA Denji
緒方 伝治

I はじめに

かつて「ナンバーワン」とも賞賛された日本経済は、バブル崩壊後、長期的な停滞傾向を続けている。最近では、「もはや日本は経済一流と呼ばれる状況ではなくなった」¹⁾という声も聞かれるようになってきた。しかしながら、こうした発言は、80年代に流行した「ナンバーワン」議論の裏返しのようなでもあり、変動こそが資本主義という経済システムの本質としてみれば、またいずれ回復の機会が訪れるのではないかという議論も成立するように思われる。確かに、世界には高いパフォーマンスを示す活力のある経済もあれば、60-80年代のイギリスや80-90年代のアメリカのように低いパフォーマンスに悩まされた経済もあり、「イギリス病」とか「アメリカ衰退論」といった議論が盛んであったことも事実である。こうした戦後の歴史をみれば、日本経済の「回復の機会」を予想する見方も一概に否定することはできないように思われる²⁾。因みに、一人当たりGDPの推移を見ると、1990年には、日本8位、アメリカ9位、イギリス18位に対し、2005年時点では、日本が13位に後退し、アメリカとイギリスは、それぞれ7位、12位と順位を上げている³⁾。

現在の停滞状況と利潤率低下の関係について、京都大学の西大広教授にお話したところ、理論物理学者でもあり、山形大学で教鞭をとられた故福

永清二博士の論文「第二次世界大戦後の日本経済」(1999年；以下論文Aと呼ぶ)をご紹介いただいた。さらに、博士のホームページには、「日本経済の成長率について」(2000年；論文Bと呼ぶ)⁴⁾という論考が掲載されている。論文Bは、年月も新しく、数値解析が主である論文Aに対し、経済理論をベースにした分析が試みられており、思考の深化が伺われる。これら両論文とも、福永博士は、数値データが整備された戦後50年間の日本経済について、ご専門領域の微分方程式を使い、長期的な減衰傾向を抽出するという方法で分析を試みられている。論文Aでは、結論として、長期的には、「金融資産で8570兆円、実質GDPは842兆円の上限值が存在する」との予測を発表されている。同様に、論文Bでは、それぞれ8400兆円、580兆円という上限が報告されているが、実質GDPでは、かなりの差がある点が注目される。しかし、両論文とも結論としては、日本経済は今後も緩慢な成長を維持するもののいずれ成長の限界が訪れるという「悲観的」な予測となっているといえる。平成19年の実質GDPが561兆円と報告されているから、悲観的とはいえ、論文Aから判断すると、最終的には現在の1.5倍の成長が見込まれるとも考えられる。ここでは、論文Aに則し、博士が導出したモデルを「福永モデル」と呼び、こうした議論の経済理論的な意味を探ってみようと思う。なお、以下では敬称を省略する。

Ⅱ 指数関数モデルの特性

通常、指数関数を使った成長性分析では、多くの場合、上限値が任意に設定されるため、恣意的な分析になるという大きな欠点がある。しかし、福永は、手順として、まず「成長率の減衰」という事実を明らかにし、「減衰指数関数」と「減衰係数」を抽出することで、「成長の限界」を議論している。こうした論理の組み立ては、成長性分析がもつ前記のような恣意性を回避している点で、大きな説得力をもっている。しかしながら、回帰分析であることは明らかであるが「減衰指数関数」および「減衰係数」の抽出手順は必ずしも明らかにされてはいない。指数関数との関連から推測してみると、この減衰指数関数の算出では、暗黙のうちに「下限＝ゼロ」という限界値が仮定されていたと考えられる。減衰が継続した場合、物理学的には、上下運動するバネは究極的に静止すると見なされるため、静止した状態を示す「下限＝ゼロ」という仮定は当然視されそうだが、人間活動である経済現象では、「ゼロ」と看做せずには、確かな根拠が必要になってくるだろう。たとえば、下限値が一定の「プラス値」を有するとした場合には、ある種の「内生的成長論」のような「持続的な成長モデル」（以下「成長モデル」）が出来上がる可能性がある。一方で、逆に下限値が「マイナス値」ととれば、資産を食い潰していく「衰退モデル」として表現することができるからである。

つまり、減衰現象が、どのような収束値を持つのか持たないかは、経済学的には、極めて大きな課題となってくることが分かってくる。以下では、「福永モデル」を「基本モデル＝成長の限界モデル」として、「成長モデル」と「衰退モデル」のケースがそれぞれ具体的にどのような成長経路を描くかを検討し、モデル分析の特性を確認してみよう。

(1) 「福永モデル」

福永は、広く公開されている「国民経済計算」のデータから、ファクト・ファインディングとして、金融資産増加率と実質GDP増加率が、ともに共通な減衰指数関数 $\exp(-0.0585t)$ で近似す

ることが可能という分析を提出している。したがって、この減衰指数関数から逆に、金融資産ならびに実質GDPの成長経路とその上限が算出されることになる。数式は以下の通り。ここで、金融資産をM、実質GDPをYと表現する。

$$\begin{aligned} \text{金融資産 } M &= 8570 \exp \{-14.695 \exp(-0.0586t)\} \\ \text{実質GDP } Y &= 842 \exp \{-9.846 \exp(-0.0585t)\} \\ \text{ただし, } t &= \text{暦年} - 1945 \quad (\text{以下同様}) \end{aligned}$$

因みに、論文Bでは、上限値とパラメーターが異なっており、以下のような数式となる。

$$\begin{aligned} \text{金融資産 } M &= 8400 \exp \{-14.66 \exp(-0.0585t)\} \\ \text{実質GDP } Y &= 580 \exp \{-4.92 \exp(-0.0585t)\} \end{aligned}$$

以上のような、減衰指数関数を基にした成長分析は、相関係数などは示されていないものの、論文Aおよび論文Bで図示されているように、過去のデータによくフィットしていることが分かる。さらに、 $t \rightarrow \infty$ のとき、 $\exp(-\infty) = 0$ であるから、 $\exp(0) = 1$ となつて、 $M_{\max} = 8570$ 兆円、 $Y_{\max} = 840$ 兆円がえられる。なお、論文Bでは、上限値は、それぞれ840兆円と580兆円になる。

(2) 「成長モデル」

先に指摘したように、「福永モデル」の減衰指数関数は、暗黙のうちに「下限＝ゼロ」が仮定されている。下限が「ゼロ」か「非ゼロ」かは、必ずしも自明とはいえない。ここで、思考実験という意味で、たとえば、「最低成長力」⁵⁾として、0.3%という下限があると考えよう。このとき減衰指数関数は、たとえば $\exp(-0.0585t) + 0.003 \times (t^2 - 1)/t$ という式で表現できるだろう⁶⁾。つまり、 $t \rightarrow \infty$ のとき、 $\exp(-\infty) + 0.003t = 0.003t \rightarrow \infty$ となる。式は以下の通り。

$$\begin{aligned} \text{金融資産 } M &= 8570 \exp \{-14.695 \exp(-0.0586t) + 0.003 \times (t-1)/t\} \\ \text{実質GDP } Y &= 842 \exp \{-9.846 \exp(-0.0585t) + 0.003 \times (t-1)/t\} \end{aligned}$$

「福永モデル」の実質GDPは、21世紀の後半で、上限とされる842兆円にほぼ到達する(2087年に840兆円)が、この「成長モデル」では、

2012年には842兆円を突破し、指数関数の特性として、22世紀にわたって成長を持続することになる。金融資産についても、同様に、2033年には、8570兆円を突破することになる。

(3) 「衰退モデル」

マイナスの下限があるケースを取り上げてみよう。現実のデータとの整合性を追求するよりも、思考実験という基本点に注目して、「成長率」は、「ゼロ」を越え、0.1%のマイナスになっていくと想定すれば、「成長モデル」の場合とは逆に、 $\exp(-0.0585t) - 0.001 \times (t^2 - 1) / t$ という式が考えられる。このとき、式は以下の通り。

$$\begin{aligned} \text{金融資産 } M &= 8570 \exp\{-14.695 \exp(-0.0586t) - 0.001 \times (t-1/t)\} \\ \text{実質GDP } Y &= 842 \exp\{-9.846 \exp(-0.0585t) - 0.001 \times (t-1/t)\} \end{aligned}$$

この「衰退モデル」では、実質GDPは、2035年に611兆円のピークを迎え、以後徐々に実質GDPの水準は低下していき、最終的には、「ゼロ」となることが示される。また、金融資産についても、2060年に7506兆円のピークを迎え、以後は実質GDPと同様に資産の減少が発生する。金融資産も、GDPと同様に、最終的には「ゼロ」とな

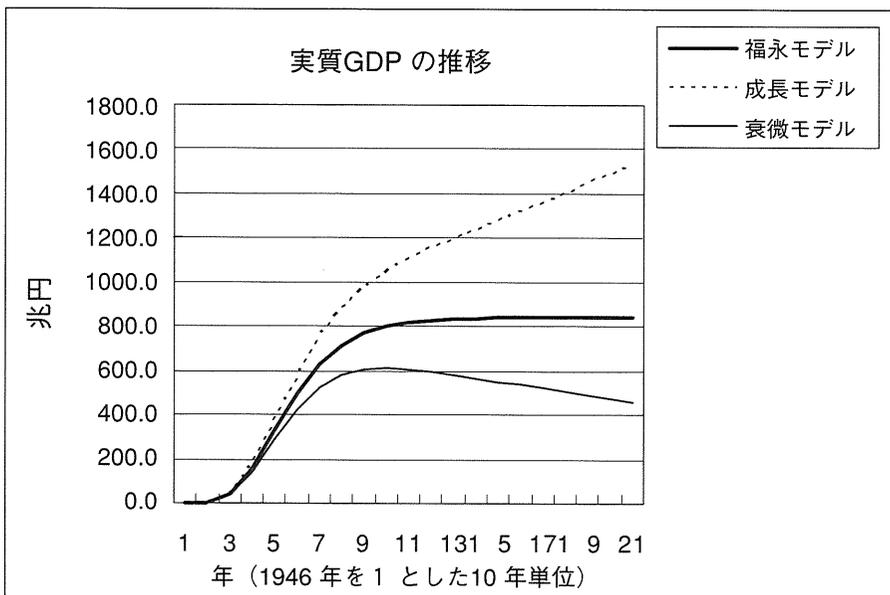
る。しかも、福永が示した上限値である、実質GDP842兆円、金融資産8570兆円に到達することはない。

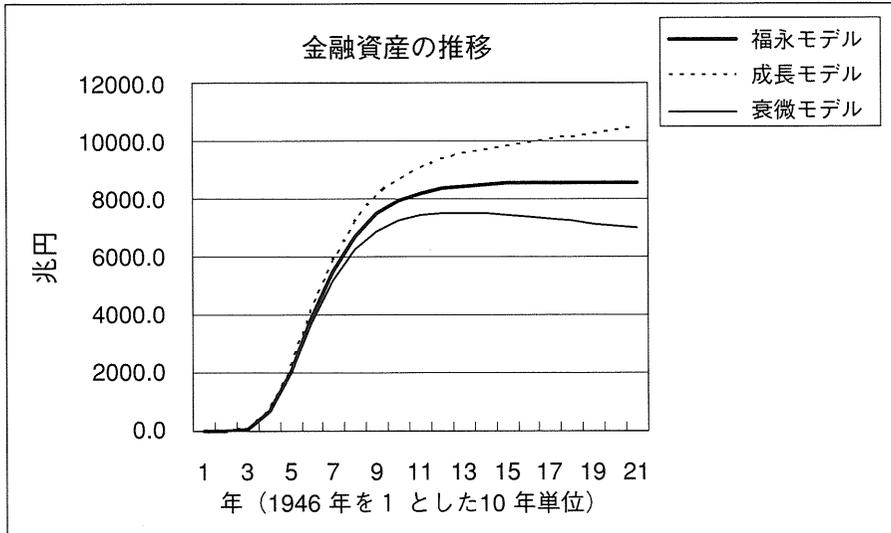
以上の結果をグラフ化したものが、次図である。算出された数値からは、減衰指数関数を使用したとしても、モデルの組み方次第で、上限値を突破する「成長モデル」のケースもありうるし、反対に、一定の成長後、福永の上限値に達することなく、資産を食い潰していく「衰退モデル」も作成可能なことを確認できる。こうした思考実験から推測できることは、福永のいう「成長の限界」が、避けがたく運命づけられたものというよりも、ある種「確率的に」起こりうる将来の「可能性」のひとつと解する方が正しいと思われる。

因みに、論文Bで使用された減衰指数関数を用いても、当然のことながら、グラフのパターンとしては同じものが得られる。

(4) 減衰指数関数の抽出と「下限値」の検定⁷⁾

福永が算出した減衰指数関数では、そのデータソースが「国民経済計算年報」であることを明らかにしているが、実際のデータと分析手法については必ずしも明確ではない。「年報」データを見ると、データの欠損や暦年データではなく年度データしかない場合などがある。また、時折改訂さ





れる基準変更によるデータの継続性について、どのように処理されたのかも不明である。なお、公式データとしてのGDPは1955年以降である。このため、ここでの分析は福永モデルとは必ずしも一致していない可能性がある。さらに、減衰指数関数は、非線形回帰となるため、回帰式の算出には若干の工夫が必要とされるという難題がある。

以上の点を考慮しながら、筆者なりに福永モデルの再現と「下限値の存在」の検定を試みる。対象となる推定式は、以下の通り。

$$\Delta Y/Y = \gamma \exp(-\mu t) + \delta + \varepsilon$$

ここで、 $\Delta Y/Y$: GDP成長率 $\gamma \exp(-\mu t)$: 減衰指数関数 δ : 下限値 ε : 誤差。

また、非線形回帰についての検証は、統計ソフトEViewsを使い、次のような3つの視点から作業を行う。

- ① $\delta = 0$ のケースの推定
- ② $\delta \neq 0$ のケースの推定
- ③ 推定式 $\Delta Y/Y = \gamma \exp(-\mu t) + \delta + \varepsilon = \gamma X + C + \varepsilon$ として、定数項Cを指定したケース。このケースでは、 $C > 0$ と $C < 0$ の2つを検証する

① $\delta = 0$ のケース：
 $\Delta Y/Y = 0.1383 \exp(-0.0314 t)$
 [11.963] [6.823]

$R^2 = 0.5645$
 修正 $R^2 = 0.5552$
 DW = 1.1116

[] 内は t 値で、パラメーター γ , μ はそれぞれ95%水準で有意といえる。

② $\delta \neq 0$ のケース：
 $\Delta Y/Y = 0.8177 \exp(-0.0295 t) - 0.6911$
 [0.1610] [0.1494] [-0.1358]

$R^2 = 0.5820$
 修正 $R^2 = 0.5638$
 DW = 1.1556

[] 内は t 値で、パラメーター γ , μ , δ はそれぞれ90%水準でも棄却される。

③ $\delta = C$ (定数) のケース：
 (i) $C = 0.005$
 $\Delta Y/Y = 0.1341 \exp(-0.0337 t) + 0.005$
 [11.3093] [6.6676]

$R^2 = 0.5617$
 修正 $R^2 = 0.5524$
 DW = 1.1048

[] 内は t 値で、パラメーター γ , μ はそれぞれ95%水準で有意である。

(ii) $C = -0.005$
 $\Delta Y/Y = 0.1426 \exp(-0.0295 t) - 0.005$
 [12.36134] [6.9574]

$R^2 = 0.5668$
 修正 $R^2 = 0.5576$
 DW = 1.1173

[] 内は t 値で、パラメーター γ , μ はそれぞれ95%水準で有意である。

以上の結果をまとめると、パラメーターが3つの場合、算出される係数の有意性は極めて低いことが分かった。この原因については、現段階では、明らかではない。パラメーターが2つの場合、定数項 C がゼロとプラス、マイナスの3つのケースで見た。パラメーターすべてのケースで95%水準で有意といえるが、パラメーター自体も大きな変化はなかった。強いて言えば、 R^2 で見ると、マイナスとしたケースのフィット率が僅かながらよいという結果であった。その意味で、現状では、「衰退モデル」の現実性が高いともいえるが、「成長」「停滞（福永モデル）」「衰退」の3つのケースに、その現実性を区別する大きな差は認められない。つまり、「これからの成長経路を明示的に判断する根拠はえられなかった」というのが、もっとも妥当な結論と考えられる。

Ⅲ 利潤率の低下傾向と「置塩定理」

論文Aを読み進んでいくと、福永が抽出した「成長の限界」は、その限界を指摘するだけにとどまらず、有名なマルクスの「利潤率の傾向的低下法則」を実証的に導き出すというより深い目的があったことが分かる。

論争の多い、この「法則」はマルクス自身が「不可避的な法則」として議論していたのか、「蓋然性の高い法則」として議論していたのかは、必ずしも明確ではない。それは、マルクス自身が「傾向的 (tendenziellen)」という形容詞を使用していたことから、伺えると思うのだが、「利潤率が低下するかどうか」については、過去にスウィージーやJ・ロビンソンなど、世界的に著名な経済学者を巻き込んだ一大論争となったという経緯がある。現時点でも、最終決着がついていない論点ということができらるだろう。

ご存知の方も多いただろうが、この論争では、日本の経済学者の貢献が大きく、「柴田＝置塩の定理」(世界的には、「Okishio Theorem」と呼ばれることが多い) という有名な定理がある。因みに、

根岸隆によれば、置塩信雄の論文は、「世界の多くの学者が引用した、日本人が書いた最初の論文」であった⁸⁾。この定理が明らかにしたことは、「比較静学の枠組みを前提とすれば、実質賃金率が一定のとき、生産性を上昇させる新技術の導入は、利潤率を上昇させる」という内容である⁹⁾。

また、実証的にも、古典的なカルドアの「資本主義の定式化された事実」や近年の新古典派成長理論の実証作業で代表されるように、「長期的に見ると、利潤率は一定」という「低下法則」への反証が成立しているように思われる¹⁰⁾。

論文Bなどを見ると、福永はこうした「利潤率低下論争」の背景を認識していたと推測されるのだが、論文Aにおいても、全くユニークな視点から、「利潤率の低下法則」の実証を試みているといえる。その鍵は、成長の限界を導き出した減衰係数 (-0.858) にある。

ここで、福永は、資本利潤率 a と借り入れ (負債) 利子率 r とを導入し、「資本利潤率/負債利子率」= a/r が、算出された減衰係数の減衰指数関数に従うと主張している。したがって、 (a/r) が年々衰微 (低下) することになるが、 a/r が年々低下していくことは、分子である利潤率 a が利子率 r よりも小さくなっていくことを意味している。つまり、「利潤率の低下」という結論が得られることになる。将来的に、こうした傾向がどのような帰結をもたらすかという点を置けば、少なくとも現状での利潤率の低下が独自の視点から明らかにされたことになる。つまり、近年における (少なくとも2003年までは) 日本企業の利潤率低下は、比較的広く認識された実態であり、その実証方法はユニークである。また、戦後の日本経済では、資本の利潤率が、ほぼ恒常的に、負債の利子率を下回っていたとすれば、これは、「増資による資金調達も、借り入れによる資金調達も、完全競争モデルという枠内であれば、無差別」とする、有名な「モジリアーニ＝ミラーの定理」に対する反証ともなってくる。

問題となるのは、福永が、「利潤率の低下は法則的＝不可避的」と主張している点ではないだろうか。この点は、前説で検討した、減衰指数関数で分析の枠組みを固定した議論がもつ問題点で明らかのように、「(将来的にも) 利潤率の低下は不可避」と結論するのであれば、若干の留保が必要になると思われる。なぜなら、福永は「下限＝ゼ

ロ」を仮定しているが、この前提は「自明」とは言えない。また、完全競争モデルという資本主義の分析枠組みを前提とすれば、「過剰」と「過少」は市場メカニズムを通じて調整されていくはずだからである。以上の点を踏まえ、福永の議論の疑問点を要約すると以下のとおりになる。

- ①資本主義の発生と成立を1800年前後とみれば、資本制経済システムはすでに200年以上（日本経済についてみれば140年前後か）の歴史を経過している。詳細なデータの蓄積が、ここ50年で急速に進展したとはいえ、戦後60年ほどの限られた期間データの分析結果から、「利潤率の低下傾向」を資本主義の本質として見なすことは、果たして妥当だろうか。福永が抽出した「減衰指数関数」は、むしろ、より長期的な資本主義の歴史の中の「低減局面」として考えるべきではなかろうか。
- ②いわゆる「資本主義の定式化された事実」とも一致していない。
- ③比較静学モデルで論証された「置塩定理」とも一致していない。ただし、置塩は、コンピュータ解析で試みた「動学分析」で、「利潤率低下」の可能性を論じている点も指摘しておく必要がある。[利潤率の低下法則]は、依然として決着の着いていない論点といえるのではないだろうか¹¹⁾。
- ④よく知られるように、マルクスは、「資本の有機的構成」が高度化すると「利潤率が低下する」と主張しているが、福永は、「データの解析」結果として、「利潤率の低下」を主張していることになる。その原因解明については、この論文に関する限りなされていない。論文Bでは、「資本係数」＝「実質GDP／資本ストック」の上昇を、利潤率の低下原因と見なしているが、「資本係数」自体が、回避的に「上昇する」とは見なし難い。なぜなら、自由な価格形成が可能な市場経済では、割安な生産要素（資本と労働）が選択され集約的に使用されると考えられるから、一定の生産量に対する資本の割合が上昇する場合もあれば、低下する

場合もあると考えるべきであろう。つまり、「資本係数が常に上昇する」とすれば、「資本の生産性は常に低下する」ことを意味している。現実の市場経済では、福永のこうした議論は支持しがたいように思われる。

⑤心理的要因と変動が多いことで、「金融資産」から「株式」が除外されているが、「資本主義」の根幹ともいえる「株式」を分析の対象外としている点は、全く不可解というほかない。

Ⅳ 現時点での「福永モデル」の検証と「ゼロ成長」の可能性

(1) 「モデル」の予測力

2008年という現時点は、推測結果と実測値がどのくらい一致しているかをテストできるという興味深い立場にある。比較表は以下の通り。ただし、「参考」は1990年基準で、発表された「実測値（2000年基準）」561兆円を換算しなおしたものである。

前述の通り、論文Aと論文Bとでは、実質GDPの上限值は大きく異なっている。このため、両論文の予測値と「成長モデル」、「衰退モデル」の予測値とを併せて、2007年（暦年）の実質GDPと比較してみる。適合性が良い順にならべると、「衰退モデル」「福永モデル（論文B）」「福永モデル（論文A）」「成長モデル」という順になる。数値的な適合性から判断すると「衰退モデル」が今後の動向をもっとも正確に表現しているように見えるのだが、しかし、こうした数値の乖離は、それぞれのパラメーターをより工夫することで、大幅に改善されると考えられる。ここでは、数値の現実適合性に注目することよりも、前節で行った「思考実験」という議論の特性を再確認し、今後の推移は、減衰指数関数の下限をどのように設定

2007年のGDPと各計算値

単位：兆円

	実測値	論文A	論文B	成長モデル	衰退モデル
2007年	561	648	509	780	538
参考	568				
偏差	0	87	52	219	23

するかで、違ったパターンを形成することに注目しておこう。

(2) ゼロ成長の可能性

長引く現在の停滞状況を、「福永モデル」が鋭く描き出していること点は否定しがたい。しかも、「ゼロ成長」に向かって収斂していくという「福永モデル」の予想が、最終的に実現するのは、ほぼ50年後のことであり、暫くは、低いながらも、日本経済は成長を持続することになる。

面白いことに、こうした「ゼロ成長」への収斂は、ほぼ同時期に行われた、近代経済学手法での予測とも一致している¹²⁾。その大きな要因として挙げられているのは、人口の減少と高齢化である。こうしたデモグラフィック（人口学的）要因は、長期的な影響力を持続するという特徴がある。したがって、手法は異にしても、分析対象（日本経済）の大きな枠組みが変わらなるとすれば、その予測結果も大きく変わることはないといえるだろう。

しかしながら、「思考実験」という極めて限定された視点ではあるが、「ゼロ成長」とは全く異なる将来経路として、「成長モデル」も「衰退モデル」も、その可能性が全く排除されてしまうわけではないことが明らかになった。これら3つのモデルを分かち契機は、下限値がどのような値をとるかにかかっている。つまり、「福永モデル」「成長モデル」「衰退モデル」が実現する契機＝下限値は、どのようにして決定されるのかという課題は、現時点では、必ずしも明らかではないのである。したがって、日本経済の今後を論じる場合、さらに問われなければならない課題が存在していることに、より深い注意を払っていく必要があると思われるのである。

V 結び

本論では、「減衰指数関数」から導かれる「福永モデル」は「日本経済の成長の限界」を示唆しているのに対し、「プラスの下限値」と「マイナスの下限値」を想定すれば、「成長モデル」も「衰退モデル」もともに可能性があることを「思考実験」として示した。さらに、非線形回帰分析

で、「減衰指数関数」のパラメーター推定を試みた。

「福永モデル」のモデルの特徴は、抽出された「減衰指数関数」だけを用いて分析がなされており、これ以外にはほとんど恣意的な仮定が用いられていない点にある。福永も、この点を強調している。しかし、仔細に検討すると、その分析方法に、仮定が全くないわけではない。減衰の結果、下限値が「ゼロ」に収束するという暗黙の仮定があるのであり、この仮定を、「プラスの下限値」と「マイナスの下限値」とに分けて推移を算出すると、日本経済の将来も、全く違った姿を示すことが明らかになった。しかし、このことは、福永の指摘に欠陥があるということにはならないだろう。むしろ福永が想定するように、現在の日本経済は、しばらく、低い成長率を続けることになるだろう。

さらに、福永は、資本利潤率と負債利率の比が継続的な低下傾向にあり、負債利率に対する資本利潤率の更なる減少によって、「利潤率の低下」傾向を明らかにしている。こうした実証作業は、「完全競争モデルでは、負債と資本の調達方法は無差別」とする有名な「モジリアーニ・ミラーの定理」に対する、反証作業という側面も示しているのであり、戦後の日本経済の特徴をユニークな視点から明らかにしたといえるだろう。

問題は、こうして分析された「成長の限界」なり「利潤率の低下」が、はたして「本質的で不可避的な法則」として認識すべきかどうかにあるように思われる。資本主義というシステムは、より動的であり、ある条件下ではある局面が顕在化し、別の条件下では、別の局面が発生するという循環性をもっているように思われる。もし、「不可逆な法則」があるとするれば、それを引き起こす根本的な要因を明らかにしなければならないという壮大な作業が待ち受けているように思われる。

本論で、掲げた疑問点も、ご本人がすでに故人であり、直接のご回答は期待できないが、本誌を読まれる方から、筆者の議論の間違いなどのご指摘をいただき、議論の発展の一助となれば幸いです。

【謝辞】

永年いだいていた筆者の問題意識に対し、大西教授からは、福永博士の論文をご紹介いただき、

この論考のきっかけをつくっていただきました。また、アカデミックな議論ができる環境にない筆者に、貴重なアドバイスやコメントをいただくなど、一方ならぬご便宜をいただきましたことを感謝いたします。また、神戸大学の中谷武教授からは、置塩先生の『最後のメッセージ』などのご紹介をいただくとともに、「置塩定理」についての筆者の理解の不十分さをご指摘いただくなど、ご指導をいただきました。この場で感謝させていただきます。

注

- 1) 太田弘子特命大臣の国会発言 (2008/1/18)
- 2) 1980年代、「ジャパン・アズ・No.1」という議論が盛んであったが、筆者は、クルーグマンよりも3年早く、「国単位での国際競争力が比較優位の原理と矛盾すること」を指摘している。当時はまた、その裏返しとも言える「アメリカ衰退論」も真剣に論じられていた。筆者 (1988) は、このような「国際競争力」で測る「衰退論」にも疑問を投げかけている。
- 3) IMF, “World Economic Outlook” (2007)
- 4) この論文は、日本科学者会議 (2000/12/23) で報告された要約と記されている。
- 5) ここでいう「最低成長力」は、成長会計で言われる「潜在成長力」ではない。下限として仮定される「成長力」の意味である。
- 6) $(t^2-1)/t$ と置くのは、初期値を等しくし、「最低成長力」の影響を初期段階では少なくする工夫である。
- 7) 本節は、大西教授のご指摘に基づき、加筆したものである。また、ここでの見解は筆者個人の議論であり、その可否についても、筆者に責任があることを明確にしておきたい。
- 8) 根岸隆 (1998) 日経新聞「経済教室」
- 9) 板木雅彦 (2003) は、この論争のコンパクトな経緯と「置塩定理」の解りやすい解説を発表している。
- 10) カルドア (1956) が観測し、定式化した「6つの事実」は次の通り。
 - ①一人当たり生産量は長期的に増加しており、その成長率は低落傾向にはない。
 - ②労働者一人当たりの資本設備 (資本装備率) は長期的に増加している。
 - ③資本の収益率は、ほぼ一定。
 - ④資本係数は、ほぼ一定。
 - ⑤労働者と資本との国民所得の分配率は、ほぼ一定。
 - ⑥労働者一人当たりの生産量の成長率は、国ごとに大きなばらつきがある。
 以上のような「定式化された事実」は、ジョーンズ (1998) などに見られるように近年の新古典派成長論でもほぼ追認されている。

- 11) 利潤率の「動学分析」として、置塩信雄 (1998) のほか、長島誠一 (2003)、中谷武 (2004) がある。
- 12) 中村洋一 (1998)

参考文献

- 置塩信雄 『資本制経済の基礎理論』 (1965) 創文社。
『経済学と現代の諸問題』 (2004) 大月書店。
板木雅彦 「利潤率の長期低落傾向と置塩定理 (上・下)」 『立命館国際研究』 17巻 / 1号2号 (2004)。
ジョーンズ, C. 『経済成長理論入門』 (1998) 香西泰監訳 日本評論社。
長島誠一 「利潤率の成長循環と資本主義の存続条件」 『東京経済学会誌』 247号 pp.56-89 (2005)。
中谷武 「人口成長率と利潤率 - 長島教授のシミュレーションに関する研究ノート -」 『国民経済雑誌』, 195巻3号 pp.33-47 (2007)。
中村洋一 『ゼロ成長の日本経済』 (1998) 日本経済新聞社。
根岸隆 「経済教室 - 利潤率低下の学説」 (1998) 日経新聞。
福永清二 「第二次世界大戦後の日本経済 - 『国民経済計算年報』に見る日本経済 -」 『経済科学通信』 90号 (1999)。
「日本経済の成長率について」 (2000) ご自身のホームページ: <http://www.quark.kj.yamagata-u.ac.jp/fukunaga/note/keizai5/keizai500.html>。
和合肇・伴金美 『TSPによる経済データの分析』 (1995) 東京大学出版会。
内閣府 『国民経済計算年報』。
IMF “World Economic Outlook” (2007)。
Kaldor, N. “Capital Accumulation and Economic Growth” (1961) in *The Theory of Capital* ed. by Lutz and Hagues, St. Martin Press (NY)。
Ogata, D. “In search of the contexts on the debate over national competitiveness in the United States” (1988) a master thesis submitted to the Inter-national University of Japan. unpublished papers.

(おがた でんじ 所友)

資本主義的生産様式は性＝生殖的に中立か — 『ジェンダー平等の経済学』と 『フェミニズムと経済学』の比較 —

AOYAGI Kazumi

青柳 和身

I 論争の経緯と本稿の課題

日本のフェミニズム諸理論は、少数の例外を除き、経済学との学問的交流を欠如したコミュニケーション的疎外状態に置かれているように思われる。現代フェミニズム諸理論の核心をなす資本主義的性差別論、特に「近代家父長制」概念は、既存の経済学、わけてもマルクス経済学における資本主義的性差別認識の理論的欠落に対する根本的な批判的問題提起であったが、この概念は、一部の例外を除き、マルクス経済学に承認されていないだけでなく、その体系的批判すら行われてこなかった。二宮厚美著『ジェンダー平等の経済学』（以下二宮著作と略称）は、経済学とジェンダー論のコミュニケーションの欠如の問題を、ハートマンの「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚」（ハートマン1991）という表現になぞらえて、「経済学とジェンダー論の不幸な別離」と呼び、両者の「結婚」のためにフェミニズム諸理論の多様なジェンダー論の体系的な経済学的検討を行った労作である。このコミュニケーション的態度は著作の全編を貫く基本的態度であり、著作の基本的課題となっている（二宮2006, 207-208, 395-397）。

拙著『フェミニズムと経済学』（以下青柳著作と略称）では、二宮論文「ジェンダー視点の社会政策と資本主義の解剖」（二宮1999）の竹中批判と森田著作（森田1997）批判にも言及して、『資本論』論理を前提とするかぎり、竹中恵美子氏の所説の同義反復性を批判した二宮氏の批判が説得的であ

ることを承認しつつも、生産様式に内在する性・生殖的契機すなわち性差別を規定する歴史的契機を捨象した『資本論』の抽象的性格に対する認識が欠落しているかぎり、森田著作批判は無効であるとして、次のように批判した。

「生産様式内部の性差別にかんしては、『資本（論）』は、客観的には、実証も反証もしておらず、両者にたいして『中立』である。反証的解釈からの二宮の論証には竹中と同様の論理的飛躍と同義反復性がある。したがって二宮の森田1997への批判も、論理的飛躍を含むばかりか、二宮の表現を借りれば『少なくとも』（『ドイツ・イデオロギー』の）『マルクスのものではない』（青柳2004, 340）。この批判の主旨は、二宮氏の「マルクスものではない」という主張は、マルクス作品の全体的把握と史的立証にもとづく挙証責任を負っているということであった。

青柳著作による二宮論文の批判は、青柳著作検討を含む二宮著作の執筆構想にも影響を与えたものであり、上記論文を第5章として再録するとともに、第6章（終章）の中心部としての第2節は「青柳氏からお借りした貸しを返しておかなければならない」として、青柳著作の史的唯物論の批判的検討を中心として執筆されることになった（二宮2006, 328, 345-346）。またフェミニズム諸理論を検討した第3章では、青柳著作を「私の知る限り、この史的唯物論の再構成に至る作業をもっともつきつめて進めたのは、青柳和身氏である」（二宮2006, 180）と評価しつつ、第3章最終節で多くの紙幅を使って検討を行っている。

この研究ノートは、二宮著作のたんなる書評の

範囲を超えて、青柳著作との比較を中心にした入念な批判的検討を行う。なぜなら二宮著作が設定したジェンダー問題にかんする経済学的論争の舞台、いわば論争のアリーナを積極的に活用し検討を行うことは、日本の経済学のジェンダー的革新を目的とする青柳著作（青柳2004, iv）にとっての学問的義務であるからである。

二宮著作の論評にかんしては、すでに中川スミ氏や原伸子氏の論考があるが（中川2007, 原2007）、本稿では、両氏の論評では触れられていない青柳著作との論争点を中心にして、二宮著作第6章の史的唯物論認識と第2～4章を中心とした家族・ジェンダー問題の認識にかんして、それに該当する青柳著作の内容と比較しつつ検討しよう¹⁾。

II 史的唯物論認識

まず青柳著作批判の中心的論拠になっている第6章の『ドイツ・イデオロギー』（以下DIと略称）の二宮説による解釈の検討のため、青柳著作のDI解釈と比較しつつ史的唯物論認識について検討しよう。第6章のDI解釈は、生産力と交通形態（生産関係）との同次元における性＝生殖的契機（行為）の並立という二元論的土台観であり、「生産関係」概念の成立を通じた「交通形態」概念の廃棄により、土台の構成要素としての性＝生殖的契機は廃棄され、一元論化されたという解釈である。この解釈は、DIの土台観と、1859年刊の『経済学批判』の「序言」定式（以下「序言」定式と略称）の一元論的土台観すなわち生産力と生産関係を土台の構成要素と規定し、その上に法律的・政治的・社会的諸意識形態としての上部構造がそびえ立つという定式化の際の土台観とが矛盾するという解釈を前提としており、それはカウツキー、クノー、クノー説を継承した江守五夫氏、ソビエトマルクス主義などの解釈と共通するものである（青柳2004, 162-168, 170-171）。その具体的内容は次の通りである。

エンゲルスの生活手段の生産と人間自体の生産という「二種類の生産」説はDIに「よく似た見解」であるが、DIの見解と重ね合わせれば次のような見解が成立する。それは、「人間の歴史は、まず第一に物質的生产、第二に人間の生産＝生殖、この二つを規定要因にしている」という見解であり、

したがって「マルクス主義的史的唯物論はその当初から、労働様式とともに生殖様式……を視野に取り込んだ歴史観であった」（二宮2006, 349, 351）。しかしDIの「生産関係とコミュニケーション関係との二つをもともと内包していた交通関係概念は、生産関係概念が確立すると同時に、コミュニケーション関係を派生し、それと同時に『労働様式』と区別される『生殖様式』をコミュニケーション関係の世界に委ねて、その歴史的・理論的役割を一応終えることになったといつてよい」（二宮2006, 356）。この転換によって、「序言」定式における「史的唯物論の明瞭な定式化に向かう初期段階」において使われていた「交通形態」・「交通関係」ということばは廃棄され、性＝生殖関係はコミュニケーション関係として上部構造化された（二宮2006, 354, 358-363）。

以上が二宮著作の史的唯物論解釈である。この解釈では、「交通形態」概念が「生産関係」概念に変更されたのは、1847年刊の『哲学の貧困』の段階であるので（マルクス＝エンゲルス1960, 108）²⁾、DI執筆期の1845-46年と1847年の間のわずかの期間において、「生殖様式」を土台に含む初期の「マルクス主義的史的唯物論」の「歴史的・理論的役割」の終了と、「生殖様式」を社会的意識の形態としての「コミュニケーション関係」として上部構造化する新たな史的唯物論への根本的転換が生じたことになる。

青柳著作の土台論では、「序言」定式における土台・上部構造論のような構造把握の場合の土台観は、土台の動態的側面を捨象した歴史の一時点的断面すなわち経済構造論として、生産力と生産関係との二次元的把握となっているが、DIの土台観のような動態論では、性＝生殖的契機を不可欠の時間軸的構成契機として導入した三次元的把握となっており、この視点の相違が両者の相違となっているという捉え方である。このDI解釈では、生産関係と性＝生殖的契機との統一として、階級的人口再生産動向を捉え、生産力と性＝生殖的契機との統一として、直接生産者の労働力人口動態とその世代交代を捉えるものである。この場合、DIと「序言」定式が統一的に把握されている（青柳2004, 125-134, 150-156, 163-165, 168-169）。生産力的要素としての労働力人口は、「諸個人—彼らの諸力が生産諸力である」（マルクス＝エンゲルス1998, 166-167）というDIの生産力観にもとづ

いている。また「序言」定式の場合の生産力観は一時点の「発展段階」としての生産力を意味する(マルクス=エンゲルス1964, 6)。

この三次元的把握は、二元論的DI解釈を根本的に誤った解釈として批判しているが、それと同時に、その解釈が前提しているDI修正説にかんして、マルクスとエンゲルスの社会思想史研究によるDI修正説の「立証手続きが欠落している」と批判している(青柳2004, 133)。この批判は、社会思想史的立証が欠落している二宮著作第6章にも的中する。青柳著作はマルクス=エンゲルスの終生のDI継承説の立場であるので、思想史的立証は必ずしも必要とはしない。しかしDI継承説を根拠づけていると考えられる資料として、1857-1858年執筆の『経済学批判要綱』の中の「資本主義的生産に先行する諸形態」の次のような指摘を引用しておこう。

「社会的生産の諸関係こそ、われわれが経済的諸関係と呼んでいるものなのである。生産の(あるいは同じことだが男女両性の自然的過程によって増進する人口の再生産の……) 本源的諸条件は、もともと、それ自身生産されたもの、つまり生産の結果ではありえない」(マルクス1997a, 139-140: 傍点はマルクス)。

この指摘は資本主義的生産様式とその本源的形成の問題についての考察にかんする指摘であるが、その場合「男女両性の自然的過程」すなわち生殖行為と人口再生産が「生産」概念に包摂され、経済的「土台」に位置づけられていることがわかる。この見解は、DIの次のような土台観を継承し、それを資本主義的生産様式に適用したものと見える。

「労働における自己の生命も、生殖における他人の生命も、その生産はいまやすでにただちに二重の関係として—一方では自然的な関係として、他方では社会的関係として—現れる」(マルクス=エンゲルス1998, 56-57)。

『要綱』の土台観は、DIの土台観と1859年の「序言」定式の土台観との連続性を証明しているが、この連続性の統一理解は、三次元的土台観によってのみ可能となる。

なお二宮著作の青柳著作批判は、「二つ」の「生産様式」による「二元論的な史的唯物論」という青柳著作には「見あたらない論点」の批判であって(二宮2006, 347)、無効である。「見あたらない論点」という表現は竹中氏に向けられた二宮著作による批判であるが(二宮2006, 343)、この批

判は二宮著作に対してもそのまま当てはまる。

Ⅲ 家族・ジェンダー問題認識

二宮著作第2章の「支配」=「二項対立」論と「差別」=「三極構造」論との概念的区別は差別問題を明確にするのに有効であるが、この概念的区別は図示されている(二宮2006, 91)。この図にもとづいて二宮著作の主旨を検証しよう〔図1参照〕。

図1. 資本主義社会での「支配」と「差別」の関係

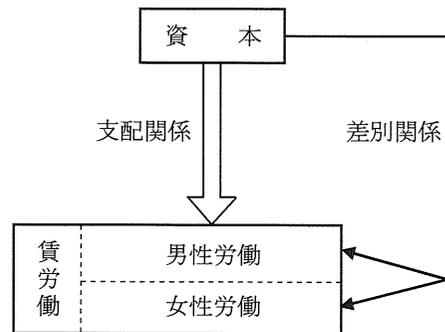


図1の土台観では、資本の労働に対する二項対立的支配関係における性=生殖的(属性的)中立論と、資本による労働市場の競争組織化手段としての三極構造的なジェンダー的(非属性的)差別論という形式論理的に矛盾する論理が、性中立的「支配」論と性「差別」論との主語(「資本」)の同一性によって混在したまま主張され、図示されている³⁾。

図1によれば、「片働き家族」化によってこの図式から女性労働が除外された場合のみ、「家長制」的な性「支配」・「差別」の存在が認められるが、女性がいかなる労働条件であれ、「共働き家族」化によってこの図式内部に出現し、賃労働を行った場合には、「資本主義社会」内部のジェンダー的「差別」と定義されており、この図式は性差別の概念的区分のためのリトマス試験紙的役割をはたしている。この図式は、『資本論』論理に準拠してはいるが、労働者の「二重の自由」論の一側面としての労働者の「人格的自由」の論理を唯一の「基礎的概念」的考察原理として採用し、それを労働者家族の「自由な時空間」論、家事労働と消費世界の「自立性」論、労働力再生産過程の上

部構造論として概念的に拡張して利用している(二宮2006, 69-121, 142-197, 256-271)。

図1の土台認識の基礎になっている労働論は、ポール・スミスの労働論であり(二宮2006, 257-259), その基礎はルービン価値論的労働論である(青柳2004, 319, 321, 330-336)。それは商品生産労働(賃労働) = 「抽象的労働」と、非商品生産労働(家事労働) = 「具体的労働」とを絶対的に区別しているが、この「論理=歴史」説的な労働概念は『資本論』の歴史貫通的な「労働の二重性格」とは異なった労働概念であり(見田1968, 56-93), この労働概念では「抽象的人間労働」を基礎とした必要労働と剰余労働との相互関係による『資本論』の経済史認識が捉えられなくなるだけでなく、賃労働と家事労働との関係を総合的に考察することを妨げる。家事労働を資本主義的土台としての「必要労働」から除外し、「自由時間」の問題として上部構造化する論拠は、『資本論』の労働概念ではなく、「論理=歴史」説的なスミス=ルービンの労働概念に他ならない(二宮2006, 256-271)。

二宮著作の家族・ジェンダー問題の分析全体を貫く根本的問題点は、『資本論』の本源的蓄積論で「ブルジョア的歴史家」の研究手法(マルクス1997b, 1220)として特徴づけられた労働者の歴史的な性格の一側面としての「人格的自由」の側面に考察が集中され、労働者の歴史的な性格の決定的側面としての生産手段からの「分離=自由」という問題の考察は、歴史的検討の対象外にされたことであり、その結果『資本論』の一句の拡張解釈を通じて資本主義社会の性=生殖的中立論が思弁的に導出されていることである。労働者階級の「再生産」条件を「資本家は……労働者の自己維持本能と生殖本能にゆだねる」という『資本論』の一句(マルクス1997b, 977)を考察の大前提として、「資本主義が何より労働力の商品化に第一次的利害関心を抱き、必要があれば国家の暴力装置を使って労働力商品を創出しようとするのにたいして、労働力の再生産過程については労働者自身の本能の世界にゆだねる傾向をもっている」という解釈が導かれ(二宮2006, 147, 151), 国家の暴力装置は労働力「商品」の創出に対して「必要とあれば」条件的に使用されるが、労働力の「再生産」のために恒常的に使用されることはないという仮定が導かれている。この思弁的な推論過程で

は、歴史的検討を経ないまま、『資本論』の一句の「資本家が「資本主義」に置き換えられ、著作全体の論旨では「資本主義」が土台としての「資本主義社会」(図1)すなわち資本主義的生産様式全体と同一化され、労働力再生産の諸契機は土台の構成要素から完全に除外されている。その結果生産手段から「分離」された労働者人口の階級的再生産がいかんして実現されるかという「資本の再生産のための恒常的条件」(マルクス1997b, 977)にのっての決定的問題の土台視点からの検討は完全に欠落することになった。

労働者の個別家族の人口再生産にかんしては、青柳著作の主旨を誤解した批判として、「夫による妻の生殖強制とは、そもそも家産・家督を家父長の子どもに相続する利害のもとで成立したものである。基本的に家産・家督を所有しない労働者家族には、この生殖強制の必然性は働かない」(二宮2006, 193)と指摘しているが、これは青柳著作と全く同主旨の正当な見解である(青柳2004, 192)。また個別的な資本賃労働関係内部では、「資本は労働力商品の生産・再生産過程には干渉できず、口出しできない」だけでなく、資本は「女性の身体性にとって資本の本性が敵対的なものとしてあらわれ……子どもを産まない・産めない女性を求める」(二宮2006, 263, 305)という正当な論理が主張されている。これらの論理のみを前提すると、必然的に次のような個別資本的法則性が導かれる。

生産手段の男系相続を基礎とした家父長制家族の場合、家父長による妻への生殖強制を通じた次世代再生産的必要労働すなわち未来の剰余労働実現条件は、現在の剰余労働負担の下でも両立的に負担され、家父長制を基礎とした前近代的階級社会は持続的再生産が可能になる。しかし生産手段を喪失した労働者家族の場合、次世代再生産的必要労働と剰余労働との両立的負担は実現せず、個別資本の剰余労働搾取は次世代再生産的必要労働成立の制約要因となる。したがって労働者家族は、発生したとしても、個別資本的搾取の結果、不断に消滅するという回帰運動が必然化することになる。この個別的資本賃労働関係の発生と消滅は、近世農村社会の階層分化における下層階級の発生と、その低出生率化による消滅という回帰運動の法則的出現という歴史的事態によって実証される(青柳2004, 192-195, 204-209, 213)⁴⁾。二宮著作における資本の性=生殖的中立論は、このよう

なb個別資本的法則性の反映である。この場合、資本主義経済は自立的生産様式として成立することはできない。

青柳著作では労働者の生産手段からの「分離=自由」の歴史的形成の問題を中心として、労働者家族の人口再生産がいかに実現されるかという問題の分析を軸に資本主義的生産様式の再生産条件を検討している。その土台観を図示しつつ、図1と比較検討しよう。

図1を参照しつつ、「支配」と「差別」の区別にもとづいて青柳著作の土台=生産様式観を、図示しよう〔図2参照〕。

図2. 資本主義的生産様式の所有差別と性差別

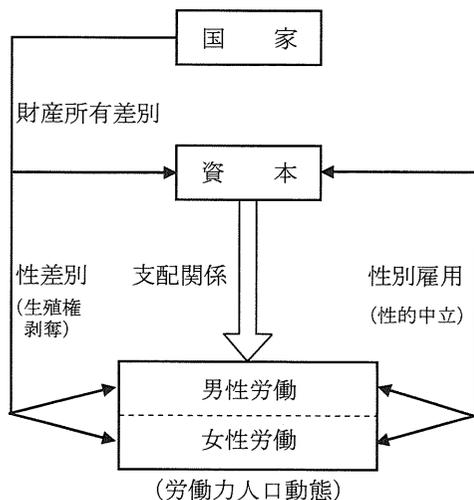


図2は、持続的人口増加を開始したイギリスの18世紀30年代以降から19世紀の妊娠中絶禁止法（死刑を含む刑法化）へと至る労働力再生産過程への国家的介入を歴史的に総括しつつ、資本主義的国家による女性生殖権の剥奪を、労働者の階級的再生産のための不可欠の構成要素として導入して、資本主義的生産様式の構造を図示している（青柳2004, 198-213, 242, 249-263）。これは二宮著作で、高く評価しているウッ드의理論を通じて提起され、今後の研究課題とされている「経済的な権力」としての「国家」論の導入である（ウッド2004, 29-54, 二宮2006, 59-60）。生産様式内部の三極構造の一極としての国家は、他の二極としての「資本」所有者とその非所有者としての労働者との財産所有差別という所有関係の三極構造的差別を維持しつつ、資本主義的労働力再生産体

制編成のため、女性の生殖権「reproductive rights」（生殖的自己身体管理権）の国家的剥奪を中心として、労働力再生産過程への多様な国家的介入を行い、それを通じて他の二極としての男性と女性に対する性=生殖的差別という三極構造的差別を維持している⁵⁾。この図には、国家による女性の生殖権剥奪を通じた女性の生殖的身体に対する国家の生殖強制としての「上級領有権」の発生、および妻にたいする夫の性・生殖的権利の発動（恒常的懐妊権能）を通じた妻の身体的能力にたいする夫の「下級領有権」の派生と妻の「半不自由労働者」化という性差別構造（青柳2004, 250-255, 259-260）が反映されている。この資本主義的生産強制体制の成立によって、次世代再生産的「必要労働」を含む資本主義的「必要労働」が成立し、それを基礎として資本主義は自立的生産様式として体制的に確立した（青柳2004, 240-245）。二宮著作では19世紀の工場法による「自由な時空間」確保によって労働者家族の育児家事労働が成立したとされているが（二宮2006, 187-192, 262-264, 360-361）、この論理は18世紀30年代以降の労働者人口の連続的増加という史実とは合致しない。なお図2の場合、図1と異なって、資本に支配される男性労働と女性労働には賃労働のみならず、育児家事労働も含まれている。

男性労働と女性労働の「資本」との関係は、資本蓄積による労働力需要動向と労働力人口動態という労働市場の動向を通じて、一方では性別被雇用動向が資本に影響を与えると同時に、他方では資本の労働力雇用が性別雇用動向に影響を与えるという相互作用がある。この点で資本自体は性差別にたいして両義的であり、そのかぎり「中立」という特徴がある。本稿のタイトルに即して言えば、個別資本的法則性としては「性=生殖的に中立」であるが、性=生殖的差別を編成する国家を内包する資本主義的生産様式は、本質的に「性=生殖的に中立」ではありえない。

青柳著作では、賃労働と家事労働を共通の抽象的人間労働として包括しつつ、『資本論』の労働力「価値」分割論と第2巻の社会的総資本の循環運動としての「資本の流過程」の理論を基礎にして、生産手段から「分離」した労働者家族の家事労働を、賃労働を補完する不可欠の労働として強制する市場構造について検討している。労働者の「人格的自由」と生産手段から「分離」した労働者家

族の総資本の循環運動への従属は、小経営的労働にもとづく小経営家族の経済的自立性と家族員の人格的従属とによる階級支配と対照される労働者家族の歴史的な階級的特質である。この視点からの労働者家族の分析こそが『資本論』全3巻における労働者生活の実態研究に沿う検討方法であり、二宮著作の自由時間的事業労働論とは異なった家事労働に対する総資本の間接的支配・強制関係(図2)の実態を捉える基本的方法である。

家事労働は、サービス労働形態をとったとしても、狭義の個人的消費のための物的状況設定としての財の移動・保管・整備(清掃, 洗濯, 食器洗い等)という「社会的物質代謝」としての生活的使用価値生産労働であるが、自家生産的労働として必要労働該当部分と剰余労働該当部分の自己取得が行われている点は小経営的労働と同様である。また家事労働と同種のサービス・消費財市場(外食産業, 洗濯・清掃業, 家事労働者派遣業, 私的保育業等を含む消費財市場)の生産価格は利潤部分および輸送・保管費や労働者交通費を含む相対的高価格水準となるが、低賃金収入ではその全てを購入補填することはできない。「半不自由労働者」として家事労働に拘束されている主婦は、サービス・消費財購入と支出節約的事業労働とのギリギリの選択を通じて賃労働収入を補完する生活的使用価値生産を行っているが、家事労働が社会的サービス・消費財生産より労働生産性が低いとしても社会的平均的労働として成立するのは、生産価格に対抗して剰余労働該当部分の自己取得が行われているからである。この場合家事労働は、賃労働の長時間・低賃金化を可能にし、それを補完する労働として、サービス・消費財市場の高生産価格と可変資本の転化形態としての低賃金収入水準との市場価格関係によって強制される社会的「必要労働」に転化しており、賃労働内部の「必要労働時間」とともに、労働者家族にとっての「必要労働時間」を構成している。したがって家事労働は賃労働の低賃金化と長時間化を社会的に保障するものとして、間接的な絶対的剰余価値生産労働として機能している。この関係は「工場法」等によって労働時間が部分的に短縮されたとしても、そのこと自体は賃労働を補完する家事労働を「必要労働時間」から除外する論拠にはならない。なぜなら賃労働と家事労働を夫婦の結合労働単位とした労働者家計における労働力販売とサービス・

消費財購入は、社会的総資本の貨幣資本・生産資本循環と商品資本・貨幣資本循環の内的契機であり、この資本循環は、家事労働を前提化することによって、賃労働の労働力価値生産と家事労働の自家使用価値生産とが相互補完関係を構成することを市場構造的に強制しているからである(青柳2004, 333-374)⁶⁾。

家事労働は、長らく手労働的労働手段によって行われてきたが、20世紀後半以降の先進資本主義社会では家事的労働手段の機械システム化(電力供給, 上下水道設備, ガス供給, 洗濯機・掃除機・冷蔵庫・テレビ・空調等の家電製品普及, 個人的移動・輸送用具としての自家用車の普及等)を通じた家事労働生産性上昇による労働時間短縮が進行し、女性が従来の家事労働時間を部分的に賃労働へ転換することが可能になった。この場合も、賃労働収入によって購入可能なサービス・消費財とその時間に同種の家事労働で自家生産する使用価値との機会費用的な家計計算は日常不断に行われている。この変化によって、夫婦カップル単位の総労働量の労働配分のうち家事労働部分が減少し、賃労働部分全体が増加し、その結果資本にとっては労働力「価値」部分の相対的減少による相対的剰余価値生産としてあらわれる。これは家事労働形態としての必要労働時間の短縮の結果であり、家事労働による間接的な相対的剰余価値生産の結果である(青柳2004, 374-376, 431-452, 469-483)。

抽象的人間労働としての家事労働に対する総資本の間接的支配を通じた間接的な絶対的・相対的剰余価値生産の理論は、女性のM字就業による家事労働と賃労働のライフサイクル的循環運動を理論的に捉えるとともに、家事労働と賃労働の変換を伴う女性労働市場の歴史的変化を労働力人口動向によって動的に捉える基礎理論となる。

青柳著作では、20世紀の先進資本主義諸国における女性労働市場の歴史的発展過程とその形態が、労働力人口動向と関連して検討されている。欧米先進資本主義では、労働力人口の歴史的動向と結びついて、20世紀前半期の女性労働の「へ」の字就業(未婚期就業と既婚女性の専業主婦化)、20世紀50, 60年代の若年労働力減少期と結びついた女性労働のM字就業(未婚期就業, 出産・育児期専業主婦化, 子どもの就学期の兼業主婦化)、20世紀70年代以降の総労働力人口増加率の低下期と結び

ついた女性労働の逆U字就業化（女性の恒常的就業化）という歴史的発展過程があったが、若年労働力減少とM字就業期のなかった南欧を中心とする他のヨーロッパ諸国では、20世紀の80年代後半以降の総労働力人口増加率の低下と結びついて、「へ」の字就業から逆U字就業への飛躍的転換が進行している。日本のみは20世紀後半から現在に至るまで、M字就業が形を変えつつ存続しているが、これは日本の若年労働力動向の特殊性としての70年代の一時的減少後の80～90年代の再増加と結びついている。この女性のM字就業は、2005～2015年の総労働力人口減少と若年労働力減少との同時出現期に解消され、逆U字就業（脱M字化：女性の恒常的就業化）への転換をもたらすと予測されている（青柳2004, 297-304, 503-506）。この脱M字動向予測は、テンポがやや遅れているとはいえ、基本的に的中しつつある⁷⁾。

ここで女性のM字就業構造を前提として、青柳著作で展開されていなかった論点を補足しよう。バックラッシュ派のイデオログ林道義氏は女性のM字就業を積極的に肯定しているが（二宮2006, 50-51）、新自由主義派の代表的経済学者八代尚宏氏（二宮2006, 38-43）も自己の著作の中で日本のM字就業を2050年まで長期存続すると予測した上で（八代1999, 45, 青柳2004, 311）、福祉「商品」化政策論を展開しており、M字就業の消極的肯定という立場に立っている。両者は現状のM字就業維持の点で完全に一致している。したがって両派は現代日本の女性のM字就業という労働市場と家事労働との結合した経済構造の土台から生じた二つの政治的傾向にすぎない。このことは、現代日本の新自由主義・バックラッシュ派連合とエクィティ派とのジェンダー平等をめぐる対抗軸は、二宮著作のような「片働き」か、「共働き」かではなく、M字就業維持か、脱M字化（恒常的就業化）かをめぐる対立であること、この対立は「近い将来」の問題（二宮2006, 131）ではなく、まさに現在の問題であること、現在の脱M字化は主として労働力人口の停滞化または減少という経済的土台の変化に規定されて進行していることを示している。

青柳著作では、低出生率化の持続的結果としての若年労働減少と女性労働市場の脱M字化（逆U字化）による家族的育児の制約化、および人口構成の高齢化の結果、新たな社会的福祉需要の増大

に対応した資本主義の二つの類型として福祉「商品化」による「自由主義的」類型（アングロ・サクソン型）と福祉「脱商品化」による「社会民主主義的」類型（北欧型）との相違が発生しているが、それを規定している要因は、主として労働力供給要因としての安価なグローバル労働力またはエスニック労働力の利用度の相違すなわち前者の高利用度と後者の低利用度との相違であると捉え、その実証を行っている。安価なグローバル労働力供給の歴史的條件の喪失が21世紀の時代に予測されるとすれば、社会民主主義的福祉資本主義は未来を代表する福祉形態であり、ポスト資本主義への抵抗の少ない移行形態であると捉えられる（青柳2004, 279-283, 496-506）。

1970年代以降の先進資本主義諸国に出現した人口縮小傾向を内在した低出生率化すなわち婚姻出生率低下と晩婚・非婚化は、生殖権剥奪体制の弱体化による女性の生殖強制からの相対的離脱とそれによる次世代再生産的必要労働と剰余労働との二律背反化という個別資本的法則性の出現と考えられるが、これは資本主義の世界史的終末時代としての21世紀の時代の歴史的性質である（青柳2004, 193-195, 204-213, 235-249, 305-308, 483-495）。ここで、青柳著作で展開されていなかった論点を補足すれば、1970～1980年代の先進諸国における同時代的低出生率化は、家事労働の同時代的機械システム化による家事労働短縮化の過程と結びついていること、現在ではこの過程と結びついて世界人口の43%、約28億人を擁する諸国の合計特殊出生率は人口再生産基準以下に低下しており、「第2の人口転換」と呼ばれていることである（河野2007, 110）。これは未来の剰余労働実現条件としての次世代再生産的必要労働と現在の剰余労働負担との二律背反化状況のグローバルな進展とそれによる資本主義の終末への歩みが加速化していることを意味している。

二宮著作は、青柳著作の以上のような労働力再生産への国家的介入の歴史的形態にかんする史実の実証や女性労働市場の歴史的発展にかんする史実の実証に対する実証的次元での批判を全く行わないまま、その主張を「夫」による妻の生殖権剥奪による家父長制論と「断定」し、また女性のM字就業分析を「片働き家族」論と「断定」した上で、批判していることなど（二宮2006, 182, 183, 193-194, 197）、多くの「見あたらない論点」の

批判を行っているが⁸⁾、これらの批判は「論争の作法」(二宮2006, 343, 347-348)を逸脱しており、全て無効である。青柳著作に対する的確な実証的批判の欠如の結果、二宮論文と二宮著作に対する批判としての青柳著作の実証的有効性は否定されずにそのまま維持されていると言ってよい。

Ⅳ ジェンダー論争の発展のために

二宮著作は、家父長制と資本主義との二元論に立つフェミニズム理論が、資本主義の本質的特質から見て成立根拠を欠如していることを個別資本的規則性にもとづいて論証しており、その批判は有効である。しかし家父長制説に立たず、資本主義的性差別論を展開し、現代日本の女性M字就業を内在する性差別的労働市場を中心的に検討している統一論的フェミニズム理論、特に森田著作と青柳著作を「片働き家族」論や「家父長制」論と断定しての批判は、「見あたらない論点」の批判であって、無効である。論争の有効化のためには、少なくとも青柳著作批判の論拠の明確化は不可欠である。

青柳著作は、二宮論文(二宮1999)に対し「少なくとも」(『ドイツ・イデオロギー』の「マルクスのものでない」と指摘したが、ここではそれに加えて、二宮著作の「史的唯物論」は、性=生殖的契機を「生産」概念に包摂し、資本主義的人口増加を前提しつつ、「人口」研究を組み入れた「経済学批判」(マルクス=エンゲルス1964, 635)体系を構想した「マルクスのものではない」と指摘しなければならない⁹⁾。青柳著作による二宮氏の生産様式論にかんする挙証責任要請としての「貸し」は返されてはいない。論争の発展のためには、典拠指示を明確化したマルクスとエンゲルスの思想史的立証が不可欠である。

二宮著作の形式論理的矛盾は、労働者の「人格的自由」論には収まらない性差別に対する生きた現実認識が導入された結果であり、労働者の生産手段からの「分離=自由」にかかわる領域から派生した性差別実態が反映されている。この形式論理的矛盾は、論理整合化の努力を行うかぎり、現実的矛盾を反映する総合的認識への弁証法的な発展をもたらす契機となるはずである。論理整合化

の糸口はすでに二宮著作の中で与えられている。ウッドが提起している「経済的な権力」としての国家論は、論理整合化を通じて総合的認識に至る鍵となろう。二宮著作の形式論理的矛盾の解消は論争の発展に不可欠である。

二宮著作は青柳著作を含めたフェミニズム諸理論を、広範なジェンダー論争の舞台すなわち論争的アリーナに引き出した点できわめて重要な社会的意義を持つ文献である。二宮著作によって批判されているフェミニズム理論の諸論者は、反批判を行って論争に参加することが、期待されている。それと同時に、二宮氏には、批判にこたえて、二宮著作の改定版を出版されることを強く期待したい。これは多産な著述能力に恵まれた筆者に対してはけっして過大な期待ではないであろう。また「性=生殖的に中立」な資本主義的生産様式観を擁護する立場の他の論者も、青柳著作を含むフェミニズム文献の批判に参加し、それによって、ジェンダー論争のアリーナを豊富化することも期待したい。なぜならそのような論争参加と論争の豊富化によって、二宮著作によって開設されたジェンダー論争のアリーナが絶えることなく発展することは、ジェンダー関係の根本的転換が予想される21世紀の歴史を展望する新しい経済学の創造と発展にとって不可欠の課題であるからである。

注

- 1) 二宮著作全体の詳細な検討は青柳2008を参照されたい。
- 2) 引用頁は初出部分。「生産関係」概念は、性=生殖行為に対する新たな見解の形成によってではなく、ブルードンの「経済学の形而上学」に対する批判的考察の発展を通じて形成されたと考えられる(マルクス1960, 128-149参照)。
- 3) このような形式論理的矛盾は、二宮氏にも自覚されているが(二宮2006, 99)、現実の矛盾を反映するものだとし、繰り返し強調されている。しかし少なくとも『資本論』論理は論理整合性を前提しており、形式論理的矛盾とは無縁である(見田1968, 73-81)。このような論理的に破綻した形式論理的矛盾命題は評者には理解不能である。
- 4) これは青柳1994と青柳1996の近世ロシアの階層分化研究と、近世イギリス・西欧および江戸期日本の人口史的階層分化研究との比較研究にもとづく結論である。
- 5) 「生殖権reproductive rights」については総理府男女共同参画室1996参照(青柳2004, 4, 9)。なお生殖

的自己身体管理（葉草利用中絶等）は奴隷制下の女性奴隷ですら行っていたが、この種の行為は近代国家によって禁止された（シービンガー2007, 8-13, 144-154, 172-198, 244-251, 308-314, 青柳2004, 190, 250-251）。図2は、青柳著作の性=生殖史研究の総括図であるが、マルクスの資本主義における人口増加論を考慮すると同時に、「経済学批判」プランの中で「国家」の項に「人口」研究を包括していることも考慮している（マルクス=エンゲルス1964, 635, マルクス1997b, 463, 1198, 1202, 青柳2004, 163, 278, 524）。

- 6) 二宮著作では、工場法の成立を論拠に「自由時間」的家事労働論が展開されている（二宮2006, 149-151, 188-192, 262-264）。しかしこの論理は、剰余価値の個人的消費の場合のように、必要なサービス・消費財の全ての生産価格を購入補填しうる高額収入を保障された家族が、余暇活動的家事労働を行うような場合のみに適合する。二宮著作の「自由時間」的家事労働論は、『資本論』第2巻視点（マルクス, 1997c, 46-239）にもとづく労働者家族の家事労働の市場的強制構造の分析が欠落している。ただし家事労働の必要労働時間化は二宮著作が誤解しているように労働者家族の自由時間の喪失を意味するものではない（二宮2006, 203, 275, 青柳2004, 460-465, 485）。
- 7) 2002年から2007年にかけて、女性の25-29歳と30-34歳の年齢階級の労働力率は次のように変化した。（25-29歳）71.8→75.3%, (30-34歳) 60.3→64.0%（『労働力調査年報』）。なお大量の移民流入があったオーストラリアは現在もM字就業が持続している。
- 8) 二宮著作では、青柳著作に存在しない主張と解釈（「賃労働者家族は……片働き化に進む方向に向かう」、搾取関係を解明しようとして「資本論的アプローチ」と「家父長制的アプローチ」との統一に「心を砕いている」、「青柳説では……女性パートタイマー等の進歩的役割を評価できないのではないか」等）が行われている（二宮2006, 184, 185, 195）。
- 9) 「マルクスのものではない」というような純思想的批判は史的唯物論的批判としてはあまり好ましくはないが、論争の経緯からして、二宮著作（二宮2006, 293）でも使われているこの表現を使うことにする。

引用文献

- 青柳和身1994『ロシア農業発達史研究』御茶の水書房
 ——1996「19世紀初頭ブツコエ領農民世帯の変動構造」経済史研究会編『欧米資本主義の史的展開』思文閣出版所収
 ——2004『フェミニズムと経済学』御茶の水書房

- 2008「資本主義的生産様式は性=生殖的に中立か—二宮厚美『ジェンダー平等の経済学』の史的検討」(1)~(2)『岐阜経済大学論集』第42巻第1~2号（掲載予定）
 ウッド, エレン・メイクミンズ2004『資本の帝国』紀伊國屋書店
 河野桐果2007『人口学への招待』中央公論新社
 シービンガー, ロンダ2007『植物と帝国—抹殺された中絶薬とジェンダー』工作舎
 総理府男女共同参画室1996『第4回世界女性会議及び関連事業報告書』
 中川スミ2007「資本は性に中立（ニュートラル）か—二宮厚美著『ジェンダー平等の経済学』（新日本出版社）を読んで—」『経済科学通信』No.113
 二宮厚美1999「ジェンダー視点の社会政策と資本主義の解剖」佛教大学総合研究所編『ジェンダーで社会政策をひらく』ミネルヴァ書房
 ——2006『ジェンダー平等の経済学』新日本出版社
 ハートマン, ハイジ1991「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚」, L. サージェント編『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』勁草書房所収
 原伸子2007「書評『ジェンダー平等の経済学』」『経済理論』第44巻第3号
 マルクス1997a『資本論草稿集』②, 大月書店
 ——1997b『資本論』第1巻, 新日本出版社
 ——1997c『資本論』第2巻, 新日本出版社
 マルクス=エンゲルス1960『マルクス=エンゲルス全集』第4巻, 大月書店
 ——1964『マルクス=エンゲルス全集』第13巻, 大月書店
 ——1971『マルクス=エンゲルス全集』第21巻, 大月書店
 ——1998『草稿完全復元版 ドイツ・イデオロギー』新日本出版社
 見田石介1968『資本論の方法』弘文堂新社
 森田成也1997『資本主義と性差別』青木書店
 八代尚宏1999『少子・高齢化の経済学』東洋経済新報社

（あおやぎ かずみ 所員 岐阜経済大学）

坂本悠一/木村健二

『近代植民地都市 釜山』

桜井書店 2007年3月 本体価格3800円



本書は、坂本悠一を代表とする九州国際大学社会文化研究所の共同研究「近代日朝間における人の移動—福岡県・関門地域と慶尚南道釜山地域を中心に」の成果として、公刊されたものである。韓国、日本の釜山に関連した資料を調査・収集し、日本の研究と韓国の研究にも充分目配りした実証研究となっている。本書のタイトルは、ややとっつきにくいものであるが、最後まで読むとなかなか面白い読み物である。

経済史や歴史学の学術的研究が、歴史小説と異なるのは、一定の学説や言説を念頭において、その上で、論旨に直接影響を与えない事実や事件を叙述する場合でも、その細部にわたっても事実を探求し、積み上げるといえば、徒労に近い作業も要求されることである。安易なタームを創造して、そうした厳密な経済史・歴史学研究を軽視する風潮も近年では見受けられるが、評者はそうした風潮に組みたくない。本書は、そういう観点からみると、まさに厳密な王道を行く研究書である。本書の脚注をみれば、著者らがいかに、丁寧に事実を確定し、地道な作業で本書を、作り上げてきたのかを理解することができる。

本書（とりわけ坂本は）は、植民地近代化論を念頭において、各章にその批判的実証的研究を展開している。釜山は、日本から京城までの交通体系の結節点にあたり、日本にもっとも近い都市として貿易、雑貨などの中小商工業者を中心に、それに引っ張られる形で発展していった。この釜山の植民地都市としての発展に本書は焦点をあてている。

第1章（木村執筆）では、1876年日鮮修好条規から1945年までの釜山における商工会議所の活動を分析し、釜山の中小商工業者の経済活動の実態を明らかにしようとしたものである。釜山の経済は、当初日本から進出する商業活動を主とする営業者によって主導され、朝鮮人は遅れて、釜山における経済活動に参加してゆくことになる。朝鮮人の経済活動も盛んになったが、1916年には朝鮮人商業会議所は日本側の商業会議所に吸収されて一体した運営となってゆく。当初、商業・貿易都市としての側面が強かったが、しだいに工業・水産都市としての傾向を強めていく。日本人は強力な国家権力に守られた

存在として釜山という都市において存在していたに過ぎない。木村は、釜山は植民地的「近代」都市として規定しているが、「」のつく意味については意味合いが不明であり、こうしたやや不明確な規定はきちんとした説明が必要ではないか。なぜ、植民地的近代都市としてはいけないのであろうか。

第2章（坂本執筆）は、朝鮮植民地独特の都市＝「府」の「府政」を概説し、1920年代後半釜山府政を検討したものである。釜山は朝鮮の「府」の中で、京城をもしのぎ、もっとも日本人比率が高い（表2-1）都市であるにもかかわらず府協議会の朝鮮人比率は非常に低く（表2-2）、「内地人中心の「自治」」（56頁）が敷かれていた。そこで発行されていた広報誌「釜山」を検討しているのが、本章の特徴である。釜山府の広報誌『釜山』は、1926年7月創刊から30年3月の間、雑誌形態で発行され、平均すると200部程度が配布された。面白い指摘は、日本の内地で始められた「ラヂオ体操」が植民地都市釜山で先立って実施されたという事実の紹介である。しかし、残念なことは、本格的な「府」の財政分析がなされていないことである。また、実際にどの程度利用できるかどうかは、不明であるが、資料2-4の解題では、職業紹介所の諸統計が掲載されているとのことであり、これらの利用もできたら、もう少し釜山の過剰人口の実態にせまることができたのではないかと推測される。

第3章（木村執筆）は、関釜連絡船について、輸送上にしめる位置を検討している。関釜連絡船は、旅客輸送を中心とし、旅客の90%が下関—釜山の間の移動であった。朝鮮人の場合は農業の繁閑に対応して冬場は日本への渡航が多く、夏場は帰郷者が多かった。日本人の場合は就職・進学および正月休暇、夏休みを利用した観光・修学旅行に対応していた。貨物では関釜連絡船貨物輸送比率は30年代10%、日中戦争が始まると15%以上に増加した。釜山経由で輸移入では朝鮮満州向け貨物が多く、日本向けでは下関以東がおおくなっていた。下関、釜山ともに、通過港としての性格が強かった。関釜間の航路ばかりでなく、補助航路として関麗、関博などの航路も開発されて、関釜航路を補完する役割をになった。

第4章（坂本執筆）は、朝鮮縦貫鉄道の軍事輸送とい

う問題に焦点をあてて、日韓両国の輸送の結節点となった釜山の歴史上の位置づけを検討している。軍事輸送の制度的側面に焦点をあて、他方ではシベリア出兵、満州事変において軍事輸送が実際にどのようにおこなわれたのかを実証的に検討している。日清戦争では、京釜鉄道が開通していないため、行軍車馬に依存した。日露戦争では、京釜鉄道の速成命令を発したが、部分開業にとどまった。ただし、兵站輸送経路の地図を検討して京義鉄道は北部戦線への軍事輸送に使用されていたと著者は推定している。1904年1月鉄道軍事供用令によって私設鉄道の軍事輸送の利用根拠をあたえ、その後1920年「大正10年度満鉄会社線戦時輸送規定」で満鉄による朝鮮鉄道委託経営時代（1917年8月—25年3月）の規定が整えられたとする。朝鮮縦貫ルート（兵員）と大連ルート（軍需品）が設定され、長春を兵站集積地とするルートができていた。釜山を起点に鳴鶴江鉄橋開通によって朝鮮を縦貫し満鉄との連絡が可能となったルートが1911年に完成したことによって満州進出のルートが完成した。1925年には朝鮮鉄道の満鉄委託解除にともなって新規定が設定され、満州事変の勃発する直前の30年9月、31年8月にも規定が改定された。シベリア出兵（1918～22年）は、この軍事輸送ルートが実際に規定にのっとって実施された最初の動員であった。シベリア出兵は、直接ウラジオストックへ上陸するルート、朝鮮縦貫満州経由ルート、大連ルートの3つが利用された。とりわけ、前2者が主経路となって、満鉄管理下の朝鮮・満州ルートの結節点となった釜山もまた緊急の軍事輸送の兵站拠点となった。満州事変においても釜山は同様の役割をになった。著者は「植民地朝鮮における鉄道の役割は多様な側面をもっていたが、この軍事的役割は平時・戦時を問わず終始一貫したものであり、あれこれの政治的・経済的条件による「植民地近代化」によって左右されることない生得的・本質的性格であった」（187頁）と結論づけている。

朝鮮鉄道の軍事的意義を明らかにした労作であり、日露戦争における軍事輸送の実態、軍事輸送規定の分析など新事実が明らかにされ、添付された資料も興味深い。しかし、あくまで、戦時における朝鮮鉄道動員のための規定であり、戦時には鉄道を軍事的輸送に優先して動員するというものであり、平時には、その規定は適用され

ないのである。軍事的役割が本質的であると言い切れるのか。

第5章（木村執筆）は、『釜山商工会議所月報』に掲載された、釜山商工会議所が1936年から1943年まで、おこなっていた各地からの取引照会業務＝買入、売込の情報を統計的に整理して検討したものである。日本内地からの買入照会件数の増加傾向や消費財以外の生産財に関連した物資の増加など、日中戦争下での朝鮮経済の発展をみることができる。釜山への売込では、大阪経済との関連の深さ、日本内地から朝鮮市場への消費財を中心にした売込がかなりの割合をしめており、日本にとって朝鮮市場への期待の大きさを示すものとなっている。困難な課題に対して、資料をたくみに利用して、植民地経済活動の実態を間接的に明らかにし、資料に精通した木村ならではの分析となっている。

日本と朝鮮植民地間のヒト・モノの移動の結節点となった釜山という植民地都市に焦点をあてて、中小商工業者の活動、輸送、貿易の実態に迫ろうとする地道な実証研究であり、植民地近代化論に対する批判を念頭において各章が組み立てられている。評者は、著者らの地道な努力に敬意を表するものであるが、釜山の工業・水産都市としての発展へのべながら、釜山の全体的な産業構造の展開が明らかにされていない点、輸送を分析した第3章と第4章の相互の関連についての言及がない点、農業、水産業の展開が明らかにされていない点、日本人口の割合が多く、府協議会においても朝鮮人割合が他都市と比較しても著しく低く朝鮮の中でも特異な位置を占めていた点（朝鮮における最も植民地的都市としての掘り下げ）、など社会経済史分野に限ってももう少しバランスのとれた叙述であれば、一層説得的な内容になったのではないかと思われた。また、雑誌『釜山』のすべての目次などは資料的意味があるとはいえ、厳しい出版状況の中、限られたスペースを有効につかって、上記に指摘した点などに、とってかえて言及したほうがよかったのではないかと思われた。今後、本書では著者らが遺り残した課題としている過剰人口の問題などに分析を広げた研究が展開されると思われる。今後の研究が大いに期待される。

（長島 修 所友 立命館大学）

書評

二宮厚美著

『格差社会の克服—さらば新自由主義—』

山吹書店 2007年8月 本体価格2400円



I 本書の概要

本書の構成は、「はじめに—本書のねらい」で示されている。まず、第一・二章で、格差社会の分析視点と構造的把握の結果について取り上げる。そして、分析視点として、①格差社会は階級的格差と階層的格差の二重構造によって把握すべきこと、②格差社会の問題点は格差と貧困の二面、不平等と不自由の二面の統一から把握されなければならないこと、③格差社会化の背景・原因は新自由主義的構造改革を正面にすえて捉えられるべきことが挙げられる。

次に、格差社会論議の流れを第一：格差社会促進派、第二：格差社会反対派、第三：促進・反対の中間派の三つに大別した上で、本書は第二の反対派の立場に立って、第一の促進派を分析・検討し（第三章）、第三の中間派を批判的にレビューする（第四・五章）。

こうして、章別編成は以下ようになる。

- 第1章 格差社会を抉り出す視点と指針
- 第2章 現代日本の複合的・連動的な格差社会の構造
- 第3章 格差社会化の背景と格差容認のイデオロギー
- 第4章 羊頭狗肉のキャッチコピー「希望格差社会」論批判
- 第5章 現代日本の格差社会論の諸潮流

以下、概要を紹介する。

第一章では、A・センとK・マルクスの平等論を取り上げて、格差・不平等にはまず比較のための理論的基準が必要であることと、比較・格差評価は、男女賃金差別に例を取ると男(A)と女(B)とに企業(C)が格差を持ち込むというように、一般に三極構造をとって成立することを指摘する。次に、座標軸のように、何と何を比較するのか(例えば男女の性別)という縦軸と、比較のための基準(例えば所得)という横軸を明確にすることを主張する。

そして、格差社会を上下二極に分裂した社会像としてイメージした場合に、社会を大きな集団に分類する基準として、社会科学はこれまで「階級」と「階層」という

二つの概念を用いてきたことを取り上げる。その際、「階級」は上位概念であり、「階層」は下位概念であることを強調する。「階級」は優位に立つ集団概念であり、「階層」は「階級」に規定され、特定の「階級」内部において、また「階級」相互の間でグループ化できる社会集団をさす。したがって、階級的格差と階層的格差の厳密な区別が必要であるが、流行の格差社会論では圧倒的多数がこの区別を行わずに格差一般を論じるとどまっていると指摘する。

資本主義社会ではこの区別がどうなっているか。まず、資本主義社会は等価交換を原則として、形式上は自由・平等の市場原理に立脚している。しかし実際には、この市場原理を基礎としつつも、その上に立つ資本原理、つまり利潤第一の営利主義を駆動力として発展する。近代資本主義は労働力商品の売買をつうじて賃労働を支配・搾取する資本主義的労資関係を成立させ、そのことによって自由・平等とは正反対の不自由・不平等を賃労働者側に呼び起こす。

こうした階級的労資関係が発展・深化するところでは、第一に、労働者階級には生存・勤労・教育・居住・言論等の自由は実質上与えられない。第二に、労働者階級内部の分断・競争・差別を必然的に随伴する。その理由は、少数者による多数者支配が「分断して支配する」を大原則とするためである。以上のように、まず、資本原理にもとづく労資間の階級的格差関係が発展し、次に、市場原理にもとづく労働者内部の階層的格差関係が拡大する。つまり、資本主義が呼び起こす格差社会化とは、このような「階級的格差プラス階層的格差」の二重構造を持ったものである、と結論づける。

次に、各種の格差の連鎖関係を見る。まず、労働者の所得格差の拡大は雇用動向を反映しており、「雇用格差→所得格差」という格差の連鎖が生まれる。さらに、所得格差はそのストック(貯蓄資産)とフロー(消費支出)の格差に波及し、「雇用格差→所得格差→消費・資産格差」の複合的・連鎖的な格差の拡大が進行する。それだけでなく、これらの経済的格差は人々の精神的・肉体的諸能力に投影して、広義の能力格差を引き起こす。この典型が健康格差と教育格差である。この格差ドミノ現

象は、「経済的格差→能力格差」として要約されるが、これらの各種格差は「人格的自由の格差」に帰結する。ここでいう「人格的自由の格差」とは、人間の能動的な行動の自由を意味する「積極的自由」のことであり、それを保障するのが生存権や教育権、労働権に代表される現代的な社会権である。そしてここから、「人格的自由」の制限・欠乏とは貧困にほかならないこととなる。

最後に、格差社会化が、近代社会の証である自由・平等の理念とは正反対の不自由（貧困）と不平等（格差）を同時にもたらすことから、その克服のためには、自由と平等のバランスの調整ではなく、自由・平等の統一的な実現・保障こそが必要であると提起する。

第二章では、各種の格差の実態と連鎖的構造を取り上げる。ただし、ここでは、重要な論点を二つだけ紹介する。第一に、格差社会化の出発点にある雇用格差において、正規雇用と非正規雇用を上下二極化の側面からのみではなく、「労働の商品化＝請負労働化」という同一線上における左右分極化の側面からとらえる。このことによって、正規雇用を「勝ち組」、非正規雇用を「負け組」と見なすのではなく、実は両者はともに「負け組」であり、「勝ち組」とは資本＝企業であることが明らかになる。

第二に、J・ロールズの平等＝福祉論と対比してA・センの理論を取り上げる。ロールズは、現代的な正義論として、人間が人間らしく生きるために最低限必要な所得、食料・住居・医療・教育等の「社会的基本財」を社会構成員に平等に保障することを主張する。このように、ロールズが「人間と財貨の関係」において「財貨」の側に目をすえてその平等な分配を主張したのに対して、センは「人間」の側に視座をおき、「潜在能力（capability）」発揮の平等保障を主張する。センによれば、貧困とは「潜在能力が欠如した状態」、「福祉水準が低いということではなく、経済的手段が不足しているために福祉を追求する能力がない」ということになる。また、センは「潜在能力」を「資源や基本財を自由へと変換する能力」であるとも解説する。そこで、著者（二宮）は、Capabilityの訳語を「顕在化力」としたほうが正確であるとしたうえで、それが実質的自由としての「積極的自由」に等しいものであり、さらに、能力概念というよりは、むしろ人格概念であることから、「人格的自由」というほうが適切であると結論づける。

第三章では、格差社会の根源としての新自由主義レジームについて、「新自由主義」の「新」とは反福祉国家のことであり、「自由主義」とは市場原理の自由放任であるとの分析から始まる。そして、格差社会化の背景は、「グローバル化のなかの大企業体制の多国籍企業化」であり、そこから各種の公的規制の緩和・撤廃と所得再分配構造の上から下への垂直型から国民相互間の水平型への転換

が行われたことを指摘する。

続いて、賃金総額の原因が一定額に決まっているということを利用して、労働者内部で誰かが得をしているから、他の誰かが損をするというのが格差拡大だと説く「賃金基金説」を始めとし、「高齢化犯人説」、「不況犯人説」、「構造転換犯人説」などのさまざまな格差弁護論を検討する。

第四章は、山田昌弘の「希望格差社会」論を一種の偽装コピーであると批判する。山田説は、「格差社会」という客観的・構造的な問題から、「希望格差」という主観的・心理的問題にすりかえ、次にそれを「意欲格差」にすりかえる。そしてその対応策は、やる気の再建であり、そのためには、若者の過剰な期待・希望を冷やして、「分別のある希望＝意欲」を引き出すトランポリン型の心理的セーフティネットが必要という結論になってしまう問題がある。

第五章は、佐藤俊樹の格差固定化に絞った「不平等社会日本」説、橋本俊詔の「いきすぎた格差社会論」と「格差固定化は正論」との二面を合体した折衷的格差社会論、情報資本主義化を背景にした能力主義的格差容認論、橋本健二の「新中間階級による労働者階級の搾取拡大説」を批判する。

II 本書の特徴と若干のコメント

1. 本書は全五章のうち、後半の三章が各種の格差社会論の批判に当てられている。つまり、本書は「格差社会の克服」であると同時に、「格差社会論の克服」すなわちイデオロギー批判の書でもある。最初に格差社会の定義を明確にしたうえで、格差社会全体の見取り図とともに、各種の格差社会論の見取り図も提供しようとしている。そこではさまざまな格差社会論の真贋が問われ、それらの論理の誤りや弱さが、「二宮ブシ」ともいべき独特の筆致によって快刀乱麻のごとく整理されている。本文だけではなく注も含めると、登場する人物は多数である。主に第三章で、竹中平蔵を筆頭にして、八代尚宏、田中直毅、大田弘子、片山虎之助、岩井克人、高山憲之、堺屋太一、大竹文雄、金美齡、日垣隆、小島典明、原田泰、田原総一郎、宮崎哲弥、中川秀直などの言説が取り上げられる。人名索引がないのが残念至極である。
2. 格差社会の問題点として、格差と貧困が一体となっていることの指摘は重要である。現実にも、「格差社会」論は「貧困社会」論へと焦点が深化してきている。また、「貧困」が「不自由」を意味するとともに、その克服のためには自由と平等を統一的にとらえる必要があるというのは新鮮な問題提起であり、今後いっそうの展開を望みたい。
3. 貯蓄ゼロの世帯が23.8%という数値は、金融広報中

央委員会の世論調査によるものであり、その実数は標本世帯数10,080、回収世帯数3,261のうちの776にすぎない。厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004年、標本数150,000)

による9.4%を使用すべきである。

(福島利夫 所員 専修大学)

書評

碓井敏正・大西広編

『格差社会から成熟社会へ』

大月書店 2007年9月 2500円



大月書店

本書は、2001年公開の『ポスト戦後体制への政治経済学』(大月書店)と同じ編者グループによって編まれた共同研究の成果である。前者は、日本の資本主義の後進性に由来する矛盾を分析し、ポスト戦後体制への転換を大胆に論じたものであり、評者も大いに理論的刺激を受けたことを鮮明に記憶している。本書は、前者の統編的性格をもつが、前者の段階とは異なる新たな矛盾が日本社会に生まれているという問題意識にもとづき、前者の主張をさらに深く掘り下げようとしているものと思われる。本書の構成と執筆者は次の通りである。

- 第1章 成熟社会への戦略—格差社会を超えて(碓井敏正)
- 第2章 成熟社会における市民政治(高橋 肇)
- 第3章 成熟社会の歴史的位置—「格差社会」の問題とかわって(大西 広)
- 第4章 成熟社会における社会福祉システムの課題(神谷章生)
- 第5章 成熟社会における地方自治—財政緊縮下の改革型談合の効果(神谷章生)
- 第6章 成熟社会における企業—市場と株式制度がもたらす社会主義(大西 広)
- 第7章 成熟社会における労働組合(浅見和彦)
- 第8章 成熟社会におけるマクロ経済学(松尾 匡)

本稿では紙幅が限られているので、各章の論評をせず、本書全体を貫く主張(とくに問題提起)について論じてみたい。本書の次のような主張は、章ごとにニュアンスの差はあるものの、執筆者間でほぼ共有されているものと考えられる。

第1は、将来の社会は、体制転換によるのではなく、資本主義が「成熟社会」へと進化していくことによって達せられるという主張である。「成熟社会」は「ゼロ成長

社会」であると定義されている。キーワードとなる「成熟」とはある主体が同一性を維持したままで進化していくこととされ、現在の日本が生産力の段階としては成熟段階にあるという認識に立って、体制転換によってではなく、資本主義の成熟のかたに、新たな社会像をイメージしようとしている。

第2は、第1と関連するが、資本主義の展開過程のなかに新たな社会(社会主義)の要素を見出し、資本主義のシステム(市場、企業)を積極的に位置づけていこうという主張である。市場については、国家、市民社会と並ぶ三元論的位置づけではなく、市民社会の基盤をなすものとして国家、市民社会の二元論の中に組み込むことで、その役割を高く評価し、企業(株式会社)については、株主や労働者だけでなく、情報公開による社会全般の監視を受けることで、社会主義の基礎としての「社会的所有物」になっていく存在として位置づけている。すなわち市場と企業は新たな社会を生み出すべく進化していくものとされる。

第3は、そうした進化の原理として民主主義だけでなく自由主義についても肯定的に位置づけ、2つの原理を適切に組み合わせることが必要であるという主張である。市場が市民社会の基盤となるためには、市場と民主主義が親和的なものとなることが求められ、それにはその民主主義が自由主義的民主主義とならねばならないとされる。自由主義原理が重要な媒介項となるのである。

第4は、グローバリゼーションこそがそうした資本主義の変化をもたらす根源であり、そのもとでの新自由主義路線が否定的な現象を伴いつつ市民社会成熟の条件を作ってきているとして、その積極面を評価し、自由主義的転換を継承した形で新たな社会変革を展望しようという主張である。しかし性急なグローバル化は悪質なナショナリズムの誘因ともなるので、国民国家の良質な要素を生かしてその成熟化を進める中で、グローバルな新秩

序の形成が求められるとされる。

第5は、グローバル化と新自由主義路線が福祉国家の解体と貧困層の拡大をもたらした「格差社会」を生み出してきているが、経済の発展にとって格差は不可避であり、格差の縮小が第一の課題ではないという主張である。「格差社会」問題の本質は、貧困層の形成と固定化（社会的に排除される社会階層の創出）であり、「成熟社会」への発展による解決というだけでなく、それ自体への対応が必要であるとされる。

第6は、グローバル化により企業主義的統合と国民統合が解体され、個人の市民的自立が促されることで、それらを条件とした新たな運動論が求められ、地域に立脚した市民社会の成立をめざすことが重要となるという主張である。グローバル化は国家（ナショナル）の相対化をもたらす、リージョナル、ローカルのコミュニティを活性化させるが、そうしたコミュニティ（地域）における新たな質の変革主体が求められるとされる。

以上の6点が骨格をなす問題提起であるが、それらを端的に言うとするれば、「市場と自由主義的民主主義を本気で求め、それを前提とした日本社会の青写真に基づいて、説得力ある改革と運動論を提起できなければ、現政権に対して真に対抗可能な政治勢力の結集も不可能である」という「まえがき」の一文に集約されるであろう。そうした論点を軸に、政治（地方自治を含む）、経済、福祉、教育、労働組合運動などの問題について様々に論じているのが本書である。

いずれの問題提起も、社会変革をめざす対抗戦略のなかでこれまで説かれてきた論議とは大きく異なるもので、刺激的で polemical な主張となっている。執筆者グループもそれを意図しており、「本書の出版に際して強く望むことは、われわれの問題提起がきっかけとなって、将来の日本の将来像について、各方面で活発な議論がおきることであり」と述べている。対抗戦略が描けないまま様々な運動や組織が混迷と沈滞に陥っている状況下で、論議に一石を投じようという執筆者グループの意図に評者としては大いに共感し、その問題提起を積極的に評価するものである。

結論的に評者のスタンスを述べれば、評者も基本点においてほぼ同様の認識を有しており、その主張の多くについて首肯することができる。資本主義は、否定的で悲惨な現象を伴いながらも脱資本的な段階へと発展せざるをえない本質的傾向をもつ。資本主義は発展を通じてその内部に新しい社会を準備し、その主体を陶冶していく。マルクスはそうした資本主義のもつ自己否定性と通過点

性を明らかにし、グローバル化の進展が資本主義以後の時代を切り開かざるをえないことを予見したと考えられる。そのような理解のもとに本書の主張を受け止めるのであるが、さらに改革論・運動論を説得力あるものとするためにいくつかの検討すべき課題があると思われる。

第1は、本書の主張が成り立つ理論的根拠を深めることが必要ではないか。これまでの通説的マルクス理論の呪縛はなお強固に存在しており、それを解くことなく本書のような主張が理解されるのは難しいと思われる。資本主義がなぜ自らを否定し解消していく本質的傾向を持ち、どのような新たな社会とそれを担う主体を準備しているのかを明らかにしなければならない。その中で国家や市民社会、市場、企業の位置づけの再検討が必要である。それらに関する本書の提起には評者としてなお理解できない部分もあり、さらなる論議が求められる。

第2は、資本主義の自己否定性に即した変革は、「体制転換」ではなく「質的転換」をめざすものとなるが、その「質的転換」とは何かを明らかにしなければならないのではないか。そうでなければ本書の主張は、資本主義の自動崩壊論に陥ってしまうのではないか。資本主義が労働の疎外を根源として私的なものと社会的なものが分裂して現れる社会であるとすれば、それを克服するものは公共性と人権の実体化であり、そのための法や規範等による規制がかつての「工場法」と同様に重要となると考えられる。近年、環境や市場、企業をめぐるグローバルな規制への動きが強まっているのはその現れである。グローバル資本主義に対抗するグローバルな規制の展望についての検討が必要であったと思われる。

第3は、本書の「成熟社会」というキーワードは、自動崩壊論的なイメージが強く、新しい運動論に適していないのではないか。また「格差社会」についての本書の分析は十分でなく、「成熟社会」の対置は説得的でない。成熟によって格差が是正されないことは本書でも指摘されている。格差は企業の雇用・配分政策から生まれており、改めて企業の公共性が問われ、労働に関する政府の規制が求められている。格差を拡大し固定化しないための改革と運動が、資本主義の「質的転換」を進めるうえでも重要と思われる。

以上は、われわれの今後の研究課題を探るための論評であり、本書の価値をそこなうものではない。本書の論文はいずれもわれわれの現状認識の再検討を迫る啓発的かつ刺激的なものとなっており、本書を通じて社会変革をめぐる論議が活性化することを評者としても望みたい。

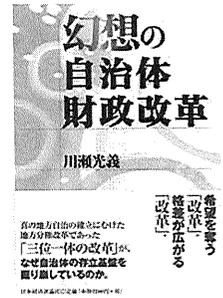
（小栗崇資 駒澤大学）

書評

川瀬光義著

『幻想の自治体財政改革』

日本経済評論社 2007年9月 本体価格3200円



本書は、1970年代の国と地方関係の財政改革が挫折したことにより、地方財政は分権化の掛け声にもかかわらず、地方交付税制度を変質させながら国の財政再建、景気政策の踏み台とされ、従属化を深めてきたことを具体的な実証分析によって明らかにしている。

そのことを総括的に示すのは、図序-1が示す、国と地方財政の財政規模の45年間にわたる比較データである。1970年代半ば以降バブル崩壊期を契機とした景気対策に地方財政が動員された時期を除くと、国家財政に比べて地方財政は縮小傾向を続けていることに注目し、国の財政再建政策のために地方財政の削減政策が採られてきたことを示す。あたかも地方分権がすすんでいるかのようなキャンペーンが張られ、「三位一体改革」進められたが、国の財政に比べ地方財政はかつてない縮小を強いられているのである（序章）。

著者は、以下のような方法で論を展開していく。

第一に、歳入の集権化の進行を第1章「住民税にみる集権性」、第2章「固定資産税にみる集権性」で地方自治体税収の太宗を占める住民税と固定資産税を取り上げて分析する。

第二に、歳出と財源との関係に注目しながら、1970年代半ば以降の地方財政の動向を検討する。第3章「『財政戦争』の帰結」では、革新自治体が改革しようとした福祉社会型地方財政改革が実現せず、政府・与党の人件費と福祉抑制による地方自治体の経常収支比率引き下げ策が進められることになり、それが今日の集権化の出発点になっていることを示す。第4章「投資的経費膨張政策の帰結」では、今日の国・地方財政危機の原因となっている1985年のプラザ合意以降の民活型公共事業の拡大と1990年代のバブル崩壊後景気対策のもとで交付税が大きく変質していくことを描いている。

第三に、著者が最も得意とする具体的な自治体の財政分析を通して分権化の掛け声とは裏腹に、集権化が進行していることを説得的に論証している。第5章「基礎的自治体からみた『三位一体改革』」では、沖縄県の渡嘉敷村の財政を具体的に分析し、三位一体改革が財政力の小さい、条件不利自治体の財政を破綻に追い込むことを極めて具体的に明らかにする。第6章「安全保障と地方自治」

では、日本で初めての基地所在自治体の優れた財政分析であり、基地と地方自治体との関係が大きく変わっていること、なりふり構わない政府の基地対策費のばら撒きや基地は経済発展の桎梏になっていることを嘉手納町と名護市の財政分析を通して説得力に満ちた論証をしている。

これらを総括して終章「地方交付税を連帯の証に」として、地方交付税の意義を強調する。

本書の貢献

本書の際立った主張は、1970年代の戦後第二回目の地方財政危機において、革新自治体が掲げた分権を保障する地方財政改革が実現せず、国の財政経済政策の踏み台として地方財政が利用され、集権化を強めてきているということである。1996年の地方分権推進委員会の『中間報告—分権型社会の創造』以降機関委任事務廃止にまでこぎつけながら、その後の市町村合併の推進、「三位一体改革」の実際は、むしろ行政的、財政的集権化過程の進行であった。さらに地方交付税の簡素化政策は、地方の小規模自治体を財政困難に追い込み、負担の増大と福祉と職員の削減を余儀なくさせようとしている、と見ている。分権の「幻想」を丁寧な実証によって、説得力ある形で示したことは、本書の第一の功績である。

第二に、基地財政を基礎自治体レベルで説得力あるデータと制度分析によって分析し、基地問題が地方自治問題であることを鮮明にしたことである。

沖縄の基地問題は、1995年の米海兵隊員の少女暴行事件、太田知事の米軍用地強制使用代行拒否などを契機に県内外の世論が政治を揺るがし、SACO（沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会）による基地返還移転が同意された。しかし、ほとんどが県内への代替施設新設のため、返還作業はすすんでいない。その代表的事例が普天間基地の返還とその代替施設として名護市辺野古の米軍キャンプ・シュワブへの基地新設計画である。

著者は、政府の基地対策費が、従来の基地交付金や軍用地料などとは異なった意味合いを帯びたものになってきていることを指摘する。つまり基地被害に対する補償または賠償的性格から基地受け入れの見返り振興策として知事や市長の同意によって交付される補助金としての

性格を持ってきていることに注目する。しかし、同じ迷惑施設であっても原発所在市町村への財政優遇に比べて基地財政優遇は比べものにならないこと、その上1995年以降はほとんど財政負担がゼロになるような補助金政策と交付税措置がとられるようになっていく。

しかし、どんなに交付金という優遇措置が取られても、あくまでも基地の存在を前提としたものである。著者は、基地をなくし地域振興の可能性を拡大し、課税権を有する住民税や固定資産税などの課税基盤を拡大することが可能であることを、かつて嘉手納町と行政区域を一にしていた北谷町の返還跡地利用による税収効果をバンビー飛行場とメイモスカラー射撃訓練場の返還前と後の交付金収入と税収との比較を行い、変換後の商業利用による税収のほうが大きいことを示した。自由な経済活動の上に成り立つ経済余剰のほうが、不生産的な財と化している基地に比べはるかに地域への貢献の方が大きいということを示したことは、平和か、経済かという論点を超越、平和が経済を活性化し、自治の基盤を強めることを示した点で、画期的である。

また、名護市の基地移転同意の背景には1990年代のリゾート開発の失敗があること、名護市の基地関連収入が基地隣接の旧久志村の軍用地料によるものであること、その旧久志村は名護市に合併して周辺化し、移転基地は旧久志村の辺野古地区に作られようとしていること、基地の被害を受ける住民と交付金や振興補助金の恩恵を受けるのは、直接基地被害の受けない市街地であることが示される。市長選挙や議会選挙では、基地の被害を受ける地域の政治的比重は小さいのである。「迷惑施設を少数者に押し付けて、その犠牲の上に便益を多数者が享受するというモラルハザードをもたらず政策」(207ページ)が展開されているのである。

ここまでみてくると、名護市の基地移転問題は、程度の差はあるが現代日本の地方における開発問題、市町村合併による周辺地域の決定権喪失問題とオーバーラップしていることがわかる。著者の、もっとも困難な地域や自治体から日本の地方自治のあり方を照らし出すという方法が生きているのである。

今後の課題

評者は、この著書から多くのものを学んだのであるが、今後深めたい点を整理しておきたい。

第一は、地方税の移譲と交付税の関係である。

著者は、第1章で地方所得課税のウェイトが高まること

は、スウェーデンと類似した構造のようであるが、なぜ日本は福祉社会にならないのかと問うて、それが「課税自主権と自治体の有権者に対する限界説明責任」が果たせる仕組みがあるかどうか、にあるという。スウェーデンでは、02年度で見ると個人所得税収の36,000万クロネのうち、地方の分が33,000万クロネ、91パーセントを占めており、所得課税が自治体の収入の基本であること、また中央政府と地方政府との事務配分が明瞭に区分けされていることにある。日本では、補助金制度改革の不十分さ、地方税と国税の税源が共有され、事実上地方税が国の付加税となっていること、福祉政策が課税控除方式のため、課税と福祉の受益関係に住民がコミットをしにくくしていることなど、要するに集権的仕組みがとられている、という。

ところが、終章では、財政力の小さい自治体の財政にとって地方交付税の必要性が主張される。その点で、スウェーデンは補助金を含め財政調整金の比重は小さく、税率格差を含め自治体の限界説明責任にもとづき自治的に決定されているのである。地方所得課税と財政調整についての日本的なあり方についてのより具体的な検討が必要と思われる。

第二は、革新的改革を葬ることによって、国は地方財政を踏み台にする経済、財政運営を続けてきたこと、その点で集権化が強まっていることを説得的に示しているが、そうだとすると、1990年代に掲げられた地方分権推進の流れがまったく市民的基礎を欠いていたともいえないのであって、それが何故「三位一体」改革に絡めとられていったのかという検討が必要ではないかと考える。その点は、沖縄の反基地闘争の高まりの中で公約された基地移転政策が、補助金と基地移転「同意」という基地誘致に絡めとられることを、どう評価したらよいのかという問題にも連なっている。そういう意味で、一路集権化が強まっているとみるか、分権化と集権化の新しい次元ととらえるのかという問題である。著者が第三セクターの失敗などに関していみじくも指摘しているように「国が用意したメニューに安易に乗じて財政危機を招いた自治体『経営』の責任も厳しく問われるべき」ということは、地方自治体の主体的選択と責任が問われたのであり、その点を組み込んだ国と地方関係の議論が必要と思われる。

(西堀喜久夫 所友 九州国際大学)

研究会「職場の人権」について

樋口明彦

I はじめに——記憶

いつ、今までの見知った世界から身を引き離して、未知の世界にいたる敷居をまたいだのか。そんな瞬間は、しばしば時が過ぎてから気づくものだ。

わたしと研究会「職場の人権」との出会いも、そんな出来事のように思える。最初に参加したのは、2003年12月に行われた第52回例会「アメリカのリビング・ウェイジキャンペーンから日本の地域労働運動を考える」(会誌『職場の人権』27号)だったように思う。そのあと、初参加にも関わらず、なぜか研究会の忘年会に呼ばれ(鍋だった!), のこのこと参加したことを今も覚えている。

大学院で、社会的排除/社会的包摂など社会政策の理論的動向を学びながら、日本におけるひきこもりの実情について実地調査していたわたしにとって、当時、労働問題とは遠い世界の出来事だった。研究会「職場の人権」に参加したのも、若年者雇用の問題を勉強する、そんな研究者としての関心が先行していたように思う。事実、研究会に参加し始めたころは、報告で語られる専門用語や歴史的事実を知らなかったため、しばしば当惑せざるをえず、勉強しなければと感じたものだった。

だが、若年者雇用に対する研究者としての関心とはまったく別のところで、研究会「職場の人権」は一つの新しい世界を開示していた。それは、研

究者・労働活動家・労働者などさまざまに立場の異なる人々が集いながら、現場の声を通じて問題の所在を知り、そして議論するという学習のスタイルである。当時、大学院生として研究を続けながら、「大阪地域職業訓練センター(A'ワーク創造館)」で非常勤職員として働き、いつのまにか研究と実践という二足のわらじを履いていたわたしは、研究活動と社会での実践活動を結びつけるスタイルに心から惹きつけられた。このスタイルこそ、わたしが求めていたものだ、そんな確かな期待が、不安定な研究活動を続けていた大学院生のわたしにとって何よりも貴重なものだったにちがいない。そして、その期待はゆっくりとかなえられていく。

研究会「職場の人権」とはどのような団体なのか、その活動を簡単に紹介していこう。ただ、わたしは団体設立のプロセスから居合わせたわけではなく、その途中からの姿しか知らない。したがって、以下の記述は、わたしの記憶といくつかの資料、そして今も続く強い期待から練り上げた想像的な解釈であることをお断りしておきたい。

II 研究会「職場の人権」をはじめよう!

1999年の呼びかけ

「私たちの国ではいま、職場での従業員の処遇が、その労働者個人の人権抑圧をもたらしもする状況があらわになっています。労働問題は、最大

の生活問題であるばかりか、ふつうの労働者にとっての深刻な人権問題にもなりつつあるといえましょう」。研究者・法律家・労働運動家・行政職員・議員ら42人による呼びかけ文「研究会『職場の人権』をはじめよう!」は、こんな一文から始まっている。1999年7月の発足から、研究会「職場の人権」は、主として大阪の「大阪府立労働センター（エルおおさか）」を舞台に毎月定例の研究会を開催し続けてきた。その数は、2008年4月例会をもって103回を迎える。

「職場」×「人権」

呼びかけ文からは、「職場」と「人権」という二つの位相を通じて、労働問題を問い直す強い姿勢を読み取ることができる。

呼びかけ文は、終身雇用体制の動揺、日本の能力主義の強化、個人処遇化の進展、雇用の法的規制緩和、労働組合機能の衰退など、雇用環境の悪化という共通要因を指摘しながら、他方、安易な問題の画一化を阻むような情勢にも言及している。その情勢とは、いじめ・パワハラ・セクハラ・過労死・過労自殺・一方的解雇・出産休暇や育児休暇の未保障・長期失業など顕在化する問題の多様化であるとともに、正社員・パートタイマー・派遣社員・契約社員など就業形態の多様化にほかならない。つまり、現実が生じている労働問題は、ともすれば個々の複雑な文脈のなかで埋没しかねない状況にあるともいえるのだ。ただ、そうであるからこそ、それらの諸問題を改めて包括的に捉える「人権」という視点が求められているといえよう。言い換えれば、「職業や所属団体を異にするさまざまな人々の集う研究会」である研究会「職場の人権」は、個々の状況から身を引き離して、問題の所在を考え直す「普遍的な位相」を志向しているのだ。そこには、現状に対する強い「NON!」という言葉が響いている。

しかしながら、個々の状況に埋没することを避けるとはいっても、現実から遊離した研究会のあり方もまた、一つの陥穽に違いない。なぜなら、労働問題とは、つねに一人ひとりの働く人々が直面する具体的な問題としてしか、現れないからである。その職務、勤務場所、勤務時間、給料、同僚たち、将来への展望、家族生活、休暇、健康状態など、凡庸な事実にこそかけがえのない争点がある。このように、労働問題は「人権」という

「普遍的な位相」を必要としながら、やはり「個別な位相」から無関係ではいられない。その点、研究会「職場の人権」は、その依拠すべきもう一つの基盤を「職場」に見出している。「まずは現代日本の労働者の職場生活における受難の経験が語られ」と述べられているように、研究会の参加者は、研究者や法律家など専門家の声だけを求めるのではなく、むしろその職場で働く人々からの声こそ耳を澄ませる。おそらく、研究会のなかで発せられる「NON!」は決して空虚なひと声ではなく、「職場」という場所で幾重にも木霊する声でなければならないのだ。

働く人々に向かう視線

「人権」と「職場」という二つ位相からなる研究会「職場の人権」は、まるで働く人々の声を拾う場所のように見なすこともできる。このような研究会のスタイルは、発足以来、代表を務めている熊沢誠さんの研究方法とも大きく重なっている。熊沢さんは、今までの労働研究を振り返って、「働く人びとの日々の生活、職場体験、ライフヒストリーへの関心にもとづく叙述」こそもっとも重視したいことだと述べ、by the peopleという視点が自らの労使関係研究の原点だと表明している（会誌『職場の人権』第43号）。すなわち、その視線の行先は、あくまで働く人々に向けられているのだ。

ただ、このような視線に多くの人々が共鳴して、一人ひとりが自らの眼で洞察しているからこそ、研究会「職場の人権」が成り立っていることも忘れるべきではない。北摂地域ユニオン委員長として活動しながら、事務局長を長年務めている泰山義雄さんも、そんな研究会を支えるかけがえのない一人だ。

Ⅲ 研究会「職場の人権」の営み

多彩なテーマに取り組む

毎月の例会が扱うテーマは多岐にわたる。製造・運輸・小売・介護サービス・教育・公務などさまざまな産業における働き方の実情、非正規労働の広がり、女性の労働、若者の労働、労働法の変化、労働運動の役割、過労問題、世界における労働政策の潮流……、そのすべてを書き尽くすこ

とはできない。ただ、テーマに違いはあれども、決して大局的な物言いに終始することなく、人々が働く姿に定位した報告は一貫している。ここ1年間のテーマを挙げておこう。

研究会「職場の人権」例会

(2007年4月～2008年3月)

第93回「韓国の非正規雇用の実情と、その闘い」

中村猛さん(日韓民主労働者連帯)

第94回「ゴリ押しされる成果主義」

宮崎徹さん(化学一般関西地方本部)・阪井清二さん(私鉄「連帯する会」)・岩佐卓也さん(神戸大学)

第95回「精神疾患の業務上認定の困難と課題」

笹尾達朗さん(NPO法人あったかサポート)・伊福達彦さん(NPO法人働く者のメンタルヘルス相談室)

第96回「『格差社会』における労働組合の役割」

熊沢誠さん(研究会「職場の人権」代表)

第97回「若者たちのユニオン運動－『隣』に気づく・つながる・生きのびる」

中村研さん(ユニオンぼちぼち)・河添誠さん(首都圏青年ユニオン)・石丸雄一さん(円山青年一揆実行委員)

第98回「『格差社会』から『均等社会』へ－『均等社会』は夢ではない」

均等待遇アクション21京都

第99回「なぜ、学校の先生はこんなにしんどいのか」

田中芳子さん(中学校教師)

第100回「正念場に立つ労働政策－ナショナルセンターの政策と行動を問う」

井筒百子さん(全労連)

第101回「人事・労務20年－中小企業の役員からみた労働現場」

高田好章さん(化学会社)

第102回「障害者の就労をめぐる－精神障害者の就労促進政策を中心に」

江本純子さん(佛教学)・野間田徹さん(交野自立センター所長)

会誌『職場の人権』による関心の共有

例会での報告は、隔月で会誌『職場の人権』にまとめられ、すべての会員に配布されている。運営委員によるテープ起こしをもとに、報告者の発

言や配布資料、コメンテーターの発言、質疑応答を詳細に採録している。現場の資料をふんだんに掲載した会誌は、研究会の内容を記録にとどめると同時に、労働問題を考える研究資料としても高い価値を持っているといえよう。

会誌の発行は、遠方に住んでいるため、大阪での例会に参加することができない人にとって、とりわけ大きな意味を持っている。なぜなら、会誌による詳細な記録が労働問題をめぐる関心を支える物理的な基盤となっているからだ。東京では、「コレ(会誌)があるから、会員なんだ」という声をよく耳にする。

このようなつながりは、日本だけにとどまらない。わたしは、2007年から行っている「日本・韓国・台湾における若者問題比較調査」の途上、会誌『職場の人権』に二度出会っている。一度目は、2007年9月、台湾の若者労働団体「青年労働九五聯盟」にインタビューに訪れた際、代表の陳柏謙さんは会誌のコピーを持参して、マック・ジョブについて勉強していると笑いながら語っていた。二度目は、2008年3月、韓国の「非正規労働センター」を訪問した時にも、所長である金星熙さんのオフィスの机には会誌『職場の人権』の最新号が置いてあったのである。

緩やかなメンバーシップ

研究会を支える会員は、緩やかなメンバーシップから構成されている。研究会に集う人々は、研究者だけでもなければ、労働活動家だけでもない。一般の労働者、行政職員、ジャーナリスト、大学院生、大学生など多岐にわたり、2007年8月現在、会員数は427名に上る。

研究会は、特定の主義・主張に拘泥することなく、広く議論するプラットフォームを目指している。そのためにも、研究会「職場の人権」は、会員に年間一口5000円の会費を募っている。いわば財政面での独立採算を維持することで、政治的な独立も保っているのだ。

毎月の報告テーマは、コミュニティ・ユニオンを中心としたユニオンリーダー・研究者・大学院生などからなる約15人の運営委員会によって企画されている。各自がテーマや報告者を提案して、全員で議論するスタイルだ。そのほか、例会のテープ起こしも、運営委員の大きな仕事の一つである。このような負担にも関わらず、全員がボラン

タリーに参加している背景には、それ以上に得るものがあるからだろう。なかでも、運営委員が決して固定化することなく、幅広い年齢層にわたって分布しており、20～30代の若手もほぼ半数を占めている点は注目に値する。若者の「労働離れ」が指摘されて久しいが、決して若者の関心が消滅したわけではない。むしろ、希望すれば、誰でも運営委員会に参加することができる。

例会のさらなる広がり

近年、若者が参加するきっかけとして、インターネットの役割を無視することはできない。若者にとって、ちらしなど従来の広報手段に接することは少ないが、ホームページにアクセスする機会は格段に増えている。事実、例会への初参加者のうち、インターネットを通じて知ったという者が少なくない。かくゆうわたしも、その一人だ。

研究会の周囲には、公式・非公式を問わず、さまざまな活動団体とのネットワークが張り巡らされている。また現在では、研究会「職場の人権」のメーリング・リストを作成して、幅広い情報交換も行っている。そのほか、研究会のなかで有志が集まり、「労働教育チーム」など新たな活動を進めることもある。

Ⅳ おわりに——期待

研究と実践を交錯させる場

最後に、いま一度、研究会「職場の人権」の意義を問うてみよう。それは、社会の現状について問い直す一つの明確なスタイルである。あるいは、研究と実践を交錯させる場の創出と言ってもいい。

かつて、社会学者のマックス・ウェーバーは、『職業としての学問』のなかで学問と啓示を峻別して、学問が依拠すべき知的廉直さの重要性について指摘した。ウェーバーによれば、啓示がわれわれはいかに行為すべきかという実践的な「価値判断」に応答するものだとするれば、学問はさまざまな社会現象がいかに生じたかという理論的な「事実確定」に関わっており、両者は互いに異なった領分を持っている。つまり、ウェーバーの眼目は、「実践的政策的な立場設定」と「さまざまな立場に対する学問的分析」を区別することで、学問による安易な政治的アジェンダを戒めることにあるのである。したがって、ウェーバーは、

学問における知的廉直さの基盤を、大学の教壇という場に求めたのである。

しかしながら、学問が大学という象牙の塔にこもってしまえば、このような学問に対する知的廉直さは一つの陥穽へ、つまり現実から切り離された空理空論へと翻ってしまうだろう。なぜなら、多くの社会現象はさまざまな価値判断が交錯する場所のなかで生起せざるをえず、人々もまたそのようなうねりのなかで考え、判断し、そして行動しなくてはならないからである。とりわけ、人々の生活に深く関わる労働問題は、「事実確定」と「価値判断」が不断に交錯する領域でもある。

したがって、労働問題を問い直すためには、研究という「事実確定」の極と社会労働運動という「価値判断」の極のあいだで、どちらか一方に与することなく、その両極のはざまに問い続けることのできる場が必要なのだ。そして、その場は、職場を生きている人々自身が参加できるところでなくてはならない。研究会「職場の人権」は、そんな研究と実践を交錯させる一つの活動スタイルだといえる。

一人ひとりの「職場の人権」

現在、法政大学で働いているわたしは、ある夢を持っている。それは、いつか自分なりのやり方で、研究会「職場の人権」のような場を作りたいというものだ。若年無業者の問題を研究するにあたって、若者・NPO・地元企業・行政など地域レベルで問題の現状を共に問い直し、そして政策的に判断する場の必要性を感じてきた。いまや地域政策において不可欠な役割を果たすようになってきたNPOを中心に、そんな場を創出することができたらと思わずにはいられない。むしろ、最初の一步を踏み出すかどうかは、わたしにかかっている。

研究会「職場の人権」の期待は、ますます多くの人々が研究会に参加して、自らの職場を捉え直す新たな契機を共有できるようになることだろう。ただ、それ以外に、一人ひとりが自分の生活に向き合いながら、研究と実践を交錯させる場を生み出していく営みもまた、研究会「職場の人権」が期待する可能性の一つに違いない。

(ひぐち あきひこ 法政大学)



研究会「職場の人権」 月例研究会のご案内

研究会「職場の人権」では、1999年の設立以来、毎月1回、定例の研究会を開催しております。皆さまの積極的なご参加をお待ちしております。ご希望のテーマ等がございましたら、事務局までご連絡ください。

■第109回研究会（2008年10月）

「公共サービスを担う仲間たち 一格差を超えた連帯を」（設立9周年記念シンポジウム）

と き：10月18日（土曜日）午後1時開場，13時30分～16時30分終了予定

ところ：エルおおさか（大阪府立労働センター）南館2階文化プラザ

（電話06-6942-0001 地下鉄谷町線，または京阪電鉄「天満橋」駅下車。西へ徒歩5～6分）

パネラー：橋本 芳草さん（大阪府商工労働部職員／大阪府職員労組役員）

小西 純一郎さん（武庫川ユニオン書記長）

熊沢 誠さん（研究会「職場の人権」代表）

コーディネーター：小畑 精武さん（自治労・公共サービス民間労組評議会アドバイザー）

公共サービス職場では、市場化，地方分権化の流れの中で，極限の人数で過重労働に耐えている正職員や，その正職員と同じような仕事をしながら低い賃金しか支払われない有期雇用の臨時職員・非常勤職員，さらには国や自治体から委託をうけて働く「民間労働者」が混在し，「行政改革」の痛みを背負われています。例会では，様々な立場から第一線で運動を続けておられるパネラーを招き，格差や立場の違いを超えた連帯の方途を探ります。

■第110回研究会（2008年11月）

「テレワーク —未来型労働の現実」

と き：11月22日（土曜日）午後1時開場，13時30分～16時30分終了予定

ところ：エルおおさか（大阪府立労働センター）南館7F 72号室

（電話06-6942-0001 地下鉄谷町線，または京阪電鉄「天満橋」駅下車。西へ徒歩5～6分）

報告者：佐藤 彰男さん（大手前大学教員）

コメンテーター：植野 和文さん（兵庫県立大学教員）

コンピュータを使って自宅や出先などで働くことのできるテレワークは今や，社員の在宅勤務や「直行直帰」のモバイルワークなど多様なかたちで展開し，政府はこれをワーク・ライフ・バランスを実現できる未来型労働として促進しています。しかし，テレワークは果たして労働者が働く時間を自由に選べる働き方なのか。例会では，テレワークの技術的可能性，テレワーカーの日々の労働や・労働条件の実態との懸隔を，わかりやすく解きほぐします。

※研究会への参加について

月例研究会への参加は無料です。会員でない方も，例会にご参加いただけます。その際は，会場受付にて参加費500円をお支払いください。会員登録をご希望の方は，ホームページの入会申し込み用フォーム，または下記事務局まで郵送または電子メールでお申し込みください。年会費は5000円（1口）で，会誌「職場の人権」（2月分の例会内容を編集した冊子）を配布いたします。みなさまのご参加，ご加入をお待ちしております。

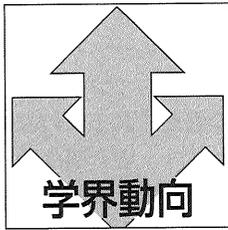
人権の視点から現代日本の労働を問う 研究会「職場の人権」

Tel・Fax 06-6315-7804 〒530-0027 大阪市北区堂山町8-13 堂山ビル4階

メールアドレス jinken@jp.bigplanet.com

ホームページ <http://homepage2.nifty.com/jinken>

メーリングリストのトップページ http://groups.yahoo.co.jp/group/shokuba_no_jinken/



WAPE第三回フォーラムに参加して

南 有哲

2008年5月24-25日、中国・河北省廊坊市の河北清華発展研究院において、マルクス経済学者の国際学会であるWAPE (The World Association for Political Economy) 第三回フォーラムが開催されました。数人の基礎研所員の方々とともに私もこれに行ってきたわけですが、ここで少し誌面をお借りして、参加の感想めいたことを書いてみたいと思います。なお、WAPEについては、本誌115号に掲載された大西広氏による「学会動向」、およびウェブサイト <http://www.wape2006.org/en/> を参照してください。

今回のフォーラムのテーマは、Marxism and Sustainable Development (マルクス主義と持続可能な発展) ということで、開催国である中国、および世界の現状に照らして見ても、適切なテーマ設定であったと言えるでしょう。プログラムに掲載された報告77本のうちの約3分の2がこのテーマに関わるものでしたが、他にも労働問題や価値論、国際経済論、社会主義論など多彩な内容の報告がありました。ちなみに、日本からの参加者とその報告タイトルは、以下に示すとおりです。(プログラム掲載順)

Makoto Itoh (伊藤誠) Reconsideration of 'the Law of Population' in Capitalist Societies.

Hiroshi Ohnishi (大西広) A Democratic Revolution in Venezuela—under the socialists' leadership.

Satoshi Ohata (大畑智史) The Properties of the Taxes on Ability to Pay Changing in the IT Period.

Jean-Claude Maswana (マスワナ・ジャンクロード) China-Africa Trade: The Uneven Development Hypothesis and Labor Considerations.

Kazuo Masuda (増田和夫) Long Waves and Falling Rate of Profit in the J-Economy—Empirically Estimated.

Yuuho Yamashita (山下裕歩) Some Extensions

of the Marxist=New Classical Growth Model.

Ryo Kanae (金江亮) Value and Price in the Growth Theory.

Arisato Minami (南有哲) The Confrontation between Nature-centrism and Anthro-centrism.

Tadashi Sanaka (佐中忠司) Taking a Fresh Look at Community-based Economy from the Standpoint of Sustainability.

Hiroshi Setooka (瀬戸岡紘) Toward a General Proposal for the Consumption Reduction Policy among the Developed Countries—From a Global Point of View of the Class Analysis.

その他には米国、オーストラリア、インド、英国、フランス、ギリシャから報告者がエントリーしていましたが、共催団体の一つがアメリカの左派系誌The U.S. Journal *Nature, Society, and Thought* であったためアメリカからの参加者が目立ち、私も初日の全体会の席でアメリカ共産党の活動家だという人物と隣あわせ、言葉を交わしました。

しかしなんといっても大勢を占めたのは中国です。このフォーラムそのものが中国社会科学院マルクス主義研究学部、清華大学経済管理学院との共催ということもあって、社会科学院と清華大学の関係者、さらには党機関所属の知識人が多数



参加しており、見たところ全体250余名のうちの三分の二は中国人といった感じでした。このフォーラムでは英語とともに中国語が「公用語」となっているようで、予稿集——リングファイルで綴じられた、A4判で七百ページ以上もある代物ですが——やプログラムも英語版とともに中国語版が用意されていましたし、報告や討論も多くの中国人が英語ではなく中国語で行っていましたが、同時通訳がつく全体会ならばともかく分科会でこれをやられると、われわれは困ってしまうわけです。ちなみに、フランス人は断固として仏語でスピーチしていたのも興味深いことでした。

とはいえ、(当たり前のことですが)フォーラムにおいて特に中国共産党への礼賛が組織されるわけでもなく、少なくともわれわれ外国人はそれぞれの学問的・理論的見地から好きなことを報告し論議していました。初日の全体会においてWAPE副議長でアメリカ人のDavid M. Kotz氏が「市場経済は社会主義を掘り崩すものであり、これを基盤とすることはできない。自主参加型の計画経済こそ必要なのだ」という趣旨の、中共の公式路線たる「市場社会主義」への批判ともとれる講演を行いました。特に問題もなく皆静聴していました。ただ、さすがにチベット問題等に言及する人はいなかったようです。

他方、中国人の研究者たちはどうであったかという、中国語での報告や討論の内容を理解するのは不可能でしたが、英語版予稿集を参照したり、あるいは英語に堪能な中国人が討論内容を説明してくれるのを聴いたかぎりでは、一方では中国共産党の路線や政策を前提としつつも、他方では環境破壊や格差の拡大といった中国が直面する多様かつ深刻な事態を率直に認め、古典や外国の業績にも真剣に学びながらマルクス主義を錬磨して行こうと努力しているようすが伺えました。権威主義的な一党支配体制を支える国定哲学として位置づけられながらも、他方では高度成長下にある「資本主義中国」の矛盾を批判的に捉えるための理論的武器として活用されつつあるという二面性が、現在の「中国マルクス主義」の特徴だということになるのでしょうか。

会議はすべてが河北清華発展研究院の建物のなかで行われ、またホテルが会場に併設されていたこともあって、ほとんどカンヅメに近い状態でしたが、宿舎は清潔で食事もまあまあでしたから、

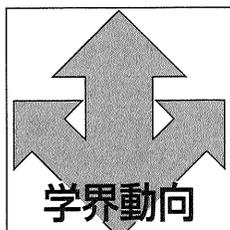
割と快適に三日間を過ごすことができました。またマルクス経済学という共通の絆のせいかフォーラムは国際連帯と友好の空気に満ちており、なかでも最終日の懇親会の場で全員がそれぞれの言葉で参加した「インターナショナル」の合唱は圧巻で、それは本当に印象的で感動的な一幕でした。

ただ、率直に言って会議の運営はかなり杜撰で、危なっかしいところが目立ちました。そもそも会場についての正確な情報が事務局からは事前は一切提供されず、ただ「飛行機の到着時間に迎えに行く」ことが伝えられたのみでした。またプログラムも開会直前まで配布されなかったもので、いづれどこで自分が報告し、あるいは分科会の司会をするのかといったことも、事前には一切わからなかったのです。まあこれが中国流というやつで、結果として大過なく終わったわけですから、これで良しとするべきなのかも知れませんが、国際学会としての今後の発展を展望するならば、WAPE理事会や事務局には、フォーラムの運営の改善についてぜひご検討いただきたいと思います。

もう一つ残念なことと言えば、飛行機の都合で帰途の旅程がずいぶんタイトになってしまい、折角企画されたエクスカージョンに参加できなかったこと、また先程述べたように北京市内からずいぶん離れた町にカンヅメになっていたために、ほとんど観光らしい観光ができなかったことで、結局増田和夫氏と二人でエクスカージョンバスに便乗して北京市内に出た後(車窓から建設中のオリンピックスタジアムは遠望できましたが)、タクシーで天安門広場を一周しただけで、そのまま空港へ向かうことになりました。2008年の北京は15年前に訪れたソウルの街とどこか似ているような感じで、機会があれば一度ゆっくり街歩きをしてみたいものだと思います。

上海、島根、北京(近郊)と、三回にわたって東アジアで開かれたWAPEフォーラムですが、来年は8月にパリで、再来年はドイツの「エンゲルスの生地」で開かれることが正式に決定したとのことで、欧州のマルクス経済学者や左派活動家との交流が期待できそうです。基礎研所内の皆様も、もし時間と費用の都合がつくのであれば、一度はご参加されることをおすすめします。

(みなみ ありさと 所員 三重短期大学)



基礎経済科学研究所 「一日東京研究集会」報告

高田好章

さる7月19日、専修大学神田校舎で「基礎研一日東京研究集会」が開催された。午前の部、午後の部と分かれて、午前の部は基礎研が主催し、午後の部は東京にあるアジア・アフリカ研究所との共催となった。

午前の部は、「基礎研“未来社会論”のために」というセッションで、まず富沢賢治氏が「社会的企業と社会的経済セクター」と題して、あたらしい形の共同体をいかに成立させるか、という報告をされた。社会的な共同体の関係では、「自然的共同体」すなわち血縁・地縁による自然的なコミュニティの基盤のうえに、左に国家、右に営利企業を置き、その両者の間に挟まれた形で民間非営利組織が置かれて、この3つのアソシエーション(組織)のセクターが、それぞれ自由・平等・連帯という3本足で社会の安定を確保する、という社会の構成図を示された。このうち民間非営利組織としては、伝統的な「協同組合」「NPO」に対して、新たな「社会的企業」が重要な役割を担うと強調された。さらに「私的所有」と「個人的所有」を峻別され、「生産手段の社会化」の問題は「労働の社会化」をどのように進めるかという問題に収斂するという。「アソシエートした労働」は「労働の社会化」の結果であり、企業組織のあり方では「社会的企業」をめざす組織づくりが重要となる。したがって、社会的企業は外部的には社会連帯・ネットワーク化(生産の社会化)、内部的には可能な限りワーカーズコープ化(労働の社会化)をめざす、という方向を示された。次に小松善雄氏は、最初に「ソ連型社会主義の崩壊原因と社会主義史第3段階論」と題して、マルクスの社会主義像は国家社会主義ではなくアソシエーション社会主義であったという点を踏まえ、ソ連型社会主義の崩壊原因の基底には国家社会主義の問題があること、また超中央集権的統制経済システム・党と国家の癒着の体制化・ポリシェヴィズム型統治様式がスターリンを生み出し、ヒューマンイズム・民主主義

の衰退を示唆された。第3段階には社会主義へのアソシエーション的・民主的な道こそ必要と説かれた。続いて「協同組合セクターの条件と可能性」と題して、まず協同組合セクターの技術的・経済的基礎として、機械制生産様式の確立による労働の社会化・労働過程の協業的性格がワーカーズコープの礎石となり、労働者生産協同組合成立の条件を潜在的に成熟させ、コンピュータ制御生産様式の進化によるME革命・IT革命が労働者の知的器官の拡張・拡大の機能を果たし、中央集権型から自立分散型ネットワークにワークスタイルが移行していく。さらに協同組合セクターの可能性については、社会的企業の基幹部分である社会的(労働者)協同組合と、ESOP(従業員持ち株制度)による労働者所有企業の発展を取り上げ、さらにアメリカの先端企業であるインテルにおけるストップオプション制度、サンマイクロにおける社員全員を会社の株主にした例を紹介し、すでに協同組合セクターは潜在的に存在するとして、既存の協同組合における協同組合官僚主義から労働者主権・コミュニティとしての協同組合を見直し、オウエン型ワーカーズ・コープの復活への道を述べている。それはオウエンが業界初の水力によるシュール紡績機械駆動を行なったことに見直すべきだと言われた。最後に、大西広氏からは、この研究集会セッションの目的である基礎研による未来社会論出版企画案の説明があり、人間発達・協同組合セクター・株式会社等の問題を中心にして、未来社会論を今後も基礎研内外の論客に大いに議論してもらう、との報告がありました。フロアからは、特にワーカーズコープに対する質問があり、それに対して富沢氏は、それぞれの協同組合が「タコツボ」状態になるのではなく、ネットワークとして活動すべきとの話をされていた。また小松氏は昨年京都での現資研における理論主体の報告から一歩出て、今回は具体的なプロセスについて話されたため、非常に議論を身近に受け取

ることができ。ただ、労働者協同組合を巡って働く人の目の届く範囲での経営組織を報告者が強調していたが、目の届きにくい大きな経営組織に対して未来社会はどう対処するのか、今後の株式会社論との関連の議論が待たれる。

午後の部は、AA研との共催で「東アジア協同体論の構築にむけて－東アジア・南アジアの現実から－」と題するセッションとして、4名の方が報告された。藤田和子氏が「GMS（拡大メコン地域）における国際協力・交流の現状－中越共催「紅河流域民族文化と生態文明国際会議」を中心に－」として、中国・ラオス・タイ・カンボジア・ベトナム各国を流れるメコン川流域に焦点をあてて、特に新資料によるインドシナ戦争・ベトナム戦争時の中国とベトナムとの関係を示され、今後GMS構想として開発されていく展望を示された。次に桐山昇氏が「東南アジア域内分業の進展とAFTA」として、ASEAN域内分業する日系自動車企業を取り上げて、ASEAN各国にそれぞれ製造拠点を持った分業体制と流通形態を具体的に示されて、今後もAFTA進行によって域内分業体制は選択と集中へと向かうと述べられた。和田幸子氏は「BRICsインドと再生可能エネルギー 第11次5ヵ年計画の立場」として、経済成長著しいインドの経済力の発展と農業における問題点として、インド全体としては貧困人口が減少しているように見えるが、州別に統計を見た場合貧困の偏りが見られるし、実地調査された農村ではそれが顕著に見られることを述べられた。特に電気によるエネルギー問題を強調された。最後に阪本将英氏が「バンダ・アチェの災害復興に係る現状と課題」として、2つの地域の実地調査によって被災地復興の問題点を住民の立場から指摘された。一方は行政が行き届かない地域で自助によって復興した地域バンダ・アチェと、政府支援が行き届いた地域ジョグジャカルタを対比することによって、災害復興支援には現地にあった復興アプローチを見極めることが大切であると述べられた。フロアからの質問は、インドの状況についてのものが多く、現在の関心が特にインドに向けられるいることが、ここでも見られた。

朝10時から始まった一日研究集会は、途中の昼

食休憩を挟み、午後6時ごろまで熱い議論が続いて終わった。さらに近くの沖縄料理店で懇親会が開かれ、基礎研・AA研の方々の盛んな議論が続いて、遅くまで歓談した。特に、私の近くの席では東西の高齢の参加者が1950年代の熱い戦いの話に大いに盛り上がっていたのが印象的だった。

20年前に基礎研が駒澤大学で研究集会を行って以来の東京での研究集会だったが、両セッションとも30名近くの方々が参加され、手ごたえを感じた。隣の席の方は、ある雑誌の記事を見て参加されたということで、東京にはまだまだ潜在的需要はあるのだとのことで、京都を本部として関西中心の活動になっている基礎研にとっては、関東方面におられる所員・読者との交流の機会として、できれば毎年でもやりたいと思った。1970年代後半に基礎研の活動を始めたのはこの東京の地であった私は、この日早朝5時半に奈良で電車に乗り新幹線で駆けつけたが、それだけの価値のある研究集会だった。また関西からは、専門家研究者だけでなく、何人もの労働者研究者も参加したことは、この企画への関心の高さを示すもので、中には日帰りされた方もおられた。共催していただいたAA研の方々と、また事務方として協力していただいた方々に、感謝の言葉をかけたいと思います。

（たかだ よしあき 所員 化学会社勤務）

誌面批評

いま なぜ人間発達か
『経済科学通信』116号を読んで

『経済科学通信』116号は「『人間発達の経済学』の革新」が特集されている。これは、2007年9月22-23日に京都大学で開催された基礎経済科学研究所の第30回研究大会での共通テーマであり、池上惇教授の記念講演の他にこの大会の共通セッションで報告された8報告が論文の形でまとめられている。また、並行セッションではどのような報告・議論がなされたかについてそれぞれの担当者がまとめられて報告されている。

これらの重厚な論文のそれぞれについて詳しく検討を加えコメントすることは、とても私の能力の及ぶところではない。そこで、私が最近感じている「人間発達の経済学」にたいする関心の高まりについて考察し、あわせて今後の「人間発達の経済学」の発展の方向への希望を述べて「誌面批評」の代わりとした。

そもそも、「人間発達の経済学」は基礎研がその創立当初から探求してきたものであり、その経過は本号掲載の森岡論文に詳しく述べられている。私などもそれに惹かれて基礎研の門をたたいた1人である。そして、その共同研究の成果として1980年代には『講座・現代経済学』『人間発達の経済学』などが編まれ、90年代には『日本型企業社会の構造』『人間発達の政治経済学』などが編まれた。ところが、2000年以降は諸般の事情により共同研究への結集が弱くなり基礎研としての書物は出版されなくなった。

2005年秋、基礎研編ではないが久しぶりに「人間発達」を冠した『人間発達と公共経済学』が出版された。これを機会に、同年9月10-11日北海道・札幌学院大学で開催された研究大会では1つのテーマとして「人間発達の経済学の継承と発展」が取り上げられた。しかし、大会が北海道で開かれた故に参加者が少なく議論が研究所全体に盛り上がったとはいえない状況であった。

その理由を考えてみると、1つには、『人間発達と公共経済学』そのものがそのあとがきで述べられているように「ソロ奏者の競演の趣」を残すものであった。つまり、研究所全体の共同研究への結集という点では不十分であった。この大会での議論でようやくそのスタートラインに立ったといえる。2つには、当時日本社会では労働・生活の全般にわたって人間破壊が進んでいたにもかかわらず「小泉劇場」が全盛でその実態が表面化しにくい状

況にあった。研究大会の日は、ちょうど「郵政旋風」によって自民・公明両党が衆議院で議席の3分の2をとった選挙の当日であった。理由としてはこちらの方が大きいかも知れない。

その後、安倍・福田両内閣になって「小泉構造改革」の実態がだれの目にも明らかになり、不安定雇用による「ワーキング・プア」や「格差社会」が声高に叫ばれるようになった。ここに、いま再び「人間発達の経済学」に関心が高まってきた背景があると私には考えられる。もとより「人間」あるいは「人間発達」に関心があるといってもその考え方には千差万別がある。しかし、雇用状況あるいは生活状況における人間破壊の原因は何か、どうすればそれが改善されるのに関心がある限り、それは議論によって深められるものであろう。

中国においても、市場経済化にともなって近代経済学が主流だと聞いていたが、近年ではマルクス主義経済学の研究も盛んになり「人間発達の経済学」に対する関心が高まっているという。116号に掲載された許崇正論文をはじめ、最近の『通信』には「人間発達の経済学」に関する中国の研究者の論文が多く掲載されている（110号許崇正論文、115号南京会議特集の5論文）。これも市場経済化が進むとともに「市場経済万能」の欠陥が明らかとなり「調和社会」をめざす方向に修正しなければならないようになったことの現れであろう。大西論文で述べられているように、中国における「人間発達の経済学」とわれわれの「人間発達の経済学」とには若干距離があるように思われる。これは議論によって縮められるものなのか、あるいは日本と中国ではそれぞれ重点の違った「人間発達の経済学」があってよいのか、おそらく両方であろう。いずれにしてもいま始まっているように双方が議論を重ねることはよいことである。

昨年の大会には所外の人びとのも議論に参加いただいた。したがって今号には所内外の多くの論文が掲載されている。当然そこには多様な意見が反映されている。それは所内と所外だけでなく所員間でもあると思われる。それは必ずしも一つにまとまらなければならないものではないだろう。それを前提にして私の関心のあるいくつかの論点を取り上げあわせて私見を述べてみたい。

これだけ資本による人間破壊が進む社会で「人間」あ

るいは「人間の発達」が考えられる根拠はなになのか。それは人間破壊が進むと同時にそれに反対する傾向も進むということである。それは単に破壊にたいする抵抗が進むというだけではない。マルクスが『資本論』第1巻の序言で述べているように「こんにちの支配階級は、より高尚な動機は別として、まさに彼ら自身の利害関係によって、労働者階級の発達をさまたげるいっさいの、法律によって処理できる諸障害を取りのぞくことを命じられている」のである。これはどういうことかといえば、資本家階級は彼らの行動を規制する「利潤原理」によって生産性の向上に努めなければならない、そのためにはその労働者を訓練し彼の能力を高めなければならないのである。この点がこれまでの生産様式である「奴隷制」や「封建制」と決定的に違うところである。そして、労働の生産力を高めるためには個々の労働者の生産力を高めるだけではなく、結合した労働者の生産力を高めなければならない。これが富沢論文で言われている「労働の社会化」であろう。

富沢論文によれば、現代における「労働の社会化論」の特徴の1つとして「人間発達の基本的要因を労働に限定しないで、創造的活動という視点からも捉え直すこと」があげられている。これは、基礎研でいう労働能力、享受能力、統治能力に通じるものであろうか。私見によれば、労働能力においては狭い分業は克服されなければならないが総じて専門性は尊重されるべきである。これに対して享受能力、さらには統治能力においてはその全面性を発展させなければならない。

たしかに、現代日本における貧困の拡大や労働環境の悪化は、マルクスが『資本論』で取り上げた19世紀に逆流したような感じを受ける。しかし単にそのまま2世紀前に戻ったのではない。当時は機械の導入によって熟練労働が解体され、女性・児童労働が拡大された。当時に比べると、労働者階級の労働能力や生活には明らかな進歩がある。他面では情報技術の進歩により労働能力や生活

にたいする資本の支配はいつそう強まっている。いまやグローバル化により世界の市場は1つに結ばれ、IT化によって支配の網は時間・空間を超えて強まるようになっている。正規労働が縮小し、不安定労働が拡大している。いずれにしてもいまは、「工場法」が誕生したときと同じような変革期にさしかかっているようである。われわれは第2の「工場法」を生みださなければならない。それは現在の資本の支配状況が示すように工場内に限定されたものとはならないだろう。

「人間発達の経済学」が、資本による人間破壊の現場である労働過程・生活過程を中心に持ち上げなければならないのは当然であるが、初期の「人間発達の経済学」があまり持ち上げなかった問題に、資本による自然の破壊がある。地球に優しくというのが自然が破壊されて地球が困ることはない。被害を受けるのは人間である。このことは昨今の原油や食糧の高騰にも現れている。このメカニズムも究明しなければならない課題である。

大会の議論では、①どのような社会・人間を形成するか、②その条件はなにか、どうしてそれを保障するか、に大きく分かれていたように思われる。前者を代表するのが大谷論文・藤岡論文であり、後者を代表するのが森岡論文であった。今後これらの間でさらにかみ合った議論が展開されることを期待したい。

最後にもう1点、私は「人間発達の経済学」とアマルティア・センのケーバビリティについてはどの点が共有されどの点に相違があるかもっと詰める必要があると感じている。ラスキンやモリスについても同様であるが、センは現代の人であるだけにとくにその必要を感じる。このあたりの議論ももっと深まることが望まれる。

以上、まとまりのない雑文で申し訳ないが、当日議論を聞かせていただいた1参加者の感想としてお受け止め下さい。

(小野 満 所員)

基礎研40周年記念事業への所員・所友・読者の みなさんのご協力を訴えます。

ご承知のように、基礎経済科学研究所は、今年、創立40周年を迎えました。現勢は1980年代の所員数や『経済科学通信』の読者数には及びませんが、本研究所は依然として所員・所友からも、読者をはじめとする所外の支援者からも必要な組織として求められ、今後の活躍と発展が期待されています。それを示すように、『『人間発達の経済学』の革新』をテーマに昨年9月22～23日に京都大学で開催された研究大会は、往時を凌ぐ参加者で盛り上がりました。

私たちは、現状に甘んじず、基礎経済科学研究所40周年を基礎研再興の節目ととらえ、現在、以下のような記念事業に取り組んでいます。

◇ 記念募金（目標額1000万円）

これまでの基礎研活動の蓄積と人的ネットワークの広がりを見ると不可能な目標ではないと思われる。6月末現在ですでに約100万円が払い込まれている。広く抛金いただくために募金は1口5000円以上とし、2口以上の寄付者には『新資本論入門』（仮題）を贈呈するが、資力の許す方々には大口の寄付も期待している。

◇ 40周年記念出版の助成

基礎経済科学研究所における共同研究の成果の刊行企画を所内に募集し、8月末までに申請に応じて審査を行い、1件50万円の出版助成を行う。

◇ 40周年記念懸賞論文の募集

所内外の社会人や若手研究者や大学院生の方々に研究発表の場を提供するために、懸賞論文を募集する。応募締切りは2008年10月31日。審査を経て、2008年12月の40周年記念研究大会において表彰式を行う。賞金は、優秀賞20万円1編、奨励賞5万円2編とする。

◇ 新版『資本論入門』の刊行

前書『ゆとり社会の創造__新資本論入門12講』（1989年、昭和堂）の全面改訂を行い、『働きがい社会の創造__現代を『資本論』で読む12講』（仮）として刊行する。本書は、本研究所の知的な成果とアイデンティティのさらなる展開に向けて、『資本論』の目で現代を創意的に読み解く作業を行うものである。

◇『経済科学通信』40周年記念号の刊行

2009年3月発行予定の『経済科学通信』第119号において40周年記念特集を行う。40周年に関連した座談会の開催および研究所年表の作成を行う。第118号においても40周年関連の記事を掲載する。

◇基礎研版「WEB政治経済学事典」の作成開始

政治経済学の学問領域における知的蓄積の全体像を描くことを目的に、用語事典を作成し、研究所のHP上で公開する。基礎研が追究してきた「人間発達の経済学」の成果を活かし、共有する知識記憶装置である。

◇基礎研版「OCW（オープンコースウェア）」の作成

WEBを通じて教育研究機関のもつ知的資源を社会へと発信するOCWの基礎研版をHP上に開設する。具体的には、①自由大学院ゼミのレジュメ・議論内容等の公開、②現資研・研究大会の報告資料の公開（全体会の報告および討論の動画公開を視野に）、WEB版「資本論入門講義」（新版『資本論入門』の執筆者による解説動画）、などを作成する。

◇40周年記念研究大会の開催

2008年12月6日および7日に、関西大学千里山キャンパスにおいて、40周年記念研究大会を開催する。詳細は本号の表紙裏面を参照されたい。

2008年8月

基礎経済科学研究所 理事長 大西 広
40周年記念事業実行委員長 森岡 孝二

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数	論文, 研究ノート, 読書ノート: 200字詰50枚以内 研究動向, 書評 : 同 20枚以内 いずれも, 図表, 注などを含む。
原稿	投稿は, 編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は, テキスト形式あるいはMs-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は, 返却不要なメディアに上記したファイル形式にして, 基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また, その際, コピーを一部添えて下さい。なお, お送りいただいた書類, メディア等は返却致しませんので, あらかじめご了承下さい。審査は, 投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて, まず匿名査読委員の選定が行われ, 査読依頼を行い, その評価に基づき, 掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は, 論文投稿者に書面にて, 郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は, 経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で, 決定します。抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。
掲載料	下記の金額をお支払い願います (所員・所友・研究生を除く)。 論文・研究ノート・読書ノート5000円, 研究動向・書評2000円

編集後記

▼ 前号 (116) 号より編集局の一員となりました, 中野裕史と申します。事務局の仕事も担当しております。基礎研40周年にあたり、『経済科学通信』の発展に加え, なにより基礎研のさらなる飛躍に少しでも寄与できるよう取り組んでまいりますので, みなさまよろしくお願ひ申し上げます。

▼ はじめに、『経済科学通信』116号について訂正がございました。「NEWSを読み解く」の関する表紙の記述が「9条国際会議」となっておりました。正しくは, 新倉修先生にご執筆いただいた論稿の表題「9条世界会議」です。お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

▼ 本号のテーマは「人間発達の福祉再論」です。2008年3月15・16日に開催された, 春季研究交流会 (佛敎大学) の統一テーマに基づく論文を掲載しています。大会の共通セッション1「福祉の思想と人間発達をめぐって」では, 上掛利博, 藤井透両氏が報告されました。セッション2の福祉を超えた新しい発想, 救貧法の歴史比較分析などが印象的でした。また, 岡崎祐司氏, 横山寿一氏, 大松美樹雄氏による共通セッション2「福祉労働再論—進み行く市場化の中で—」では, 福祉の市場化という波が押し寄せる中で, 事業体におけるマネジメントの困難性とあいまってサービスの受益者負担が増大し, そこに携わる労働者も高負担を強いられている実態が明らかとなりました。利用者福祉労働者双方の権利

保障がなされない限り, 福祉の場における人間発達はありえない。このことを再確認することのできた, 大変意義深い研究集会でした。

▼ ところで, 私の専門分野は社会政策・労使関係論で, 中でもパートタイム労働を目下の研究課題としています。パート労働=低賃金で無権利の「身分」という現状があり, フルタイムで働きながら労働条件はパートという労働者もかなり多く存在します。この点で, 福祉労働は最先端をいく領域といっても過言ではありません。指定管理者制度や独立行政法人化によって, 正社員が非正社員に切り替えられ, 低賃金のパートや派遣が大々的に導入されています。現場からは生活の不安と長時間労働の狭間で苦しむ, 労働者の声なき声も聞かれます。とはいえ, もしアメリカの生活賃金運動に匹敵するような労働・社会運動の機運が日本でも高まれば, 労働条件の改善はいくらでも可能となるはずで。基礎研が多くの社会人や研究者, あるいは労働・社会運動の担い手たちとの活発な研究交流の「場」となればと願う, 今日この頃です。

▼ さて, 117号の表紙は「金魚すくい」の写真を掲載いたしました。写真を提供していただいた山田実さん, ありがとうございます。

(中野裕史)

基礎経済科学研究所設立40周年記念 懸賞論文の募集

基礎経済科学研究所では、40周年記念事業として懸賞論文を募集しております。多くの方々のご応募を期待しております。

応募資格 社会人，大学院生，若手研究者(40歳未満)

賞 金 優秀賞20万円1編 奨励賞5万円2編

応募締切 2008年10月31日

募集要項等詳細は、本誌116号94～95頁または基礎研HPをご覧ください。

<表紙写真作者のプロフィール>

山田 実 (やまだ みのる)

大阪芸術大学 藝術研究所 助手

社団法人 日本写真協会 会員

経済科学通信 第117号 2008年10月10日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号
TEL/FAX (075) 255-2450
e-mail henshu@kisoken.org
URL <http://www.kisoken.org>
振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 中谷 武雄
副編集局長 藤岡 惇
編集局員 神谷 章生 大西 広 岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子
田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史 形岡亮太郎 森本 壮亮
佐々木雅幸 阪本 将英 大畑 智史 中野 裕史

印刷所 モリモト印刷株式会社
〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19
TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円 (郵送料を含む)

ベンノ・テシイケ〔著〕 君塚直隆〔訳〕

A5判上製・5200円

近代国家体系の形成

ウエストフアリアの神話 資本主義と国家の形成・発展と人類史の地政学的転換を追究して新たな近代世界史像を提示。

J・ローゼンバーク〔著〕 渡辺雅男・渡辺景子〔訳〕

A5判上製・4300円

市民社会の帝国

近代世界システム
の解明

国際関係に対する資本主義のもつ意義を論じて、新たな近代世界システム論を展開。

岩田勝雄〔著〕

四六判上製・2000円

現代世界経済と日本

今世紀の世界はどこへ向かうのか？ 現代世界経済を鳥瞰し問題群を抽出して、課題を探索する。

西堀喜久夫〔著〕

A5判上製・3400円

現代都市政策と地方財政

都市公営事業からコミュニティ共同事業への発展

戦前における関大版市政、一九八〇年代における宮崎神戸市政の都市経営を検証して、コミュニティの再生と都市財政のあり方を考察する。

長島誠一〔著〕

A5判上製・3700円

現代マルクス経済学

森岡孝二〔編〕

四六判上製・2700円

格差社会の構造

グローバル資本主義の断層

菊本義治ほか〔著〕

A5判上製・2800円

日本経済がわかる 経済学

藤田 勇〔著〕

A5判上製・1万1500円

自由・民主主義と社会主義 1971~1991

社会主義史の第2段階とその第3段階への移行

経済理論学会〔編〕

B5判並製・2000円

季刊 経済理論

第45巻第3号
(2008年10月)

特集◎日本資本主義は変わったか

特集にあたって

日本型企業システムの変容と雇用 収斂か

拡散か、それともハイブリッド化か

日本の金融システムの回顧と展望 銀行部

門の構造変化を中心に

構造改革と日本資本主義の変容

交易損失と外需依存と低賃金指向型FDI

グローバル化下での日本経済

植村博恭

磯谷明德

石倉雅男

金澤史男

佐藤秀夫